

ニ非サレ
ハ委任ノ
期限内ニ
之ヲ解任
スルコト
ヲ得ス
會社設立
以後ノ契
約ヲ以テ
撰任シタ
ル業務擔
當人ハ之
ヲ撰任シ

ハ既ニ受取りタル利益ヲ以テ其後ニ生シタル損失ヲ補
充スル義務ナシ

註 利益の分配は損失に因りて減じたる出資を填補したる後に非ざれば之を分配することを得ざ然れども匿名員は已に受取りたる利益又は未だ受取らぬも已に受取期限に至りたる利益を以ては其後に生じたる損失を補ふ義務なし故に受取りたる利益は之を返還に及ばざ又未だ受取らざるも已に受取るべき期限に至りたる利益は之が分配を請求することを得べし

第二百七十一條 匿名組合ノ契約ハ其契約ニ於テ時期ヲ定メサリシトキハ六ヶ月前ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得又其契約ハ營業者ノ破産家資分産若クハ死亡又ハ其營業ノ廢止ヲ以テ終ル

註 契約は其時期と定めざるるときは何時にても之を解くことを得べし故に匿名組合に於ても契約に於て時期を定めざるるときは随意に之を解くことを得るなり然れども突然之を解くときは損失を被むることあるを以て六ヶ月前に豫め之を告げ置きて解除をべし又此契約は營業者の破産若くは死亡又は其營業の廢止を以て解くものなり是れ組合の契約は其人に因るものなればなり

第二百七十二條 契約解除ノ場合ニ於テハ匿名員ノ負擔ニ歸ス可キ損失及ヒ債務ヲ引去リタル後其出資額ヲ之ニ拂戻スコトヲ要ス

註 匿名組合は契約を解除するときは匿名員の負擔と爲すへき損失及び債務あるときは之を引去りたる後其出したる額の資本を之に拂戻すこと、と故に初め一万圓を出資したるも損失及び債務に五千圓を引去るときは残り五千圓を拂戻すべし

第二百七十三條 匿名員ハ契約解除ノ場合及ヒ每事業年

タルト同
一ノ方法
ヲ以テ其
承諾ヲ要
セスシテ之
ヲ解任ス
ルコトヲ得
第百二十七條
業務擔當
人ヲ撰任
シタル方
法ノ如何
ヲ問ハス
其中ノ一
人又ハ數

人ノ死亡
解任又ハ
解任アリ
テ此等ノ
事件ノ爲
メニ會社
ノ解散セ
サルトキ
ハ總社員
ノ過半数
ヲ以テ其
補闕者ヲ
撰任ス

改正 日本商法會社法註釋終

度ノ終ニ於テ計算書ノ差出ヲ求メ及ヒ商業帳簿並ニ書類ヲ展閱調査セント求ムル權利アリ
此規定ハ第二百六十六條及ヒ第二百六十七條ニ掲ケタル場合ニモ亦之ヲ適用ス
註 監事員ハ出資ト供したるのみにて其營業の上に立入らざして全く營業者に放任せしめざるは曖昧不正の事なきにしもあらざれば契約解除の場合と事業年度即ち毎年未だ計算書を差出さしめ及ヒ商業帳簿並に書類を展閱調査せんことを求むる權利あるあり展閱とは開き見るを云ふ

第二百二十八條

右ノ
外會社定
款ノ執行
ニ關スル
總テノ處
分ハ亦社
員ノ過半
數ヲ以テ
之ヲ定ム
定款ニ反
スル行爲

改正 日本商法手形法註釋

○商法第一編

第十二章 手形及ヒ小切手

註 手形には爲替手形約束手形の二種あり爲替手形の事は第六百九十九條以下第八十條に定め約束手形の事は第八百一十一條以下第八百十五條に規定し又小切手は第八百十六條に規定せり

總則

第六百九十九條

手形ハ或ル金額カ支拂ハル可キ旨ヲ明記シ指圖式又ハ無記名式ニテ發行スル信用證券タリ
手形ニハ條件ヲ附スルコトヲ得ス

註 手形とは或る金額が支拂はるべき旨を明記し之を受取人に宛て、振出せし信用証券なり是は社會に流通の便に發するものにて貨幣

第十二章 手形及ヒ小切手

者カ二箇ノ債務ヲ消滅セシムルニ足ラサル金

銭又ハ有價物ヲ此社員ニ辨濟スルニ於テハ其社員ハ會社ノ債權

振出人が無能力者にして爲替義務を負ふことと得ざる者たることを口實として手形所持人に對して其引受の義務を拒むことを得也
第七百二條 手形ノ要件ヲ外觀ノ爲メニノミ記入シタル手形ハ其情ヲ知リタル者ノ爲メニハ之ヲ手形ト看做サス

註 手形の要件とは手形面に記載すべき必要の事項即ち氏名住所振出場所又は支拂の場所を云ふ外觀の爲めにのみ記入したるとは只外面を装ふ爲めに假に設けて記入したるものにして其實のなきことなり例へば甲者より乙者に對し現在せざる人を支拂人として手形を振出し又は現在せるも其支拂を爲すべき義務なき者を支拂人として振出したるの類を云ふ此手形は乙者即ち支拂人としたる者又は其讓受人が其情即ち外觀の爲めに設けたるを知るに於ては支拂人に引受を求むる等總て爲替手形所持人の權利を行ふことを得ずと雖も其情を知らぬ者に對し

額ト自己ノ債權額トノ割合ニ應スルニ非サレハ自己ノ債權ノ辨濟ニ之ヲ充當スルコトヲ得ス但債務者ノ爲シタル充當

第七百三條 他人ヨリ特ニ委任ヲ受クルコト無ク又ハ代理ノ事實ヲ明記スルコト無クシテ他人ノ爲メニ手形ニ署名スル者ハ此ニ因リテ自己ニ責任ヲ負フ
註 他人より特に委任を受くること無くとは別段に他人より手形に付ての委任と受けたること無きを云ふ又は代理の事實を明記すること無くしてとは代理は其代理たるべき旨を明かに記さざれば代理の權より無き者なり然るに今此等の事なくして他人の爲めに手形面に支拂人何某とか振出人何某とかの氏名を記したる者は其事實の如何に拘はらるる名前のあるを以て自己に責任を負ふものとす是れ手形は内部に因らるるして外面に依りて責任の誰たるを知るものあればなり
第七百四條 手形ノ受取人ハ直チニ振出人ニ對シ又其後ノ各所持人ハ其前者ヲ經由シテ振出人ニ對シ番號ヲ記

又ハ定款
外ノ行爲
ニ付テハ
總社員ノ
一致ヲ得
ルヲ必要
トス
本條ハ定
款又ハ法
律ノ之ニ
反スル規
定ヲ妨ケ

と同様の信用と流通との利益あるものなり指圖式又は無記名式とは手形の記載方に付て云ふものなり差圖式とは手形面に乙者又は乙者の差圖人に支拂ふべき旨を明記しあるを云ふ無記名式とは受取人の氏名を記さずして流通せしめ最後の所持人自ら氏名を記して支拂を受くるを云ふ

手形は條件を附することを得ずとは或は振出人より手形資金を受取る後に支拂ふべしとか或は差引計算の上支拂ふべしとか云ふ如き條件を附けることは出来ぬなり是は信用證券の性質を失ふに因るあり

第七百條 商ヲ爲スコトヲ得ル各人ハ 爲替義務ヲ負フコトヲ得

註 商を爲すことを得る各人とは商法第十條第十一條及び第十二條に規定したる者を云ふ爲替義務を負ふとは手形の振出人支拂人裏書人引受人又は保證人となりて手形の支拂又は其手形不拂の場合に償還義務を負ふことを謂ふ此等の義務は商業を爲すことと得る者は之を負ふことを得ると云ふの條文なり

第百二十九條 第三者カ會社ト業務擔當社員ノ一人トニ對シテ同性質ノ債務ヲ負擔シタルトシキ其第三

第七百一條 手形ニ爲替無能力者ノ署名アルモ 其他ノ署名ノ効力ハ此カ爲メニ妨ケラル、コトナシ

註 爲替無能力者とは前條に述べたる如き者とは異にして商を爲すことを得ざる者にして爲替を發し爲替義務を負ふことを得ざる者なり商を爲すことを得ざる者とは年齢二十歳未満の者即ち未成年者の後見人なき者又夫ある婦が夫の承諾を得ざる者其他一般の無能力者即ち癡癡白痴等の者なり署名とは名前と記すことなり爲替手形には無能力者などの氏名を記載することなしと謂ひ難し然れども是が爲めに他の能力ある者の手形の効力を失ふことなま例へば手形の振出人は未成年者にして且つ商を爲すことを得ざる者あるも其の手形の支拂人は成年者即ち能力ある者にして其支拂の引受を爲したる場合に在ては其引受人は

者カ二箇ノ債務ヲ消滅セシムルニ足ラサル金銭又ハ有價物ヲ此社員ニ辨濟スルニ於テハ其社員ハ會社ノ債權

振り出し人ハ無能力者にして爲替義務を負ふことと得ざる者たることを口實として手形所持人に對して其引受の義務を拒むことを得せ

第七百二條 手形ノ要件ヲ外觀ノ爲メニノ記入シタル手形ハ其情ヲ知りタル者ノ爲メニハ之ヲ手形ト看做サス

註 手形の要件とは手形面に記載すべき必要の事項即ち氏名住所振出場所又は支拂の場所を云ふ外觀の爲めにのみ記入したるとは只外面を装ふ爲めに假に設けて記入したるものにして其實のなきことなり例へば甲者より乙者に對し現在せざる人を支拂人と云て手形を振出し又は現在せるも其支拂を爲すべき義務なき者を支拂人として振出したるの類を云ふ此手形は乙者即ち支拂人としたる者又は其讓受人が其情即ち外觀の爲めに設けたるを知るに於ては支拂人に引受を求むる等總て爲替手形所持人の權利と行ふべきを得せと雖も其情を知らぬ者に對し

額ト自己ノ債權額トノ割合ニ應スルニ非サレハ自己ノ債權ノ辨濟ニ之ヲ充當スルコトヲ得ス但債務者ノ爲シタル充當

は爲替手形として所持人の權利を行ふことを得るなり

第七百三條 他人ヨリ特ニ委任ヲ受クルコト無ク又ハ代理ノ事實ヲ明記スルコト無クシテ他人ノ爲メニ手形ニ署名スル者ハ此ニ因リテ自己ニ責任ヲ負フ

註 他人より特に委任を受くること無くとは別段に他人より手形に付ての委任と受りたること無きを云ふ又は代理の事實を明記すること無くしてとは代理は其代理たるべき旨を明かに記せるときは代理の權より無き者なり然るに今此等の事なくして他人の爲めに手形面に支拂人何某とか振出人何某とかの氏名を記したる者は其事實の如何に拘はらるる名前のあるを以て自己に責任を負ふものとせしめ手形は内部に因ら

走して外面に依りて責任の誰たるを知るものあればなり

第七百四條 手形ノ受取人ハ直チニ振出人ニ對シ又其後ノ各所持人ハ其前者ヲ經由シテ振出人ニ對シ番號ヲ記

ナ變更ス
ルコトヲ
得ス
然レトモ
債務者カ
正當ノ利
益ナクシ
テ社員ノ
債權額ノ
全部ニ充
當シタル
トキハ社
員ハ其辨

シタル同文ノ手形數通ノ交付ヲ求ムルコトヲ得
手形ノ各所持人ハ需用ニ應シテ自ラ手形ノ謄本ヲ作ル
コトヲ得

註 同文の手形數通を振出すときは其一通毎に番號を付し第一號の手
形文面中には第二號第三號の手形に對しては「御支拂被下間數候」と記
入し第二號には第一號第三號の手形に對しては「御支拂被下間數候」と記
入し及び第三號には第一號第二號の手形に對しては「御支拂被下間數
候」と記入して振出せしものなり此如くして置くときは數通の手形を振
出せしもの一通の手形に付支拂を爲したるときは他の手形は無効なること
は自から分るなり此手形は先づ直接に受取人に宛て振出せしものなれど
も其後の所持人は手形面に記載したる受取人より裏書讓渡を受けたる
者及び其裏書讓受人より更に裏書讓渡を受けたる者が數通の手形の振
出を求めんとするときは其前者の手を経て即ち現の所持人より直接の

濟ノ額内
ヨリ右ノ
割合ニ應
スル部分
ヲ會社ニ
分與スル
責ニ任ス
債務者又
ハ社員カ
有効ナル
充當ヲ爲
サハルト
キハ財産

讓渡人に對し此直接の讓渡人は又自分が讓渡を受けたる讓渡人に對し
順次に遡て振出人迄至り振出人に對し番號を記したる同文の手形數通
と求むることを得るものとす
第七百五條 手形ハ其文言ニ因リテ直接ニ義務ヲ負ハシ
ム但法律又ハ商慣習ニ依リテ例外ト爲ス可キモノハ此
限ニ在ラス

註 文言とは其手形面に記載せる事項なり手形は其文言に因りて義務
と負はしむるものとは其事實に於ては乙者は支拂ふべき義務なきも其
文言に乙者の支拂たることを記しあるときは其文言に因りて裁判とべ
きものなり但法律又は商慣習に依りて例外と爲すべきものは格別なり
法律又は商慣習に依りて例外と爲すべきものとは法律に依りて例外と
するは第七百條第七百二條及び第七百五十六條の類なり七百條の場合
に於ては無能力者の署名したる手形を無効ならしめ又七百二條は外觀

篇第四百
七十二條
ニ從ヒテ
法律上ノ
充當ノ規
定ヲ適用
ス
第三百三十條
業務擔當
人タルト
否トヲ問
ハス社員
ニシテ會

の爲めに假りに裝ふたる支拂人は固より其支拂の義務なきものとする
が如し又商慣習に例外ある場合とは手形面には何月何日拂とありと雖
も若し其日にして慣習上の支拂日に當らぬときは第七百五十六條又依
り其支拂を猶豫せしむるの類と云ふ例外とは格別の場合なり
第七百六條 法律上ノ要件ヲ掲ケタル手形又ハ其要件ト
共ニ違法ノ事項ヲ掲ケタル手形又ハ文言カ互ニ抵觸シ
其抵觸ヲ法律ノ許セル方法ヲ以テ取除クコトヲ得サル
手形ハ無効タリ
註 要件と共に違法の事項を掲げたる手形とは手形に要件を掲ぐと雖
も亦之と共に法律に違ひたる事を掲ぐるるときと云なり例へば第七百十
六條第二號に従ひ支拂ふべき爲替金額若干圓と記載したるにも拘はら
ぬ第六百九十九條の規定に反し右金額は商品又は公債證書を以て支拂
ふべしとの但書を附えたる手形又は何月何日拂と明記し乍ら右期日よ

社ノ債務
者ヨリ會
社ニ對ス
ル債務ノ
一分ヲ受
取リタル
者ハ場合
ノ如何ニ
拘ラス會
社ニ其利
益ヲ得セ
シムルコ
トヲ要ス

り幾日前に報知致候は御支拂可被下候と書くが如きを云ふ其手形は
無効と爲さへきなり
文言が互に抵觸しとは例へば手形の文言には千五百圓とあり而して其
欄外には數字を以て一三〇〇とありて金額上に二百圓の差あるが如き
又一の手形に去て東京大坂其他所々にて支拂を爲さべき旨を記載した
るが如きを云ふ
法律の許せる方法を以て取除くことを得ざる場合とは手形の文書に千
五百圓とありて欄外に數字にて一三〇〇と記載しふるが如きは次條の
規定に依るときは法律の許せる方法に去て所謂手形上の重要あらざる
附記は法律の要件に適する手形の文言の効力を妨ぐるることなしとあ
るに依りて處分すべきなり即ち數字にて一三〇〇と記したるは第七百
十六條第二號に爲替金額但文辭を以て記載すべしとある法律の要件に
適せざして之を重要あらざる附記と看做すことを得るものにして即ち

但自己ノ
持分トシ

テ受取證

書ヲ與ヘ

タルトキ

ト雖モ亦

同シ

第三百十一

條 業務

擔當人タ

ルト否ト

ナ問ハス

各社員ハ

法律の許せる方法を以て其抵觸を取除くことを得るものとせるは是れあり

第七百七條

手形上ノ重要ナラザル附記ハ法律上ノ要件ニ適スル手形ノ文言効力ヲ妨クルコト無ク又爲替上ノ義務ヲ生セシムルコト無シ

註 手形上の重要ならざる附記とは有るもなきも同様にて假令ひ之れ

なきも別段手形たるに妨げなきものあり例へば利息を拂ふべき旨を附

記せるか抵當品を入れ置く旨を明記せるかの如きと云ふ此等の記載は

手形の効力に關するものにあらざり又爲替上の義務を生ぜることなし

第七百八條

偽造又ハ變造ノ手形ハ手形トシテ其効チ有ス然レトモ偽造變造ニ因リテ義務ヲ生スルコト無シ但一旦生シタル義務ハ變更セサルモノトス

偽造變造ニ付テノ異議ハ其偽造、變造ヲ爲シタル者又

ハ其情ヲ知リテ手形ヲ取得シタル者ニ對シテ之ヲ起ス

コトヲ得

註 偽造とは全部眞實あらざるものを偽造ると云ふ變造とは一部の眞

實ならざるものを造ると云ふ二個共に眞實ならざるものなることは同

じ只一部と全部との差あるのみ之を詳かに言へば茲に乙者あり自ら丙

者に宛て甲者の振出したるものとして手形を造り丙者に對し其支拂を

求めたるが如きは偽造なり又乙者は甲者より丙者を支拂人としたるニ

百圓の手形を受取り之を三百圓と數字を改めたるが如きと變造と云ふ

此等の手形も手形としては其効を有るとは例へば全く偽造したる手形

に對して支拂人引受と爲したるとき又は受取人が裏書を爲して他人に

譲渡したるときは其引受及び裏書は即ち有効なりとするが如きを云ふ

偽造變造に因りて義務を生ぜることなしとは例へば甲者爲替手形と造

りて勝手に乙者を振出人とするも其實乙者の知らざるに於て乙者は

其過失又

ハ懈怠ニ

因リテ會

社ニ加ヘ

タル損害

ヲ賠償ス

ル責ニ任

ス此損害

ハ社員カ

會社營業

ノ他ノ事

件ニ付キ

テ會社ニ

得セシメ
タル利益
ト相殺ス
ルコトナ
得ス但其
事件ノ互
ニ連絡シ
タルトキ
ハ此限ニ
在ラス
第三百三十二
條 會社
契約ヲ以

之が爲めに資金を送附又は償還要求を受くるの義務なきあり又百圓の手形に引受を爲し又は裏書を爲したる後所持人が之を二百圓と變造せるも引受人、裏書人の義務は百圓に止りて二百圓を支拂ふの義務なきが如し但一旦生じたる義務は變更せざるものとは其偽造變造なることを知らずして己に引受を爲し又は他人に裏書を爲して譲渡したる者は善意の所持人に對して其爲替義務なしと云ふことと得ざる云ふ善意とは偽造變造することを知らざる者を云ふ

第七百九條 爲替義務ハ其負擔ニ關シテハ手形ニ記載シタル地ノ法律ニ從ヒ若シ其地ヲ記載セサルトキハ債務者ノ住所ノ法律ニ從ヒテ之ヲ定メ又其履行ニ關シテハ履行ヲ爲ス可キ地ノ法律ニ從ヒテ之ヲ定ム
爲替上ノ權利ヲ行使シ及ヒ保全スル爲メニスル行爲ハ其行爲ノ地ノ法律ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス但手形

テ業務擔
當人ヲ撰
任セサル
カ爲メニ
業務ヲ取
扱フ社員
ノ自己ノ
業務ニ於
ケルト同
一ノ注意
ヲ加ヘサ
ルトキニ
非サレハ

ニ其他ノ地ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス
註 爲替義務は其負擔に關しては手形に記載したる地の法律に從ひては例へば日本東京より朝鮮に向けて爲替手形を振出したるに朝鮮にて引受を爲えたる後ち更み支那香港に於て裏書讓渡を爲し其手形讓受人より朝鮮に向けて支拂を求めたるに朝鮮にて支拂を拒みたるに依り再び其償還を得んが爲め日本東京に送り返すが如き場合に於ては何國の法律に從ふべきやと云は、手形に記載したる地即ち朝鮮の法律に從ふべきは勿論なりと雖も若し何等の記載をもなきときは義務者即ち手形支拂人住所地の法律に從ふべきものとせり
履行に關しては其履行を爲すべき云々とは物品時日及ひ場所其他義務と盡すべき方法に付て云ふ例へば日本に於てチフランを拂ふべき旨の記載あれば佛國と日本とは貨幣の相場が異なるを以て佛國の相場に依らば日本の相場に依て之を定めて支拂を爲すが如きを云ふ總て支拂地

其過失ノ
責ニ任セ
ス
第三百三十三
條 各社
員ハ會社
資本中ニ
於テ使用
スル一チ
得ル金額
ナキトキ
ハ會社ノ
所屬物ニ

の法務と慣習とに従はざるべからざ
爲替上の権利を行使し及び保全する爲めにその行爲とは其手形面に土
地を定めて記載したるときは格別なれども若し之を記載せざるるときは
其行爲即ち例へば償還要求の通知及び拒證書を作るには之を作る
土地の法律に従ふものと爲替上の権利とは爲替に付て請求すべき權
利を云ふ行使とは其権利を行ふを云ふ保全とは權利を害せられぬ様保
護せるを云ふあり

第七百十條 手形又ハ小切手ノ占有者ニシテ正當ノ方法
ニ依リ且甚シキ怠慢ニ出テスシテ之ヲ取得シタル者ハ
其手形又ハ小切手若クハ其代金ノ引渡ノ請求ニ應スル
義務ナシ但其占有ノ原因消滅シタルトキハ此限ニ在ラ
ス

註 占有者とは自分のものとして所持し居る者を云ふ正當の方法に依

關スル必
要及ヒ保
持ノ費用
ヲ自己ノ
權利ノ割
合ニ應シ
テ分擔ス
ル責ニ任
ス
第三百三十四
條 業務
擔當人タ
ルト否ト

りとは窃取詐欺等に依らざして正しき方法に依りたることを云ふ甚し
き怠慢に出せざるときは輕率にして詐欺の爲め手形を取得し又は其不正
たることを知て惡意にして取得したる如きを云ふ此等の條件なくして
取得したる者は其手形が假令ハ盜難紛失等に因るものなりと雖も其所
有者の請求に應じて之を還すに及ばざるは手形は廣く流通すべき性質
の者たればなり
占有原因消滅したるときとは例へば金を借るの質物として手形を借
權者に引渡すべきことを約して之を引渡さざれば故に其債權者より引渡
請求せられたるに債權者は最早借金は返済し義務は消滅せしを以て其
引渡の請求に應ずべき理なしとするが如し是れ債權者の手形を占有し
たるは質物に取りたるに因るが故に其質物に對する金圓を返済したる
ときは之を取戻すことを得べきは當然なるべし

第七百十一條 盜取セラレ又ハ紛失シ若クハ滅失シタル

各社員ハ
 會社ナシ
 テ自己ノ
 出資外ニ
 會社ノ爲
 ヲ有益ニ
 立替ヘタ
 ル金額ヲ
 返還セシ
 メ又ハ會
 社ノ利益
 ノ爲メ善

手形及ヒ小切手ニ付テハ第四百三條ノ規定ヲ適用ス
 本條は第四百三條の規定を適用するものと茲に四百三十條を掲ぐる
 こと、せんに左の如し

第四百三條 盜取セラレ又ハ紛失シ若クハ滅失シタル指圖證券ハ裏書
 讓渡アリタルト否トテ問ハス民事訴訟法ニ從ヒテ權利者之ヲ無効ナリ
 トスルコトヲ得

第七百十二條 爲替手形ノ引受人又ハ約束手形ノ振出人
 ニ對スル爲替上ノ請求權ハ滿期日ヨリ三ヶ年ヲ以テ時
 効ニ罹リ又所持人若クハ裏書讓渡人ヨリ振出人若クハ
 前裏書讓渡人ニ對スル償還請求權ノ請求ノ通知ヲ爲シ
 タル日ヨリ三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹ル
 時効ハ訴テ起シ其他各箇ノ裁判上ノ手續ヲ爲スニ因リ
 テ中斷セラレ又裁判所ノ判決ニ依リ又ハ書面ニ明示シ

意ニテ負
 擔シタル
 義務ヲ認
 諾セシメ
 又ハ會社
 ノ營業ノ
 爲メ自己
 ノ財産ニ
 受ケタル
 避ケルチ
 得サル損
 害ヲ賠償
 セシムル

テ債務ヲ承認シ新債務ト爲シタルニ因リテ消滅ス
 註 時効とは出訴權と失ふことにて手形面ハ金額を請求する訴權ある
 期限を経過したるを云ふ此手形の時効は爲替手形に付ては其引受人に
 對テ約束手形に付ては其振出人に對して其請求權は支拂を受くべき滿
 期日より三ヶ年を以て時効に罹リ又手形所持人に於て支拂を拒みたる
 に由り振出人又は前裏書讓渡人に對して償還請求を爲すとせば其請
 求の通知を受けたる日より又現所有者より償還の請求を受けたる第二
 以後の裏書讓渡人は自己の讓渡を受けたる前所持人に對し其旨を通知
 したる時より三ヶ年を経過するに由り時効に罹りて請求權を失ふもの
 也とす
 各箇の裁判上の手續とは訴訟に参加するの通知を爲し又は破産決定の
 申立を爲すが如き手續を云ふ時効の中斷とは手形は三ヶ年を以て時効
 に罹りて請求權を失ふものと然るに今裁判上の手續を爲すとせば其

コトヲ得
 第三百三十五
 條 會社
 營業ノ爲
 ヲ社員ノ
 立替ヘテ
 ル金額ハ
 其使用ノ
 日ヨリ當
 然利息ヲ
 生ス
 之ニ反シ
 テ各社員

裁判の結果に依り今既に二ヶ年を経過したる場合に又更に新期限と爲りて其裁判の決定したる日より期間を通算することにあるを云ふ
 債務と承認し新債務と爲したるに因りて消滅とは手形に關する義務が未だ三ヶ年を経ざる以前に於て訴訟を起し裁判所の判決又は關係人の書面を以て其債務を承認したるときは其債務は更に其性質を變じて商事上の債務は變じて民事上の義務と爲るが故に其義務を付ては商事上の時効は消滅と云ふ義なり書面に明示して新債務となどは證書書替の事なり

第七百十三條 一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ニ在テハ時効ハ呈示ニ付キ規定セラレタル期間ノ滿了ヨリ始マル但其滿了前ニ呈示ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス
 註 一覽拂とは一定の支拂期日を以て其手形を支拂人に呈示したるときを以て支拂期日を定むるものなり一覽後定期拂とは手形を支拂

ハ自己ノ
 營業ノ爲
 ヲ會社資
 本中ヨリ
 引出シタ
 ル金額ニ
 付テハ當
 然會社ニ
 對シテ其
 利息ヲ負
 擔シ尙ホ
 損害アル
 トキハ賠

人に差出したる日より何日目にかに支拂ふべき旨を定むるを云ふ一覽拂の手形若くは一覽後定期拂の手形の所持人をして自由に期日を定めしむるものなり然れども餘り期限が永きときは支拂人は爲めに迷惑を生ずることあるに因り第七百五十七條に於て二ヶ年を以て期限の滿了とするものと定めたり然れども所持人が右の二ヶ年以内に手形を持参したるときは其持参を爲したる時より時効期限を起算して三ヶ年を過去れは時効に罹るものと満了とは期限の到來したるを云ふ
 第七百十四條 手形ヨリ生スル請求權ヲ時効ニ因リ又ハ法律ニ規定シタル行爲ヲ怠リタルニ因リテ失ヒタル者ハ其失ヒタルニ拘ハラズ支拂人振出人又ハ裏書讓渡人ニ對シ此等ノ者カ支拂ハサル爲替資金若クハ取戻シタル爲替資金ニ因リテ已レテ利シタル限度ニ於テ右請求權ヲ主張スルコトヲ得第七百十一條ノ場合ニ係ルモノ

償ノ責ニ

任ス

第三百三十六

條 社員

ハ會社解

散ノ際ニ

現在スル

資本ニ於

ケル各自

ノ持分ヲ

會社契約

又ハ其後

ノ契約ヲ

ト雖モ亦同シ

註 手形より生ずる請求權とは手形所持人に於て期日に支拂を求め又は拒証書を作り或は償還要求を爲すを云ふ時効に因り又は法律に規定したる行為を怠りたるに因り失ひたる者とは手形所持人に於て時効期限を経過し或は支拂期日に支拂を求め或は拒証書を作ら或は償還請求の通知及び訴訟を延滞したる等の爲めに支拂を受くる權利を失ひたるを云ふ此等の權利を失ひたるに最早全く請求權なきものとせば必き他に不當の利益を受くる者あるに至るべし故に假令右の怠慢ありと雖も所持人に對して此資金を請求するの權利を與へざるべからざる然れども亦所持人は已に支拂及び償還を要求權を失ひたる者なれば其爲替資金に因り相手方が利益を得たる部分のみにあらざれば請求するを得ざる是れ法文の一爲替資金に因りて已れを利したる限度に於て右請求權を主張することを得」と云ふ所以なり限度とは部分のみと

以テ隨意

ニ定ムル

コトヲ得

但第三百

十八條ニ

掲ケタル

二箇ノ場

合ハ此限

ニ在ラス

第三百十七

條 社員

ハ其一人

又ハ數人

第七百十五條

總テ手形ニ署名ヲ爲シタル者ハ此ニ因リ

連帶シテ義務ヲ負擔ス然レトモ此連帶義務ハ各義務者

ニ於テ特立ノモノトス爲替ノ訴ハ其總員ニ對シ又ハ其

一人ニ對シテ之ヲ起スコトヲ得

註 手形ノ名前を記したる者は連帶して義務を負担するは其の爲替手

形なると約束手形なるとを問はず皆同じ而して署名を爲したる者とは

振出人引受人裏書人等を云ふ

此連帶義務は各義務者に於て特立のものとは此手形の連帶義務は

通常の連帶義務とは異なりして相連絡するものゝあらざる例へば通常の連

ノ持分カ
利益及ヒ
損失ニ於
テ同一ナ
ラサルヲ
合意スル
コトヲ得
然レトモ
利益ノミ
ヲ豫見シ
テ右ノ持
分ヲ定メ
タルトハ

帶義務の場合に於ては其一人に對して時効の中斷を爲したるときは其
中斷の効力は他の連帶者にも及ぶと雖も手形上の連帶義務者間に於て
は其人に對して時効の中斷を爲すも其効力は他の連帶者に及ぶことな
し
爲替の訴は其總員に對し又は其一人に對して之を起すことを得とは已
に連帶して其義務を負担したる上は總員に對しても亦其一人に對して
も爲替上の訴を起すことを得べし

第一節 爲替手形

第一款 振出

註 振出しとは他より受取るべき債權を有する者が其の債務者に券面
記載の金額を支拂ふべき旨を明記したる手形を作成して之を受取人に
渡すと云ふ又爲替手形とは茲に大阪の甲商人あり東京に在る乙商人よ
り商取引を爲し千圓を支拂ふ義務を負へり然るに甲者も亦東京に在る丙
者に千圓の貸金あるを以て右乙者に商品代價千圓を送るに代へ丙者よ
り千圓を支拂ふべき旨を明記したる爲替手形を振出し乙者に送るとき
は乙者は其手形を同地の丙者の所に持參し千圓の金を受取ることを得
るを云ふ

第七百十六條

爲替手形ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ

要ス

損失ニ付
テモ同一
ノ定方ヲ
合意シタ
リトノ推
定ヲ受ケ
如何ナル
場合ニ於
テモ受ケ
タル損失
ヲ控除シ
會社ノ貸
方トシテ

- 第一 振出ノ年月日及ヒ場所
- 第二 爲替金額但文辭ヲ以テ記ス可シ
- 第三 支拂人ノ氏名
- 第四 受取人ノ氏名又ハ其指圖セラレタル人若クハ所
持人ニ支拂フ可キ旨及ヒ満期日並ニ支拂地
- 第五 拂出人ノ署名捺印

第一より第五に至る要件は皆手形に記載せべきものなり故に其一

殘ル所ノ
モノニ非
サレハ配
當ス可キ
利益ト看
做サス又
右貸方ヲ
竭シタル
後借方ト
シテ殘ル
所ノモノ
ニ非ラサ
レハ損失

を欠きたるときは其爲替手形は無効たり

第七百十七條 振出人ハ爲替手形ヲ自己ノ指圖ニテ振出

シ又ハ自己ニ宛テ振出スコトヲ得

註 爲替手形には常に振出人受取人支拂人の三人あるを定則とそれども亦之を兼帯することを得べき旨を示す即ち振出人にして受取人たるの資格を兼ね又支拂地を異ねるに於ては振出入にして支拂人たることと得べきとす

第七百十八條 爲替手形ノ金額二十五圓以上ナルトキハ

無記名式ニテ振出スコトヲ得

註 無記名式手形は爲替手形の金額二十五圓以上にあらざれば之と振出すことを得ざるときは無記名式手形は貨幣と同じく流通するを以て金額の少きときは悪弊の生ずることあればなり

第七百十九條 満期日ハ定マリタル日又ハ日附ノ後定マ

リタル期間又ハ一覽ノ時又ハ一覽後定マリタル期間ニ於テノミ之ヲ定ムルコトヲ得

註 満期日とは支拂日なり之を定むるに四ヶの方法あり第一支拂期日を定むること例へは何年何月何日といへるが如し第二日附の後一定乃期限と定むること例へば手形を作りたる日附より二ヶ月の後と云ふが如し第三一覽乃時即ち所持人が支拂人の所に持参したると以て支拂日と定むること第四一覽後定まりたる期間に於て定むること例へば手形所持人が其手形を支拂人に差出したるより何日又は何週間の後に支拂べきものとするが如し

第七百二十條 爲替手形ニ満期日ヲ記載セサルトキハ其

手形ハ一覽ノ時ニ満期ト爲ル

註 爲替手形に満期を記載せざるは無効たることは勿論なれども本條は此支拂期日の定めなきときは一覽拂のものとして看做すと定めたり

第三百三十八

ト看做サ
ス然レト
モ會社ノ
存立中ニ
詐害ナク
シテ既ニ
爲シタル
利益又ハ
損失ノ一
分ノ配當
ハ之ヲ變
更セス

條 會社
 資本ノ全
 部又ハ會
 社ノ得タ
 ル利益ノ
 全部ヲ社
 員中ノ一
 人ニ歸ス
 可キ約款
 ハ無効ナ
 リ
 技術又ハ
 勞力ヲ出

第七百二十一條 支拂人ノ住地又ハ其他ノ地(他所拂爲替手形)ハ支拂地トシテ之ヲ記載スルコトヲ得他ノ地ヲ記載シタル場合ニ在テ爲替手形ニ支拂ノ爲メ他人(他所拂人)ヲ明記セサルトキハ支拂人ハ其記載シタル地ニ於テ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

註 支拂地に二種あり第一支拂人の住所是れなり第二支拂人住所以外
 の地是なり第二の場合ハ之を他所拂爲替手形といふ又支拂地に住する
 者を指定することあり之を他所拂人と云ふ又は自己が支拂人となるこ
 とあり此場合に於て特別なる支拂人即ち他所拂人を記載せざるときは
 支拂人は其明記したる土地に於て支拂を爲さるべからざる故に東京の
 甲者又宛てたる手形を西京に於て西京の乙者が支拂ふべき旨を明記せ
 れば事なしと雖も單に西京に於てのみ支拂ふべき旨を記したるのみな
 れば東京の甲者西京に至りて支拂を爲さるべからざる

第二款 裏書

第七百二十二條 爲替手形ノ受取人及ヒ其後ノ各所持人
 ハ若シ其手形ニ反對ヲ明記セサルトキハ裏書ヲ以テ之
 ナ他人ニ轉付スルコトヲ得

資ト爲シ
 タル社員
 ニ非サル
 社員ニ全
 ク損失ノ
 負擔ヲ負
 カレシム
 可キ約款
 モ亦同シ
 會社契約
 ニハ右ノ
 約款ヲ附
 記シタル

註 裏書とは滞りなく爲替手形の所有權を他人に移すの方法なり故に
 其所持人は隨意に裏書を爲して之を他人に讓渡せざるを得るあり如此く各
 所持人は裏書讓渡を爲すと得ると雖も若し手形面に裏書讓渡を禁じ
 たるときは此限みならず又此場合なきにしもあらず實際に於ては遠き
 地より償還要求を受け多少の費用を要することを思ひ振出人又は裏
 書讓渡人に於て裏書讓渡を禁ぜことあり此場合に於ては之に背き裏
 書讓渡を爲とも其効なし但之を禁じたる裏書讓渡人に對して無効な
 るのみにして其以前の裏書讓渡人又は振出人に對しては無効なるにあ
 らざ轉付とは次々へ權利を移すを云ふ

第二款 裏書

トキハ其
約款ハ契
約ヲシテ
全ク無効
ナラシム
又日後ニ
右ノ約款
ヲ追加シ
タルトキ
ハ其約款
ハ契約ノ
存立ヲ妨
ケスシテ

第七百二十三條 裏書ニハ其年月日、場所、裏書讓渡人ノ署名、捺印及ヒ裏書讓受人ノ氏名アルコトヲ要ス然レトモ裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ以テモ亦裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

註 裏書を爲す方法は其の讓渡の年月日場所并に裏書讓渡人乃署名捺印裏書讓渡人の氏名を記載せし若し此中の一を缺くときは無効たり然れども裏書讓渡人の署名捺印のみを以ても裏書讓渡を爲すことを得即ち讓受人の氏名を記載せば其支拂を受けんとする所持人は自己の氏名を記入して支拂と求むることを得るものとす

第七百二十四條 裏書ニハ其日ヨリ前ノ日附ヲ爲スコトヲ禁ス之ニ違フトキハ偽造、變造ノ刑ニ處ス

註 其日より前の日附とは裏書讓渡を爲す日より前の日附を云ふ例へは明治二十六年五月七日に裏書を爲すに明治二十六年四月七日と記す

會社ノ清
算ハ第百
四十一條
ニ從ヒテ
之ヲ爲ス
第三百九
條 社員
ハ自己ノ
選任セシ
又ハ選任
ス可キ社
員又ハ外
人タル一

が如し而して之を禁じたるは破産若しくは家資分散を爲し又は破産と爲さんと思ふ者の財産を脱漏し債權者に損害を加ふる者を防ぐが爲めなり

第七百二十五條 無記名式ニテ振出シ又ハ裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ以テ裏書讓渡ヲ爲シタル爲替手形ハ交付ノミヲ以テ之ヲ轉付スルコトヲ得

註 交付とは手渡しをすることなり無記名式手形は紙幣を受渡せると同様なるを以て裏書讓渡を爲すの手續を要せず又裏書讓渡人の署名捺印のみを以て裏書讓渡を爲えたる爲替手形も其儘にて受渡し支拂と請求する場合に至り初めて其所持人乃氏名を記入すべきものとす

第七百二十六條 爲替手形ハ滿期後ト雖モ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得又代理若クハ擔保ノ爲メ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

人若クハ
 數人ノ仲
 裁人ヲシ
 テ會社解
 散ノ際各
 自ノ持分
 ヲ定メシ
 ムルコト
 ヲ會社契
 約又ハ其
 後ノ契約
 ヲ以テ合
 意スルコ

註 満期後とは支拂日の後より満期後に裏書讓渡を爲すことを得るは爲替義務を負担する者は満期後と雖も其爲替手形が時効に罹るまでは支拂を爲すの義務ある者なればなり又代理若くは擔保の爲め裏書讓渡を爲すことを得るとは代人を以て手形面の金を取立つる等の場合あるとさ別段の委任狀を渡すことなく直ちに手形の裏書讓渡を爲し以て其取立の權利を委任するを云ふ擔保の爲めにする裏書とは金を借るに其抵當として手形を渡す時に其取立の委任狀を渡さずして其手形の裏書讓渡を爲し之を金主に渡すと云ふあり此等は普通法の變例あるものなり通例に於ては爲替手形の裏書讓渡は其手形の所有權を移すものなれども本條の場合には其所有權を移轉せしめらるゝして其手形を處分せしむるの方法なり

第七百二十七條 支拂ノ爲メニスル呈示及ヒ拒證書ノ作成ヲ事情ニ因リテ正當時期內ニ爲スコトヲ得サル爲替

トヲ得
 仲裁人ノ
 爲シタル
 定方ハ仲
 裁人カ仲
 裁ノ適法
 ノ方式又
 ハ仲裁契
 約ヲ以テ
 授ケラレ
 タル條件
 ヲ履行セ
 サルカ又

手形ノ裏書讓渡ハ満期後ノ爲替手形ノ裏書讓渡ニ同シ
 註 呈示とは手形所持人より手形の義務者即ち支拂人へ差出ることなり拒證書とは手形不拂の旨と手形に記すものなり裏書讓受人の期日に至れば必き其手形を支拂人に提示し若し其支拂を得ざるときは其翌日中に拒證書を作らざるへからざるに事情ありて正當の時期内に之を爲すことを得ざるときは支拂期日後に裏書讓渡を爲したるものと看做して其効あらしむ

第七百二十八條 満期後ノ爲替手形ノ裏書讓渡ハ其裏書讓渡人ノ權利及ヒ義務ノミナ裏書讓受人ニ轉付スルモノトス然レトモ裏書讓受人ハ満期後ニ爲替手形ノ裏書讓渡ヲ爲シタル各人ニ對シテ如何ナル方式ニモ斷束セランス且獨立シタル償還請求權ヲ取得ス
 註 満期後の爲替手形の裏書讓渡は其裏書讓渡人の權利及び義務のみ

ハ明カニ
公平ヲ失
シタルト
キニ非サ
レハ之ヲ
攻撃スル
コトヲ得
ス有定方
ノ無効ノ
請求ハ此
ニ因リテ
害ヲ受ケ
タリト主

を裏書譲受人に轉付せるものとすは支拂期日後の裏書譲受人は一已の所持人たる獨立の權利を有するものにあらざして讓渡人の代理者たる權利を有するまで乃ものあり故に裏書讓渡人にして滿期日に手形を呈示し又其の拒まれたるとき拒證書を作りて義務者に通知を爲したるときは其裏書讓受人も其權利を承継ぎて償還要求權を行ふことを得べしと雖も若し其法律上の手續を爲さざりしときは償還要求の權なきものとす例へば讓渡人甲者に於て正當に手形の提示を爲し其拒證書を受取りたるときは讓受人乙者は時効に至るまでは振出人及び支拂期日前の裏書讓渡人等に對して償還要求の權利あり然れども若し甲者於て正當の提示を爲さざりしときは拒證書を受取りたるときは乙者は償還要求の權利を有するを得ざり然れども云々より以下の意義は讓受人乙者が讓渡人甲者に對するときは前に述べたる所と異にして何等の方式にも礙束せらるゝとなく獨立して償還要求の權利を有するものと故に若

張スル社
員ニ在テ
ハ其社員
カ定方ノ
執行ニ加
ハリタル
トキ又ハ
其定方ヲ
知りタル
ヨリ三个
月ヲ經過
シタルト
キハ之ヲ

第七百二十九條 代理ノ爲メ又ハ擔保ノ爲メニスル裏書讓渡ハ其目的ヲ爲替手形ニ記載セサルトキハ第三者ニ對シテ眞ノ裏書讓渡タリ

註 目的とは其趣旨を云ふなり代理若くは擔保の裏書讓渡なれば其旨を手形面に明記せざるべからず何となれば他人は之を認めて眞の裏書讓渡と爲すべし然れども第三者即ち他人に對してのみ眞の所有權を移轉したるものと見做され双方間即ち讓渡人讓受人の間に在ては必だしも眞の裏書讓渡と看做すにはあらざるなり

第七百三十條 代理ノ爲メニスル裏書讓渡ニシテ其目的

爲スコト
ヲ得ス

第四百十條

會社契約

ヲ以テ持

分ノ定方

ヲ仲裁人

ニ委任ス

可キコト

ヲ定メテ

ル場合ニ

於テ少ナ

クトモ社

ナ記載シタルトキハ其裏書讓受人ニ裏書讓渡人ハ權利
及ヒ義務ヲ行フ但特別ノ記載アルニ非サレハ眞ノ裏書
讓渡ヲ爲スヲ得ス

註 代理の爲めにその裏書讓渡にして其目的を記載したるときは即ち
代理裏書にして其讓受人は讓渡人に属する一切の權利義務を行ふこと
を得べし

但特別の記載あるに非されは眞の裏書讓渡を爲すことを得ずとは眞の
裏書讓渡は手形の所有權を移轉するものなれば所有者にあらざる代理
者に於ては之を爲すことを得ざるもの、如しと雖も元來代理者の目的
は手形面の金額を得るに在るものなれば眞の裏書讓渡を爲すの權も亦
其委任中に包含せしめたる者と看做すべきなり故に若し特別の趣旨を
記載したるときは格別なりと云ふ

第七百三十一條 擔保ノ爲メニスル裏書讓渡ニシテ其目

員ノ過半

數カ仲裁

人ヲ撰任

スルコト

ニ一致セ

サルトキ

ハ裁判所

ニ於テ其

撰任ヲ爲

ス撰任セ

ラレタル

仲裁人カ

定方ヲ爲

的ヲ記載シタルトキハ其裏書讓受人ハ裏書讓渡人ト同
一ノ權利義務ヲ行フ但債權ノ辨濟ヲ受ケサル場合ノ外
眞ノ裏書讓渡ヲ爲スヲ得ス

註 擔保の爲めにその裏書讓渡の目的とは即ち質入抵當寄託等の旨を
記載するを云ふ此目的と記したるときは其裏書讓受人は裏書讓渡人と
同一の權利義務を行ふものと此の如く定めたる者は貸金等の擔保と
して手形を受取る者に眞の裏書讓渡を受けたる者と同一の權利を付
與し置くときは貸金の辨濟を怠り債權者に權利の移る場合に債權者を
して更に眞の裏書讓渡を爲すの手續を省くを以て直ちに債權者に其手
形を處分して貸金の辨濟に充てるの便宜方法なり然れども貸金の場合
に於て辨濟を怠りたる時の外は眞の裏書讓渡を爲すことを得ず故に貸
金の爲めに擔保として占有即ち一時所有するも債務者に於て其辨濟を
爲したる場合は只擔保とて裏書讓渡を爲したるものとありて其義

務は消滅するなり是れ本條但書のある所以あり

スコトヲ
欲セス又

第七百三十二條

裏書讓渡ハ各裏書讓渡人ノ順序カ裏書

ハ之ヲ爲

讓受人ニ至ルマテ間斷ナキトキニ限り裏書讓受人ノ爲

スコト能

メ効力アリ但代理又ハ擔保ノ爲メ裏書讓渡ヲ爲シタル

ハサルニ

爲替手形ハ裏書讓渡人ニ於テ更ニ裏書讓渡ヲ爲スコト

當リ社員

ヲ得

カ其改機

註 各裏書讓渡人の順序が裏書讓受人に至るまで間斷なきことに限り

ニ付キ一

とは裏書を以て讓渡を爲すへき手形は各裏書讓渡人の順序が現所持人

致セサル

に至るまで相連続して間斷なきにあらざれば其裏書を以て無効とあそ

トキモ亦

間斷なきとは甲より乙乙より丙と續きて其間の斷れざるを云ふあり而

同シ

して裏書の順序は第一に裏書に受取人の氏名を記し第二に第一讓受人

第四百四十一條

の氏名を記し第三に第二讓受人の氏名を記して其裏書を爲す毎に其以

條

前の讓受人の氏名を記載するよ非されは間斷なきものとすることを得ず

社員自身

ニテ若ク

ハ仲裁人

ヲ以テ持

分ノ定方

ヲ爲サス

又ハ仲裁

人ノ定方

ノ無効ト

爲リタル

トキハ會

社資本及

ヒ利益又

第七百三十三條

裏書讓渡ノ法律上ノ効力ハ爲替手形ニ

裏書讓渡ヲ禁スル旨ヲ記載シタルカ爲メ之ヲ失フコト

ナシ但之ヲ禁シタル者ニ對スル償還請求權ハ此カ爲メ

ニ消滅ス

註 裏書讓渡の法律上の効力は爲替手形に裏書讓渡を禁ずる旨を記載

したるか爲め之を失ふことなしとは爲替手形は一種の有價證券（公債

ハ損失ハ
社員ノ出
資額ノ割
合ニ應シ
テ之ヲ配
當ス社員
ノ出資ト
爲シタル
技術又ハ
勞力ノ評
價ナキト
キハ裁判
所ハ各般

證書等の如き効力あると云ふはして裏書譲渡の方法に由り幾人の間に
も流通して滞るとなきものなり故に振出人又は裏書譲渡人が受取人又
ハ裏書譲渡人に對して手形面に裏書譲渡を禁ざる旨を記して約定せる
も法律上の効力は之が爲めに妨ぐるることなし只双方間に於ては効力あ
りとするのみ是れ契約は法律に均しき効力あるものなれば必き之に従
ふべきものと故に其契約あるにも拘はらば他人に譲渡したるときは
其譲受人より償還を要求せらるゝことあるも之と拒むことを得るなり

第三款 引受

第七百三十四條 爲替手形ノ所持人ハ其手形ニ別段ノ記
載ナキトキハ満期日前ニ引受ノ爲メ支拂人ニ之ヲ呈示
スルコトヲ得若シ支拂人其引受ヲ爲サ、ルトキハ拒證
書ヲ作ルコトヲ得
振出人ハ所持人ニ於テ引受ノ爲メ其手形ノ呈示ヲ爲ス

ノ事情ヲ
斟酌シテ
其出資ノ
價額ヲ定
ム
技術又ハ
勞力ト財
産トヲ出
資ト爲シ
タル社員
ハ前項ニ
定メタル
價額ノ外

可ク若シ爲サ、ルトキハ償還請求權ヲ失フ可キ旨ヲ記
スルコトヲ得此場合ニ於テ支拂人引受ヲ爲サ、ルキハ
其翌日拒證書ヲ作ルヘシ
註 引受とは支拂人が爲替手形所持人に對して支拂の義務を引受けた
るものにして其未だ引受と爲さざる間は受取人又は所持人は支拂人が
果して支拂を爲すや否やを信ぜる能はる何とされは振出人より支拂人
に對して券面記載の金額を支拂ふことを委任したるのみにて未だ支拂
人の承諾を経ざればなり引受の即ち承諾のことを云ふなり
別段の記載とは振出の日附より幾日以内に引受の爲めに呈示をせしとか
又は引受の爲めに呈示するに及ばざるときは拒證書を作ることとを要せざ
とかの文意を云ふ此記載なきときは於ては所持人は満期日即ち支拂期
日前に支拂人に呈示し其引受と得るの權利あるなり而して若し其引受
を拒みて爲さざるときは所持人は拒證書を作ることとを要せ然らざれば

尙ホ其財
産ノ價額
ニ從ヒテ
計算シテ
ル持分ノ
配當ヲ受
ク
第百四十二
條 各社
員ハ自己
ノ持分ニ
第三者ヲ
組合サシ

所持人は償還請求の権利を失ふものなり拒證書を作りたるときは振出人又は裏書譲渡人に送りて其引受を拒みたる旨を通知するを義務とし其翌日拒證書を作るべしとは他所拂爲替手形に付て云ふものなり他所拂手形は普通の手形とは少しく異なり若し他所拂爲替手形の引受を爲さざるときは其翌日に拒證書を作るべし其翌日とは其の次の業日即ち支拂日なり故に呈示を爲したる日の翌日が若し日曜其他の休業日に當るときは更に其翌日に之を作るものとす

第七百三十五條 一覽後定期拂ノ爲替手形ハ別ニ短キ呈示期間ノ記載ナキトキハ日附後遅クトモ二ヶ年内ニ引受ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ若シ之ヲ呈示セサルトキハ振出人及ヒ裏書譲渡人ニ對スル償還請求權ヲ失フ支拂人カ方式ニ因リ引受ヲ拒ミ若クハ引受ノ日附ヲ爲スコトヲ拒ムトキハ拒證書ヲ作ルコトヲ得此場合ニ於

ムルコトヲ
得又其持
分ヲ質入
シ又ハ之
ヲ譲渡ス
コトヲ得
然レトモ
此等ノ行
爲ハ之ヲ
以テ會社
ニ對抗ス
ルコトヲ
得ス但會

テハ拒證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス若シ拒證書ヲ作ラサルトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス
但其翌日迄ニ拒證書ヲ作ラサルトキハ振出人及ヒ裏書譲渡人ニ對シテ擔保ヲ求ムルコトヲ得ス
註 一覽後定期拂の手形にして別に短キ呈示期間の記載なきときは所持人は遅くとも二ヶ年内に引受乃爲め手形を呈示せざるへからず若し之ヲ呈示せざるときは振出人及ヒ裏書譲渡人に對する償還請求權を失ふものとし
方式に依れる引受を拒むとは唯引受けたる旨を記するのみにて名前を記さざ若くは氏名を記して捺印するを拒むが如き第七百三十七條の方式を爲すことを拒むをいふ此場合に於ては拒證書を作ることを得
此場合に於ては拒證書作成の日を以て呈示の日と看做すとは一覽後定

社契約ヲ
以テ社員
ニ此權利
ヲ認許シ
タルトキ
ハ此限ニ
在ラス此
場合ニ於
テ會社カ
社員ノ讓
渡サント
欲スル持
分ヲ消却

期拂乃爲替手形にして引受乃日附と記入せざるお於ては終に支拂期日を生ずることなきを以てあり且つ支拂人に於て引受を爲さるる場合に在ては其手形を呈示したりと認むべき時日を認むるものなきが故あり呈示期間乃末日を以て呈示の日と看做せしめば例へば明治二十六年五月七日に振出したる手形にして一覽後一ヶ月目拂とありて別に呈示すべきの期間を記載せざるるときは明治二十六年五月七日より起算して同年六月七日を以て支拂日となすの類を云ふ是は拒證書を作るに及ばざるとき記載したる手形の場合を云ふ

第七百三十六條 引受ハ支拂人カ爲替資金ヲ受取リタルト否トヲ問ハス爲替手形ノ所持人ニ對シテ滿期日ニ爲替金額ヲ支拂フ義務ヲ支拂人ニ負ハシム又所持人ニ引受ノ旨ヲ記シタル爲替手形ヲ還付シタル後ハ強暴又ハ詐欺ノ場合ヲ除ク外之ヲ取消スユトヲ得ス

スル爲メ
先買權ヲ
留保シタ
ルトキハ
自己ノ持
分ヲ讓渡
サントス
ル社員ハ
會社カ其
先買權ヲ
行フカ抛
棄スルカ
ニ付キ之

註 支拂人に於て一旦引受を爲したる以上は其振出人より爲替資金を受取りたるを否とを問はざる爲替手形の所持人に對して滿期日に爲替金額を支拂ふ義務を支拂人に負はしむ強暴又は詐欺の場合を除く外之を取消せしめ得ざるときは支拂人か一旦引受を爲したりと雖も未だ引受の旨を記載したる手形を所持人に還付する前に在ては其引受を以て未だ成立したるものとせざるを得ず何となれば只手形面に引受の旨を記載したるのみよては未だ足れりせざる必之と所持人に引渡さるるへからせ而て一旦之を引受けたる以上は之を取消せしめ得ざるときは強暴又は詐欺乃所爲に因り引渡したるものは之を取消せしめ得るものと強暴とは腕力を以て強て之を引渡さしむるを云ふ

第七百三十七條 引受ハ支拂人カ爲替手形ニ引受ノ旨ヲ記シテ署名捺印ヲ爲シ又ハ署名捺印ノミヲ爲スニ因リ

チ遅滞ニ付スルコトヲ要ス

第六章 會社

第二節

社員ノ權利及ヒ義務

第四百三十三條

業務擔當人カ會社ノ名

テ成ル此方式ニ因ラサル引受ノ効力ハ第八百五條ノ規定ニ從フ

註 引受ノ方式とは唯爲替手形に引受の旨を記して署名捺印せるか又は別段引受の旨を記することなく單に署名捺印せるかに因りて引受の効力を生ずるも乃とす故に必し引受の文詞を用ふるを要せ又此署名捺印は爲替手形に爲とす故に若し爲替手形に記載せざして別紙に記載するときは無効たり然れども約束としては効あり如此き引受も第八百五條に従ひ支拂人に於て爲替資金を受取りとの推定を受くるを以て若し裁判上支拂人に於て爲替資金を受取りぬ旨を主張せんとするときは其證明を爲さるへからせ

第七百三十八條

即日ニ引受ヲ爲サス又ハ條件若クハ其他ノ制限ヲ以テ之ヲ爲シタルトキハ引受人ハ其引受ノ爲メ當然羈束セラル、モ所持人ハ之ヲ拒ミタリト看做

スエトトキ得若シ爲替金額ノ一分ニ付テノミ引受ヲ爲シタルトキハ他ノ部分ニ付テハ其引受ヲ拒ミタリト看做ス

註 即日とは其引受を求められたる當日なり其當日に引受を爲さざれば件若くは其他制限を以てとは條件とは其の條件が到來するときは例へば振出人より資金を送りたるときはと云ふが如し其他の制限とは或は支拂地等に制限を附して引受を爲さざといひて直ちに引受を爲さざるをいふ如此き引受は手形所持人は固より之を承諾するの義務を直ちに之を拒みたるものと看做して拒證書を作り振出人及び裏書譲渡人等に於て償還要求を爲すことを得るなり

ヲ以テ又ハ會社ノ營業ノ爲メ有効ニ負擔シタル義務ハ會社方法人ヲ成セルトキハ各社員ノ一身上ノ權利者ニ先チ會社

其引受の爲め當然羈束せらるゝも所持人は之を拒みたりと看做すことを得とは右の如き不束なる引受を爲したるも引受を爲したる上は引受人に於て其義務を負ふたるものなり之を當然羈束せらるゝと云ふなり

第三款 引受

資本ヲ以テ以テ之ヲ擔保ス會社資本ノ不十分ナル場合又ハ訴訟債權者ニ其資本ヲ引ササル場合ニ於テハ總社員ハ連帶

而きて所持人に於ては之を拒みたりと看做すことを得るは不完弁ある引受なるが故なり
支拂人が手形金額の一部に付てのみ引受と爲したるときとは例へば手形金百圓の内三拾圓に付ては引受を爲さ七十圓に付ては引受を拒みたるときは其七十圓に付てのみ引受を拒みたるものと看做さ此金額に付て拒證書を作るなり

第七百三十九條

所持人引受ノ拒証書ヲ作りタルトキハ其作成ヲ遅延ナク振出人又ハ裏書讓渡人ニ通知スヘシ右ノ通知ヲ爲シタル所持人ハ振出人又ハ裏書讓渡人ニ對シテ爲替金額及ヒ拒證書ノ費用並ニ戻爲替ノ費用ヲ滿期日ニ支拂フコトニ付テノ擔保ヲ求ムル權利ヲ有シ各裏書讓渡人ハ自ら擔保ヲ爲シタルト否トナ問ハス前者ニ對シテ右同一ノ權利ヲ有ス但拒證書ノ交付ヲ受ク

シテ會社ノ義務ヲ負擔ス會社カ法人ヲ成ササルトキモ亦同シ右ノ場合ニ於テ各社員間ノ決算ハ第百三十六條乃至第

ルニ非サレハ擔保ヲ供スル義務ナシ
當事者ノ一人カ爲シタル通知及ヒ其受ケタル擔保ハ其後者總員ノ爲メニモ効力アリ

註 本條第一項は所持人は拒證書を作りたるときは遅延なく振出人又は裏書讓渡人に通知せざるべし若し此通知を怠りて爲さぬときは

は擔保を求むるの權なきのみならず其通知せざりし義務者に對しては償還要求權をも失ふべし擔保を求むるときは手形引受人に於て相違なく支拂を爲すべしとの保證を立てしむるを云ふ

第二項右の通知を爲したる云々とは例へば甲乙丙丁戊の裏書讓渡人ある場合に於て所持人より丙に對して拒證書作成の通知を爲したるときは丙は自から擔保を差出したると否とを問はせ甲又は振出人に對して擔保の請求を爲すことを得るが如し而して丙者が振出人より擔保を受けたるときは乙者に對しては効力なきも丁戊者の爲めには効力あるが

百四十一
 條ニ規定
 シタル貸
 方及ヒ借
 方ニ於ケ
 ル各自ノ
 持分ニ從
 ヒテ之ヲ
 爲ス
 第三節
 會社ノ
 解散
 第四百十四

如し又此第二項の意義を要するに所持人は必ず全體の裏書讓渡人及び
 振出人は通知すべきあり而して此通知を怠るが爲め償還要求の權利
 と失ふは一旦引受を拒まるゝときは其手形の支拂は已み不確實なるべ
 きを以て速に其旨を他の手形義務者に通知し以て其損失を避くるの用
 意を爲すべきに通知を怠りしは其權利を棄てたる者と看做すを得れば
 なり又關係者の一人が爲したる通知及び其受けたる擔保は其以後の關
 係者の爲めにも効力あるものとす
 第七百四十條 振出人及ヒ裏書讓渡人ハ擔保ヲ爲スニ換
 ヘテ前條ニ掲ケタル一切ノ金額ヲ即時ニ所持人ニ支拂
 ヒ又ハ即時ニ供託所ニ寄託スルコトヲ得
 註 前條に於て振出人及ヒ裏書讓渡人に擔保を出その義務を負はし
 むるは即ち爲替金額及び拒證書の費用並に戻爲替の費用を支拂ふの義
 務あるを以ての故なり然らば則ち必き擔保を供するに及ばず償還義務

條 會社
 ハ左ノ諸
 件ニ因リ
 テ當然解
 散ス
 第一會
 社契約
 ナ以テ
 指定シ
 タル期
 間ノ滿
 了又ハ
 解散條

第七百四十一條 擔保又ハ寄託ハ後ニ至リ爲替手形ノ引
 受アリタルトキ又ハ爲替金額若クハ償還金額ノ支拂ア
 リタルトキ又ハ所持人カ時効若クハ懈怠ニ因リテ爲替
 手形上ノ權利ヲ失ヒタルトキハ其生シタル費用ヲ引去
 リテ之ヲ還付スルコトヲ要ス
 註 擔保を供するの原因消滅する場合は支拂人に於て爲替手形の引受
 を爲したるとき又は爲替金額若クは償還金額の支拂わりたるるとき又
 は所持人が時効若クは懈怠に因りて爲替手形上の權利を失ひたるとき
 の三ヶの場合は義務の消滅する場合なり右第一乃場合は所持人に於て
 擔保若クは寄託を求むるは支拂人が引受を爲さざるに因るものなれば
 既に支拂人に於て引受を爲しざる場合は擔保の必要なく第二の場合は

件ノ成

第二會
社ノ目
的タル

事業ノ
成功又

ハ其成
功ノ不

能
第三會
社資本
ノ全部

爲替金額若くは償還金額の支拂を爲したるときは己に所持人は其目的を達したればなり第三の場合時は時効若くは懈怠に因りたるるときも自己の權利を定ふこと能はさればなり故に只爲めに生ぜし費用のみを引去り其他之と還付せざるべからば懈怠とは不注意のことにて俗に油斷と云ふに同じ

第七百四十二條 第七百四十條ノ規定ニ從ヒテ爲替金額

及ヒ費用ヲ所持人ニ支拂ヒタル者ハ其所持人ニ對シテ

裏書讓渡ヲ求メ且爲替手形ト共ニ受取證ヲ記シタル償

還計算書ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

註 第七百四十條に從ひ所持人に爲替金額費用を支拂ひたる者は其所

持人に對して其手形に裏書を爲して讓渡を爲さんことを求むることを

得べく且其手形と共に受取證を記したる償還計算書を引渡すことを

求むるを得べし

第四款 榮譽引受

第七百四十三條 支拂人ガ引受ヲ拒ミタル爲替手形ニ同

地ニ於ケル豫備支拂人ヲ掲ケタルトキハ其爲替手形ヲ

拒證書ト共ニ引受ノ爲メ遅延ナク豫備支拂人ニ呈示ス

可シ

註 榮譽引受とは支拂人の榮譽を保つが爲めに引受を爲すものなり即

ち支拂人が支拂引受を拒みたる爲替手形に對して其の振出人又は裏書

讓渡人の榮譽の爲めに豫備支拂人若くは支拂人又は第三者に於て爲す

所の手形の引受と云ふ豫備支拂人とは振出人が第一の支拂人にして其

引請を承諾せざることを自己の信用を害することを心配して同地に於て

第二の支拂人を置く之を稱して豫備支拂人と云ふ此場合に於て支拂人

が引受を拒みたるときは所持人は拒證書を作り之と共に遅延なく豫備

支拂人に手形を示して引受を求めざるべからば

又ハ半額以上ノ損失
第四社員ノ一
人ノ技
術ノ勞
力又ハ
収益ヲ
以テス
ル繼續
ノ出資
ヲ爲ス

第四款 榮譽引受

ノ不能

第五社

員ノ一人ノ死

亡禁治

産、破

産又ハ

顯然ノ

無資力

但第百

四十七

條ノ規

定ヲ妨

第七百四十四條

豫備支拂人ヲ掲ケサルトキト雖モ支拂人及ヒ第三者ハ拒マレタル爲替手形ヲ振出人又ハ裏書讓渡人ノ榮譽ノ爲メニ引受クルコトヲ得然レトモ所持人ハ此ノ如キ参加ヲ許諾スル義務ナシ

註 支拂の引受を拒まるゝときは手形義務者即ち振出人及び裏書讓渡人の信用と害を爲するが故に其名譽を保ち信用を失はんが爲め手形に關係なき第三者即ち他人及び支拂人が自から進んで引受を爲すことを得べし但し此榮譽引受を爲す者は支拂地に住居ありて其手形に付ては未だ何等の義務をも負はざる人にして而して已に引受を拒まれたる後に於てすべし

ケス

第百四十五

條 會社

ハ左ノ諸

件ニ因リ

テ之ヲ解

散スルコ

トヲ得

第一 如

何ナル

場合ヲ

問ハス

社員ノ

第七百四十五條

二人以上ノ参加人アルトキハ最モ多數ノ義務者ノ榮譽ノ爲メニ引受ヲ爲ス者ヲ以テ譽榮引受人トス若シ受榮譽者ヲ記載セサルトキハ振出人ヲ受榮譽者ト看做ス

註 参加人とは手形に關係なき他人即ち第三者を加へたるを云ふ榮譽引受人とは二人以上數名乃参加人ありたるときは最モ多數の義務者の榮譽を保護するが爲めに引受を爲す者を以て法律上之を榮譽引受人と定む又何人の爲めにすることを手形面に記載せざるときは振出人の爲めにせしものと看做すべきなり是れ振出人の爲めにするは即ち最モ多數の義務者の義務を免かれしむるも乃なればなり法文に若し受榮譽者を記載せざるときは振出人を受榮譽者と看做すと云ふは是の意なり

一致ノ意思

第二會

社ニ明

示又ハ

黙示ノ

一定ノ

期間ナ

キ場合

ニ於テ

惡意ニ

非ス又

不都合

第七百四十六條 豫備支拂人ノ引受其他所持人カ許諾シタル参加人ノ引受ハ受榮譽者及ヒ其後者ニ擔保ヲ供スル義務ヲ免カレシム

註 榮譽引受は所持人ニ於て其引受を承諾する以上は榮譽の爲め引受と受たる義務者及び其後の裏書讓渡人が擔保を供する義務を免かるゝは勿論なれども其以前の義務者は擔保の義務を免るゝことを得ず何となれば其以前乃義務者は榮譽引受の榮譽を受けたるにあらざればなり

第七百四十七條 榮譽引受ハ支拂人カ支拂ヲ爲サ、ルトキニ於テ参加人ニ滿期後爲替金額ヲ支拂フ義務ヲ負ハシム

註 榮譽引受は只支拂期日に至り支拂人が支拂はざるときに代はつて支拂ふが爲めにして決して之が爲めに支拂人の義務を免かれしむるに

ノ時期

ニ非ス

シテ解

散ノ請

求ヲ爲

ストキ

ハ社員

一人ノ

意思

第三會

社ニ一

定ノ期

間アル

あらざ故に所持人は支拂期日に至れば必き先づ引受を受けたる支拂人に向て支拂を請求せざるべからせ而して此の支拂人が支拂を爲したるときと全く義務を免るべし是れ法文に参加人に滿期後云々と規定ある所以なり

第七百四十八條 榮譽引受ハ参加人爲替手形ニ之ヲ記載シテ署名捺印シ且拒證書若クハ其附箋ニ之ヲ記載スルユトヲ要ス

註 榮譽引受を爲したるときに記載方は爲替手形に之を記載して署名捺印し且つ拒證書等あ之を記載するものとす手形に其旨を記載するは其以後の所持人に於て榮譽引受あることを知り榮譽引受人又對して要求することからしめんが爲めなり又其拒證書に之を記載するは其引受を受たる手形義務者に其引受を知らしめんが爲めなり

第七百四十九條 拒證書ハ拒證書費用ノ辨償ヲ受ケタル

トキト 雖モ社 員ノ一 人ノ義 務不履 行ニ基 キタル 解散ノ 訴又ハ 正當ノ 理由ニ 基キタ ル解散

上之ヲ参加人ニ交付シ参加人ハ遅クモ拒證書作成ノ翌日受榮譽者ニ榮譽引受ヲ爲シタル旨ヲ通知シテ拒證書ヲ送付スルコトヲ要ス若シ此事ヲ怠ルトキハ此ニ因リテ生スル損害ニ付キ責任ヲ負フ

註 支拂人が引受を拒みたる時拒證書を作成し其費用の辨償を受けたる上之と参加人に交付し参加人は遅くとも拒證書作成の翌日中に受榮譽者即ち支拂人に榮譽引受を爲したる旨を通知して拒證書を送らざるべからば若此手續を怠りたる時は之が爲め生ずる損害に付き賠償の責を負ふものとす

第七百五十條 受榮譽者及ヒ其前者ハ擔保ヲ求ムル權利ヲ有ス然レトモ所持人ハ第七百四十四條ニ依リテ榮譽引受ヲ許諾セサルトキニ非サレハ之ヲ有セス
註 受榮譽者とは支拂人なり其前者とは振出人及び裏書讓渡人を云ふ

第四百十六條

社員ハ會社ノ期間ノ滿了前ニ明示又ハ黙示ニテ其期間ヲ伸長スルコトヲ得 默示ノ伸長ハ一定

此二者は擔保を求むる權利を有すとは受榮譽者及び其以後の讓渡人は榮譽引受は即ち擔保なるを以て他に擔保を供するの義務なしと雖も受榮譽者は後ち榮譽引受人に對して償還義務を負ふものなれば自己以前の讓渡人及び振出人に對して擔保を求むるの權利あり
所持人は第七百四十四條に依りて榮譽引受を許諾せざる時に非されば之を有せざるとは所持人が榮譽引受の爲め参加することと承諾したるときに於てとるものにして承諾せざる時は擔保を求むるの權利を有せざるなり是れ所持人に於て其引受を承諾したるときは即ち其引受人を確實なる者と信用して丁度擔保を得たると一般なればあり

第五款 保證

第七百五十一條 爲替手形ニ於テ爲替債務者ノ署名ニ自己ノ署名ヲ添フル第三者ハ其債務者ト連帶シテ義務ヲ負フ

ノ期間ノ
満了後ニ
於テ社員
ノ一人タ
モ故障チ
爲サスシ
テ會社營
業ノ繼續
シタル事
實ヨリ生
スルコト
ヲ得此場
合ニ於テ

註 保證とは爲替手形の支拂人若し支拂を爲さざるときは自から代はつて之を支拂ふべしとして他人の支拂を保證せると云ふ爲替債務者の署名自自己の署名を添ふる第三者とは爲替手形面自自己の氏名を書き添へたる者と云ふ義にして爲替手形面に其氏名を記する者は何の爲めなるや假りにも氏名を記したる以上は其債務者と連帶して義務を負ふることと是れ固より當然あり而して保證を爲すは其爲めにする義務者と共に手形面に署名するに在り故に或は振出人の爲めに保證人たることあるべく又或は裏書讓渡人の爲めに保證せざることあるべし而して手形の保證は義務者と共に連帶して其義務を負担し民法上の保證と異なる所なり民法上の保證に在ては債務者が債務を支拂はざるときに於て之を支拂べきの義務を負ふのみ

第七百五十二條 前條ノ義務ヲ負擔スルニハ別ニ書面上ノ陳述ヲ以テスルコトヲ得

會社ハ前
條第二號
ニ從ヒ社
員ノ一人
ノ意思ヲ
以テ之ヲ
解散スル
コトヲ得
第百四十七
條 社員
ハ第百四
十四條第
五號ニ掲

註 手形の保證は手形面に氏名を記載するを通例とせしむるも亦別に書面の陳述を以てすることを得るものとす陳述とは保證の旨と述ぶるなり

第七百五十三條 爲替保證ノ義務ハ明示ノ契約ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得然レトモ其制限ハ契約ヲ爲シタル當事者間ニノミ効力アリ

註 爲替保證の義務は連帶して之を負ふべきものなれども又之を制限することあり其制限は明示の契約を以て即ち誰よても其契約あることと知る様之を制限すべし制限とは例之ば手形面の金額何程に至るまでと云ふの類あり然れども其制限は契約と爲したる當事者即ち双方間にのみ効力ありて他人に對しては其効力はなきものなり是れ他の者は其制限の有無を知ること難きに依る但し爲替券面に制限せる文詞の記載あるときは格別あり

ケタル原

因ニ由リ

テ會社チ

解散セス

且關員ノ

持分ヲ定

メ他ノ社

員ニテ之

ヲ繼續ス

ルヲ合意

スルコト

ヲ得

又社員ハ

第六款 支拂

第七百五十四條 爲替金額ハ爲替手形ニ記載シタル貨幣ヲ以テ之ヲ支拂フ可シ若シ特ニ貨幣ノ種類ヲ表示セザルトキハ支拂地ニ於テ商人間ニ流通スル貨幣ヲ以テ支拂ヲ爲ス意思ナリト推定ス

註 支拂を爲すの地は支拂人の住地に於て爲すものと而して所持人が支拂の提示を爲すは支拂人の住居地に於ける支拂人の營業所に於てせざるべからず然れども其の營業所の取引時間を経過したるときは支拂人の自宅に於てざるも亦可なりと之ヲ支拂地及ひ期日等は必キ爲替券面に確定するものにして縦令ひ双方の約定を以てするものと變遷ることを得ざるべしものなり

爲替金額は手形面に金貨銀貨若しくは紙幣等其手形面に種類の記載しあるときは其記載の貨幣と以て之を支拂ふべし若し特に貨幣の種類を定めざるるときは支拂地に於て商人間に流通する貨幣を以て支拂を爲すの意思なりと推定するなり推定とは推察して斯くあるべしと定めるを云ふ

第七百五十五條 支拂ハ第七百七十八條ノ場合ヲ除ク外

ハ支拂人カ引受ヲ爲シタルト否トヲ問ハス満期日ニ支拂人ノ方ニテ之ヲ受クルモノトス

支拂恩惠期日ハ之ヲ許サス然レトモ其地慣習ノ支拂日ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス

註 第七百七十八條の場合の他所拂爲替手形にあらざるるときは手形所持人は満期日に至れば引受の有無に拘はらば必キ先づ支拂人の方に於て手形を呈示し其支拂を求めざるべからば若し其満期日を経過せば支拂人は支拂を拒む理由を生じ遂には要求の權利を失ふに至るべし

恩惠期日とは支拂と受くべき者其支拂人に恩惠上より猶豫を興ふるを

死亡シタル社員ノ
相續人又ハ無能力ト爲リタル社員ト
共ニ會社ヲ繼續スルヲ合意スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ

ハ相續人
又ハ無能
力者ノ合
式ノ代人
ノ新ナル
承諾ヲ要
ス

第四節

會社ノ
清算及
ヒ分割

第四百十八
條 會社

云ふ手形には此恩惠期日を許さ其地慣習の支拂日は之を遵守するこ
とを要すとは商慣習上にて一週間に一日若くは二日と日を定めて支拂
日と爲すことあり此慣習あるに於ては假令ハ滿期日に至るも次の支拂
日を待たざるべからず遵守とは遵守するを云ふ

第七百五十六條 滿期日カ一般ノ休日ニ當ルトキハ其後
ノ業日ヲ以テ支拂日トス

註 滿期日が一般の休日即ち祝日祭日に相當する場合に於ては其翌日
を以て支拂日とす其後の業日とは次乃營業を爲す日と云ふ意なり翌日
と云は是を業日と云ふは爲替金額の支拂は土地の商慣習に依り定日
ありて必せしも其翌日に支拂を爲すものにあらざればなり

第七百五十七條 一覽拂爲替手形ハ呈示ノ日ニ滿期ト爲
ル若シ日附得二ケ年内ニ呈示ヲ爲サ、ルトキ又ハ二ケ
年内ノ呈示期間ヲ其手形ニ定メサルトキハ日附後二ケ

ノ散解シ
タルトキ
ハ社員ノ
各自又ハ
其承繼人
ヨリ清算
ヲ請求ス
ルコトヲ
得

年ヲ以テ滿期ト爲ル若シ正當ノ時期ニ呈示ヲ爲サ、ル
トキハ所持人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對スル償還請
求權ヲ失フ

註 一覽拂爲替手形は所持人が其手形と支拂人に呈示の日を以て滿期
日と定む若し日附後二ケ年内に呈示を爲さざる時又ハ二ケ年内の呈
示期間を其手形に定めざる時は日附後二ケ年を以て滿期と爲る是れ
呈示期間の定めなきに於ては所持人は永く之を呈示せざる爲めに支拂人
等に迷惑を被らしむべきを以てなり故に此の期間を定めたる以上は期
間中に手形所持人手持形を持參して支拂を受けざる時は振出人及び裏
書讓渡人に對して償還要求の權利を失ふものトす

清算ハ分
割前ニ之
ヲ爲スコ
トヲ要ス

第七百五十八條 債權者カ爲替金額ヲ滿期日ニ受取ラサ
ルトキハ支拂人ハ債權者ノ費用及ヒ危險ニテ其金額ヲ
供託所ニ寄託スルコトヲ得此場各ニ於テハ支拂人ハ甚

第六款 支拂

但社員ノ
多數カ全
部又ハ一
分ノ分割
ヲ先ニス
ルコトヲ
請求シタ
ルトキハ
此ノ限ニ
在ラス
又會社ノ
各債權者
ハ清算前

シキ怠慢ニ付テノミ責任ヲ負フ
註 債權者ノ費用及ヒ危険トハ債權者が費用を出し天災地變等の場合
と引受けてと云ふ義なり危険にてとは保險するを云ふ故に天災等に遇
ヒ損害を被るときは債權者の損失となることを云ふ
債權者が爲替金額を満期日ハ支拂を受けたるも之を受取らざるときは
支拂人は債權者即ち手形所持人の費用及ヒ危険にて其金額を供託所に
寄託することを得故に其寄託料等の費用は總て債權者に於て之を負擔
せざるへからせ只支拂人は故意若しくは甚しき怠慢あるときに限りて其
責を負ふ惡意若しくは甚しき怠慢とは故意を以て債權者に損害を被らせ
甚しき不注意等に由りて其金額を喪失したる如きを云ふ
第七百五十九條 債權者ハ満期日前ニ支拂ヲ受クル義務
ナシ若シ満期日前ニ支拂ヲ爲シタルトキハ債務者其危
險ヲ負擔ス

ニ分割ヲ
爲スコト
ニ付キ故
障ヲ申立
ツルコト
ヲ得
第四百十九
條 清算
ハ左ノ諸
件ヲ包含
ス
第一 著
手シタ

註 債權者即ち手形所持人は満期日前に支拂を受くるの義務なし是れ
満期日前に支拂を受くるときは不利益なることあればなり故に若シ満
期日前に支拂を爲したるときは支拂人に於て其危険と負擔するものと
之危険を負擔するとは例へば満期日前支拂を受けたる者の或は手形を偽
造し或は紛失手形を拾ふたるものたる場合に於ては支拂人は満期日に
至り更に真正の所持人に支拂を爲すと云ふ
第七百六十條 債務者ハ満期ノ時又ハ後ニ所持人ニ支拂
ヲ爲スヲ以テ其責ヲ免カル但實際債務者ニ甚タシキ怠
慢アリタルトキハ此限ニ在ラス
註 債權者即ち支拂人は手形支拂の満期日若しくは其後ちと雖も所持人
に對し支拂を爲るときは其責任を免かる然れど實際支拂人に於て甚し
き怠慢ありたるときは其責を免かる、ことを得る況して惡意ありたる
時に於ておや甚しき怠慢ありたるときは例へば偽造變造たるべき

ル業務ノ成就

第二會

社ノ債

務ノ辨

濟及ヒ

其債權

ノ取立

第三各

社員ト

會社ト

ノ間ノ

特別ナ

事情の明かに知れたるに支拂を爲し或は盜難若くは紛失の通知あるに拘はらざ支拂と爲したるが如き場合と云ふ此等の支拂を爲したりとて其責を免れたりとは云ふべからず

第七百六十一條 支拂ノ受取證ヲ記シタル爲替手形ノ交

付ト引換ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

債權者ハ一分ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得ス但一分ノ支拂ノ

場合ニ在テハ爲替手形ニ其支拂ヲ記入シ且其支拂ニ付

テノ別段ノ受取證ヲ債務者ニ交付ス可シ

註 爲替金額の支拂を受くる又は必き先づ受取證を記したる爲替手形

と支拂人に交付し然る後に其金額を受取るものと支拂人に於ても亦

其受取證を記さざれば又は其の手形の交付を受けざる間の支拂を爲すに及

ばそ

債權者即ち手形所持人は一分の支拂を拒むことを得ず但此一分の支

ル計算

第四分

割ス可

キ貸方

又ハ負

擔ス可

キ借方

ニ於ケ

ル各社

員又ハ

其代人

ノ持分

ノ指定

を受けたるときは其手形面に支拂を受けたる金額を記入し且其支拂を

受けたる金額に付てのみ別段の受取證を交付せざるべからず

第七百六十二條 爲替手形ヲ數通ニシテ振出シタルトキ

ハ債務者ハ其中ノ孰レニ依リテ支拂ヲ爲スモ此ニ因リ

テ其責ヲ免カル然カレトモ裏書アル一通又ハ支拂人ノ

引受ヲ記シタル一通ヲ所有者トシテ占有スル第三者ノ

權利ヲ妨ケス第七百十條及ヒ第七百十一條ノ規定ハ一

爲替手形ノ數通ノ引渡及ヒ喪失ニモ之ヲ適用ス

註 爲替手形を數通振出せしむるは第七百四條に於て述べたるが如く債

務者即ち手形支拂人は此數通の手形の中孰れに依りて支拂を爲すも其

責を免かる然れども其中の一通に裏書を以て正當に讓受けたるものな

るか又は支拂人の引受を記したる手形の所有者あるときは既に他の手

形の中一通の支拂を爲したりと雖も尙其手形に對する支拂を爲さざる

第一百五十條

會社契約

ニ清算人

ノ選任及

ヒ其權限

ニ關スル

約款ナキ

トハ清算

ハ或ハ總

社員之ヲ

爲シ或ハ

社員ノ一

致テ以テ

べからせ故に債務者あつて此の二重の支拂なきを欲せば其中の一通に對して支拂をなるとき其裏書又は引受のある手形を受取りて而して後ち其支拂を爲その方法に依らざるべからず然るに其數通を合して之を支拂人に差出ること出來ぬ場合なしとせ此場合には第七百十條第七百十一條の規定に従ひ其手形を無効となすの手續をなすべし

第七百六十三條

引受人ハ一爲替手形ノ數通中ニテ其引

受テ記セサルモノニ對シテハ擔保ヲ供セシメタル上ニ

非サレハ支拂ヲ爲ス義務ナシ引受テ記シタル爲替手形

數通アル場合ニ在テハ之ヲ合シテ引渡サ、ルトキモ亦

同シ若シ擔保ノ提供ヲ爲スニ拘ハラズ引受人カ支拂ヲ

拒ムトキハ所持人ハ拒證書ヲ作ルコトヲ得

註 支拂人に於て數通の手形中引受を爲したる手形あるときは其引受

ある手形に對しては支拂を爲さるべからせ然れども引受なき手形所

委任シタ

ル一人若

クハ數人

ノ社員之

ヲ爲シ或

ハ社員ノ

一致ヲ以

テ選任シ

タル第三

者之ヲ爲

ス

社員カ清

算人ノ撰

持人に對しては支拂を爲その義務なし何となれば引受なき手形所持人に對して支拂を爲とも後日引受ある手形所持人が顯はる、ときは更に之を支拂を爲その二重の支拂あれば故に法文に其引受なきものに對しては擔保を供せしめたる上よあらざれば支拂を爲とて得せど規定したるなり此擔保を供するとは後日引受等のある手形の發見ることなく假令ひ之あるも之に對して支拂を爲さしめと保證を云ふ

引受を爲したる手形數通あるときは其一通に支拂を爲とも後日他の一通の所持人に對して支拂を爲その危險あるを以て此場合に於ても亦擔保を供するにあらざれば支拂を爲その義務なしとて而して右何れの場合に於ても手形所持人が擔保を提供したるにも拘はらせ引受人に於て支拂を拒むときは手形所持人は拒證書を作りて他の義務者に對して其償還を要求することを得べきなり

任ニ付キ
一致セサ
ルトキハ
裁判所ニ
於テ之ヲ
選任ス

第五百十一

條 清算
人ハ如何
ナル場合
ヲ問ハス
速ニ毀損
又ハ滅盡

第七百六十四條

満期ノ時又ハ後ニ於テ爲替手形上ノ正當ノ所持人ニ爲ス支拂ハ其所持人カ破産若クハ家資分散宣告ヲ受ケタル場合又ハ第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ限り裁判所ノ命令ヲ以テノミ之ヲ差押フルコトヲ得

註 手形所持人が破産若くは家資分散の宣告を受くるときは自己の財産と雖も之を管理し并に處分するの権利を失ひたる者なれば之に對して支拂を爲さへき場合に於ては支拂人より裁判所に申立て命令を以て差押を爲し其支拂を中止することを得るなり又第七百十條及ヒ第七百十一條の場合に於ては之を差押ふることを得るものあり

第七百十條の場合とは例へば代理の爲め裏書讓渡を受けたる手形の手持人は代理人の資格を以て之を占有する者なれば其代理を解除せられたるときは直ちに之を返還せざるを得然るに之を返還せざるを其

ス可キ物
ヲ讓渡ス
ヲ要ス
満期ト爲
リタル債
務ノ辨濟
ノ爲メ必
要ナルト
キハ此他
ノ動産ヲ
讓渡スコ
トヲ得
不動産ニ

手形を所持し支拂を請求するに於ては委任者に於て其支拂を中止する權なかるべから第百七十一條の場合とは手形の紛失等の場合も於ては民事訴訟法第七百七十七條以下の規定に従ひ其旨を公に告げたるものあれば其手形の所持人を正當のものとする見ることなし故に此場合に於ては其支拂を拒むものとすることを云ふ

第七百六十五條

支拂ニ對シ前條以外ノ方法ヲ以テスル故障又ハ債務者ノ知ラサル人ニ爲ス支拂ニ付テハ第四百條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

註 前條以外の方法と以てする故障とは裁判所の命令を以てするの外別に眞の手形所持人なる者又は其他の者より直接に故障を申立て其支拂を差止むるを云ふ此の場合に於ては支拂人は其人の眞正なる所持人なるや否やを取調ぶるの義務を有して之に支拂を爲せば當然其義務を免かるべきものと又債務者の知らざる人に爲る支拂とは支拂人

付テハ清
算人ハ社
員ノ特別
ナル委任
ヲ受クル
ニ非サレ
ハ之ヲ爲
スコトヲ
得ス但協
議上ノ讓
渡ヲ許シ
タル場合
ハ此限ニ

が未だ面識なき者に對て支拂を爲す場合あり今前に述べたる如く其真正なる人なるや否やを取調ぶるの義務なく却て面識なき人にて手形を持參する者なるに於ては之に對して支拂を爲すべき義務あるあり尙ほ商法第四百條を參考せらるべし左に之を掲ぐ

第四百條 指圖證券ノ發行人ハ呈示人ノ眞偽ヲ調査スルノ權利アル

モ其義務ナシ然レトモ惡意又ハ甚シキ怠慢ニ付テハ此カ爲メ損害ヲ受ケタル者ニ對シテ其責ヲ負フ

第七百六十六條 第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ在テハ爲替手形ニ付キ自己ノ所有權ヲ疏明シ且裁判所ノ命令ヲ得タル者ハ判決ノ確定前ニ擔保ヲ供シテ爲替金額ノ支拂ヲ求メ又ハ擔保ヲ供セスシテ爲替金額ヲ供託所ニ寄託スルヲ求ムルコトヲ得此寄託ノ場合ニ在テモ第七百五十八條ノ規定ヲ適用ス

在テス孰
レノ場合
ニ於テモ
社員ノ過
半数ヲ以
テ決スル
コトヲ要
ス
清算人ハ
社員ノ名
ヲ以テ原
告又ハ被
告トシテ

註 第七百十條及ヒ第七百十一條の場合に於て満期日に至り手形を所持せざ又は訴訟中にして何人が眞の所有者あるやを知ること出來ぬ場合に在ては自分が眞の所持人なりと信する者は他人に對する支拂に付き故障を述べ又自から支拂を得んことを求むるを得るなり自己の所有權を疎明し云々とは今述べたる如くなれど其判決あるに非ざれば何人の所有に歸するや知るべからざる而して其判決あるまで長き時日を待つ中に支拂人に於て異變の生ずることもあるべく且つ他より支拂を請求する者があるやも知らざれば先づ自己の所有權を明にせんが爲め眞の所有者は商業帳簿又は其他の書類を裁判所に差出し裁判所をして其の眞の所有者なることを認めしめ即ち疎明して以て其命令を得るに於ては假令ハ裁判未だ確定せずと雖も擔保を供して即ち保證を立て支拂を求め又保證を立てども爲替金額を供託所に預くることを求むることを得るなり寄託の場合に在ても第七百五十八條の規定を適用せしは

訴訟ヲ爲
スコトヲ
得
清算人カ
會社ノ債
務又ハ債
權ニ付キ
承諾シタ
ル和解及
ヒ仲裁ハ
第三者ト
通謀シタ
ル詐欺ノ

其寄託の費用及び危険即ち火災紛失盜難等は總て債權者に於て負擔し
債務者即ち支拂人は甚しき怠慢に付てれみ責任を負擔するをいふ

第七百六十七條 支拂人カ正當ノ理由ナクシテ満期日ニ

爲替金額ノ支拂又ハ寄託ヲ拒ムトキハ所持人ハ其次ノ
業日ニ拒證書ヲ作り且所持人カ償還請求ヲ爲サント欲
スル者ニ拒證書ノ作成ヲ通知スルコトヲ要ス然レトモ
所持人ハ爲替手形ニ明記アルニ因リテ拒證書作成ノ義
務ヲ免カル、コトヲ得

註 本條に依れば拒證書を作るは其翌日は休日あつても支拂日
にあらざるときは拒證書を作るを要せず又所持人が支拂を拒まれたる
時に拒證書を作るは自由なりと雖も満期日中は支拂人に於て支拂ふの
義務あれば支拂人は一旦支拂を拒みたるも更に支拂を爲さざるを知るべ
からむ故に若し支拂を爲したるに於ては所持人は拒證書の費用を自分

爲メニ非
サレハ之
ヲ攻撃ス
ルコトヲ
得ス
第百五十二
條 清算
ニ於ケル
總計簿ハ
社員ノ認
可ヲ受ク
ルコトヲ
要ス

に負擔せざるべからざる場合が生ずればなり然れども手形と振出と場
合に當り手形面に明記して別段に拒證書を作るに及ばぬ旨を約束する
ときは所持人は拒證書を作るに及ばぬ

第七款 榮譽支拂

第七百六十八條 拒マシタル爲替手形ハ振出人又ハ裏書

讓渡人ノ榮譽ノ爲メ榮譽引受人支拂人又ハ第三者之ヲ
支拂フコトヲ得

註 榮譽支拂とは支拂人が其支拂を拒みたる後に榮譽引受人支拂人又
は第三者に於て振出人又は裏書讓渡人の榮譽の爲めに支拂ふことを云
ふ此支拂を受けたる手形所持人は各償還義務者に告げて償還要求を爲
そが如き手数を省くものなり榮譽支拂を爲すことを得るは必き支拂人
に於て之を拒みたる後にあらざれば之を爲すことを得ず又榮譽引受の
場合と同じく支拂人自身も亦榮譽支拂人と爲ることを得べく然れども

右ノ計算
ヲ認可ス
ルニハ社
員ノ過半
數ノ議決
ヲ以テ足
レリトス
此議決ハ
總計算ニ
付キ之ヲ
爲シ又ハ
計算ノ或
ル部分ニ

支拂人が榮譽支拂人と爲るには其未だ引受を爲したることなきを要ス
第七百六十九條 豫備支拂人其他ノ参加人ノ引受ヲ記シ
タル爲替手形ハ拒證書作成ノ後直チニ榮譽引受人ニ支
拂ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ

註 支拂人が支拂を拒みたる場合に於て若し其手形に榮譽引受人ある
ときは所持人は先づ榮譽引受人に對して支拂を請求すべきものとス

第七百七十條 榮譽支拂若クハ其拒絶又ハ其提供ハ何レ
ノ場合ニ於テモ之ヲ支拂拒證書又ハ其附箋ニ記載ス可
シ
其拒證書ハ爲替手形ト共ニ拒證書費用ノ辨償ヲ受ケタ
ル上之ヲ榮譽支拂人ニ交付ス

註 榮譽支拂は其期間中は何人にも之を請求をすることを得るなり而
して其要求を承諾したるときは之を支拂ふものとす若し榮譽支拂人が

付キ各別
ニ之ヲ爲
スコトヲ
得
認可ヲ得
サル計算
ニシテ仕
直スコト
得ヘキモ
ノナルト
キハ清算
人其費用
ヲ以テ之

支拂と拒みたる場合に在ては新に拒證書を作るに及ばせ初め支拂人が
支拂を拒みたるるとき作りたる拒證書又は其の付箋に記入を以て足
れりとす

第二項は其支拂を受けたるときは拒證書を作る等に費したるもの、辨
償と受け其爲替手形及び拒證書を榮譽支拂人に引渡すものとす

第七百七十一條 榮譽支拂人ハ引受人、振出人及ヒ裏書
讓渡人ニ對シテ所持人ノ權利ヲ承繼ス但其權利ヲ主張
スルニハ所持人ト同一ノ義務ヲ履行スルコトヲ要ス

註 榮譽支拂を爲したる者は當然支拂人の權利を承繼するものと故に
引受人振出人及び裏書讓渡人お對して手形所持人と同一の權利を行
ふことを得べし但榮譽支拂人に於て所持人と同一の權利を行はんに於
て振出人又は裏書讓渡人に對して償還請求を爲さんとするときは拒證

ヲ爲ス若シ仕直スコトヲ得サルトキハ清算人ハ代理ノ規則ニ從ヒ其過失ニ因リテ加ヘタル損害ノ責ニ任ス清算人ノ

書の作成を通知する等の義務をいふ
第七百七十二條 榮譽支拂ハ受榮譽者ノ後者総員ヲシテ責ヲ免カレシム

註 榮譽支拂を爲したるときは受榮譽者即ち振出人又は裏書譲渡人の後者をして其責を免かれしむ即ち受榮譽者が振出人なるときは總て裏書人を去て義務を免かれしめ若し又裏書譲渡人なるときは其譲渡人以後乃裏書譲渡人をして義務を免かれしむ但し義務を免かると云ふは手形所持人より償還要求を受くるの義務を免かれしむるものにして榮譽支拂人に對しては義務を免かるゝことを得ざるなり

第七百七十三條 榮譽支拂ヲ提供スル者二人以上アルトキハ支拂人ヲ以テ榮譽支拂人トシ之ニ次テハ最モ多數ノ義務者ヲシテ責ヲ免カレシムル者ヲ以テ榮譽支拂人トス

註 榮譽支拂を提供する者とは榮譽支拂を爲す者を云ふ本條は榮譽支拂を爲す者が數人あるときは其中あて最も多數の義務者をして其義務を免れしむる者を以て榮譽支拂人と定め之が支拂をなさざるものなり又支拂人を以て榮譽支拂人と爲すは支拂人は他の榮譽支拂人と異にして常に爲替上の償還請求を受くる者なれば支拂人をして榮譽支拂を爲さしむるときは自然に多數の義務者に義務を免かれしむるを以てなり

第七百七十四條 所持人ハ榮譽支拂ヲ受クルコトヲ拒ムニ因リテ受榮譽者及ヒ其後者ニ對スル償還請求權ヲ失フ

註 所持人が榮譽支拂を受くるを拒みたりとて受榮譽者即ち振出人裏書譲渡人及び其後者に對する償還請求權を失ふものとせるは手形所持人は其手形面の金額を得るを以て目的とするものなれば之が支拂を受くるに其人の別あるにあらざ故に正當に榮譽支拂を爲さんとせる者あり

受任シタル權限ニ依リ又ハ前條ニ從ヒテ爲シタル行爲ハ善意ナル第三者ニ對シテ之ヲ取消スコトヲ得ス

第百五十三

條 會社
ノ清算後
ハ不分明
テ存スル
財産ノ分
割ハ社員
各自又ハ
其承継人
ヨリ之ヲ
請求スル
コトヲ得
但當事者
カ財産縮

れば所持人は之を拒むことを得ざるものなり故に若し之を拒むときは
是れ其所持人が受榮譽者及び其より後の者に對する償還請求權を拋棄
したるものなればなり

第八款 償還請求

第七百七十五條 支拂人カ滿期日ニ爲替手形ノ支拂ヲ爲
サ、ルトキハ所持人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對シ爲
替金額及ヒ其利息並ニ不拂ニ因リテ生シタル一切ノ費
用ニ付キ償還請求權ヲ有ス

註 償還請求とは所持人期日に手形面の金額支拂を受けざる時に有
する救濟法なり此救濟法は滿期日に支拂を受けざる時は支拂拒證書
を作りて振出人又は裏書讓渡人に對して其手形面の金額は勿論其不拂
に因りて生じたる一切の費用の償還を請求することを得べきを云ふ
償還請求は第一は手形所持人が振出人及び裏書讓渡人に對して償

第三十九
條ニ從ヒ
不分明ニテ
存スルコ
トヲ會社
ノ解散後
ニ合意シ
タルトキ
ハ此限ニ
在ラス

還請求を爲さんには支拂人が滿期日に其手形の支拂を拒みたることを第
二は支拂人が支拂を拒みたるに付其次の業日即ち支拂日に拒證書を作
ること第三其拒證書を作りたる由を償還義務者に通知すること此の三
件を具へざれば法律は所持人をして償還請求を主張するの權利を與へ
ず

第七百七十六條 所持人ハ爲替手形ヲ滿期日ニ支拂ノ爲
メ呈示ス可シ若シ支拂ヲ爲サ、ルトキハ滿期日ノ次ノ
業日ニ支拂拒證書ヲ作ル可シ但第七百六十一條第二項
ニ掲ケタル一分ノ支拂ノ場合ニ於テモ亦同シ

第百五十四
條 分割
部分ノ定

註 手形所持人は滿期日に至れば先づ之を支拂人に呈示して其支拂を
求むべし然るに支拂人之を拒みて支拂を爲さざる時は其次の支拂日
に拒證書を作りて手形の効力を全ふせざるべからざる又一分の支拂を爲
し又は爲さざる場合に於ても同じく本條の規定に従ひ此手續をなすべし

方又ハ其

配附ニ付

キ當事者

ノ一致セ

サルトキ

ハ財産共

通ノ分割

ノ爲メ別

ニ定メタ

ル規則ニ

從フ

第一百五十五條

會社

るべからせ

第七百七十七條

支拂拒證書ハ既ニ引受拒證書ヲ作りタ

ルトキニモ債務者カ死亡シ又ハ破産若クハ家資分散ノ

宣告ヲ受ケ又ハ其所在ノ知レサルトキニモ之ヲ作ル可

シ

註 支拂人に於て支拂を拒みたるときは勿論支拂を爲すこと出来ぬ事

情ありと推定するるときにも亦必拒證書を作りて之を公證せざるべ

からせ即ち債務者が死亡し又は破産宣告若くは家資分散の宣告を受け

若くは其支拂人の所在の知れぬときにては尙ほ所持人は拒證書を作

りて以て償還義務者に對して不拂の旨を證明せざるべからせ

第七百七十八條

引受人ニ對シテ爲替權利ヲ保全スルニ

ハ滿期日ニ於ケル呈示及ヒ拒證書ノ作成ヲ要セス然レ

トモ他所拂人爲替手形ハ他所拂人若シ他所拂人ノ記載

ナキトキハ支拂人ニ其替爲手形ヲ支拂フ可キ地ニ於テ

支拂ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ若シ支拂ヲ爲サ、ルトキハ

同地ニ於テ拒證書ヲ作ル可シ

註 爲替權利を保全せんとは爲替の上にて有する權利を失はぬ様に

保つを云ふ引受人に對して爲替權利を保全するには滿期日に於ける呈

示及び拒證書の作成必要とせざるに滿期日を経過すと雖も時効期間内

に在て何時にても爲替金額を請求することを得るなり

然れども云々より以下の意義は他所拂手形なるときは其支拂人の記載

あるときと問はせ其手形を支拂地に於て呈示したるも其支拂を拒

まれたるときは拒證書を作らざるべからせ若し此手續を爲さざる時

は振出人及び裏書讓渡人に對する償還請求權を失ふ乃みならせ引

受人に對しても亦之を主張することを得るあり

第七百七十九條

引受人カ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ

シ又清算

効力ヲ有

ニ遡リテ

解散ノ日

社員ノ權

利ハ會社

ニ歸シタ

中他ノ社員ヨリ其物ニ付キ
第三者ニ授與シタル權利ハ之ヲ解除ス
第五百五十六條 分割者ハ分割ニ因リテ取得ス可

受ケ其他資力ノ確ナラサルニ至リタル場合ニ於テ爲替支拂ノ爲メ十分ナル擔保ヲ供セサルハ所持人ハ滿期日前ニ支拂拒證書ヲ作りテ償還請求ヲ爲スコトヲ得
註 資力ノ確かならざるに至りたる場合とは民法に所謂顯はに無資力となりたる場合にはあらざれども最早無資力たることを推察し知ること出来る場合を云ふ此の場合に於て支拂引受人に於て擔保を供すべきことを要求するに應せぬときは所持人は滿期日前たりとも支拂を拒まれたるときと同じく支拂拒證書を作り以て振出人及び裏書讓渡人に對て償還要求を爲すことを得るなり但し必き支拂人の引受を爲したるときに限るなり

第七百八十條 所拂人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ノ各員又ハ總員ニ對シ償還請求ヲ爲スコトヲ得又償還請求ヲ受ケタル裏書讓渡人ハ其前者ニ對シテ同一ノ權利ヲ有ス

キ權利ノ上ニ受ク
ルコト有ル可キ妨礙及ヒ追奪ニ付キ其各自ノ部分ニ應ジテ相互ニ擔保ヲ爲ス
分割者ノ一人カ無

註 手形所持人は振出人及び裏書讓渡人に對し償還請求を爲すとは各員即ち償還義務者中の一人に對するも又は總員に對するも所持人の自由なり故に償還義務者は一人又對するも又は總員に對するも所持人の自由なり故に償還義務者は連帶責任あるを以てあり
又償還請求を受けたる裏書讓渡人は其前者に對して同一の權利を有すとは裏書讓渡人が償還義務と盡したるときは所持人の權利を承継ぎて更に自己以前の裏書讓渡人に對して償還請求を爲すことを得べきなり

第七百八十一條 償還請求ヲ爲ス者ハ第七百三十九條ノ規定ニ依リテ引受拒證書作成ノ通知ヲ爲シタルニ拘ハラス尚ホ其償還請求ヲ爲サント欲スル前者ニ書面ヲ以テ其請求及ヒ支拂拒證書作成ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス其通知ハ所持人ニ在テハ拒證書ヲ作りタル日ノ翌日裏

資力ナル
トキハ其
一人ノ負
擔シタル
賠償ノ部
分ハ被擔
保人ヲ併
セテ他ノ
共同分割
者ノ間ニ
之ヲ分ツ
○國立銀
行條例

書讓渡人ニ在テハ通知書ヲ受取リタル日ノ翌日之ヲ爲
ス可シ但裏書讓渡人ノ通知ハ其後者ノ爲メニモ効力ア
リ

註 支拂人が引受を拒みたるときは第七百三十九條に従ひ拒證書作成の通知を爲したるにも拘はらざる尙ほ其償還請求を受ぐんと欲する者に對して書面を以て其請求を爲し且つ支拂拒證書を作りたる旨と通知せざるへからず是れ振出人又は裏書讓渡人の償還義務は此通知を受たるに依て生ずるものなり右の通知は所持人に在ては拒證書を作りたる日の翌日裏書讓渡人に在ては所持人又は自己より後の裏書讓渡人より通知書を受取たる日の翌日に於て通知を爲さるべからず但し裏書讓渡人の通知は其以後の裏書人總ての者の爲めにも効力ありとす

第七百八十二條 前者ニ對シテ償還請求ヲ爲シタルモ此
カ爲メニ其後者ハ償還義務ヲ免カレス

明治九年八月
月百六號
布(抄)
告
國立銀行條
例

國立銀行
ハ政府ヨ
リ發行ス
ル公債証
書ヲ抵當
トシテ之
ヲ大藏省
ニ預ケ紙
幣寮ヨリ

註 償還義務者に對して所持人より償還請求を爲すには償還義務者數人ある中孰れに對しても之を請求することが出来る故に孰れに對して請求するも所持人の自由なり而して前者とは自己より以前の裏書讓渡人を指し以後とは自己より以後の者を指すにあらざ例へば甲乙丙の三人ある場合に前者と云ふは甲者にして後者は乙者あるべし前者に對して償還請求を爲したるも此が爲めに後者は其義務を免かれずとは甲者に對して請求を爲したりとて乙丙に於ては其義務を免るゝことなしといふ意なり

第七百八十三條 拒證書作成ノ義務免除ニ因リテ拒證書
作成ノ權利及ヒ償還請求權ハ消滅セス然レトモ此場合
ニ於テ其免除ヲ爲シタル者ノ後者ニ在テハ其免除ヲ爲
シタル者ニ對シテ本手形ノ送付ヲ爲スト同
時ニ書面ニテ償還請求ノ通知ヲ爲スヲ以テ足レリトス

銀行紙幣
ヲ受取り
引換ノ準
備金ヲ設
ケ之ヲ發
行シ以テ
其業ヲ營
ムモノナ
リ今之ヲ
創立スル
ニ付大日
本政府ニ
於テ制定

註 拒證書を作成するの義務を免除するとは拒證書を作るには其費用を要するものにして此費用は振出人又は裏書譲渡人に於て償還請求の場合に負擔せざるべからざるの損失あるを以て豫め此の費用を省く爲め拒證書を作成するに及ばざる旨を手形に附記すると云ふ如此く所持人に對して拒證書作成の義務を免除したるものに因りて拒證書を作成する權利と償還請求權は消滅するものにあらざ故に所持人に於て拒證書を作るに於ては其費用をも償還義務者に於て負擔せざるべからざる然れども此場合に於て云々より以下の意旨は拒證書を作成するに及ばざるの約束ある以上は所持人は其免除を爲したる者及び其より後の裏書譲渡人に對して必しも拒證書を作るに及ばざる只其の手形の謄本を以て爲替手形の送附をなし之と同時に書面にて償還請求の通知を爲すと以て足れりとす

七百八十四條削除

シタル條
々左ノ如
シ
第一章 銀
行創立ノ
方法、創
立證書、
銀行定款
ノ差出方
及開業免
狀ノ下附
并ニ諸役
員撰任方

第七百八十五條

償還請求權ハ支拂人カ爲替資金ヲ受取

タリトノ抗辨ノ爲メニ効力ヲ失フコト無シ然レトモ爲替資金ヲ供スル義務アル者ニ對シテハ其者カ爲替資金ヲ供セサリシトノ抗辨ヲ爲スコトヲ得

註 爲替資金を受取りたりとの抗辨の爲めに効力を失ふことなしとは

爲替資金を供する義務ある者より支拂人に對して既に爲替資金を送りたるも其支拂人に於て支拂を爲さるるが爲め所持人其他償還請求權ある者より振出人等に對して償還請求を爲したるに其振出人に於ては既に爲替資金を送りたりとの抗辨即ち理由を以て之が償還義務を免かるべしと得ざるを云ふ
其者が爲替資金を供せざりしとの抗辨を爲すことを得ば爲替資金を差出す義務ある者に對しては其者は爲替資金と猶ほ受取らぬとの抗辨を爲すことを得るを云ふ故に振出人は支拂人に對して資金を送るの義務

法等ノ事

ヲ明カニ

ス

第一條 此

條例ヲ遵

奉シ國立

銀行ヲ創

立セント

欲スル者

ハ何人ヲ

論セス

(外國人

ヲ除クノ

務ある者なれば他人の爲めに又は他人の委託を受けて振出したる手形

にして此他人が後日其手形の所持人となりたる場合例へば甲者は乙者

として丙者に宛たる爲替手形を振出さしめ自ら其受取人となり又は後

に至り其手形の裏書讓受人となるが如き場合に於て若し其約定の爲替資

金を送らぬときは裏書讓渡人等の償還義務者は其請求者が未だ爲替資

金を送らぬ故にとの抗辨を以て其償還請求に應せぬことを得べきなり

第七百八十六條 償還請求ハ左ノ額ニ付キ之ヲ爲スニト

ヲ得

第一 爲替金額及ヒ滿期ノ翌日ヨリ起算シタル年百分

ノ七ノ利息

第二 拒證書ノ費用其他必要ナル立替金

第三 戻爲替ヲ振出シタルトキハ其費用

註 拒證書の費用其他必要なる立替金とは拒證書作成の任ある者に

外)五人

以上結合

シタル人

々成規第

一條ニ掲

クル所ノ

手續ヲ以

テ其創立

願書ヲ大

藏省ノ紙

幣察へ差

出スルシ

紙幣頭之

して裁判所の役員又は公證人に對して支拂ふべき手数料又は拒證書の

作成に立會ふたる證人等に給與すべき日當の類其他拒證書作成に關し

る通知の費用即ち郵便税若しくは送達料等を云ふ

第七百八十七條 削除

第七百八十八條 償還義務者ハ爲替手形拒證書及ヒ受取

證ヲ記シタル償還計算書ノ交付ヲ受クルニ非サレハ支

拂ヲ爲ス義務ナシ

註 何人も受取を取らせして支拂を爲さず者なし償還義務者は爲替手形

拒證書及び受取證書を記したる償還計算書の交付を求め其交付を受

くるに非ざれば支拂を爲さざる義務なしとするも此理に依るものあらん

第七百八十九條 爲替義務者ハ償還金額ノ支拂ト引換ニ

テ受取證ヲ記シタル爲替手形及ヒ支拂拒證書ノ交付ヲ

所持人ニ求ムル權利アリ

ヲ檢按シ
相當ト思
慮スルニ
於テハ之
ヲ大藏卿
ニ稟議シ
テ其銀行
創立證書
及銀行定
款ノ差出
方ヲ命ス
ヘシ

第二條 右

紙幣頭ノ
命ヲ受ケ
タル人々
ハ各其姓
名ヲ創立
證書ニ記
入シ諸般
ノ手續ヲ
經テ其創
立證書ニ
紙幣頭ノ
承認許可
ヲ受クル

註 爲替義務者は各連帯の義務あるを以て亦之が支拂を爲すに付ても連帯の權利を有するもれとを故に償還金額の支拂と引換にて受取證を記したる爲替手形及び支拂拒證書の交付を所持人に求むる權利あり而して此支拂を爲したる者は自己以後の裏書人に對しては請求の權なしと雖も自己より以前の裏書人及び振出人に對しては更に請求を爲すことを得るなり

第九款 拒證書作成

第七百九十條 拒證書ハ裁判所ノ役員又ハ公證人之ヲ作ルモノトス若シ其地ニ此等ノ人ナキトキハ被拒者ニ於テ證人二人ノ立會ヲ以テ之ヲ作ル可シ但其證人ハ成年ノ男子タルコトヲ要ス

註 拒證書は手形所持人が其手形面の金額の支拂を拒まれたるとき償還義務者に對して償還請求を爲すに其支拂を拒まれたる事實を證

證明せるの方法なり裁判所の役員とは執達吏を云ふ(商法施行條例第二十七條)此拒證書を作るは支拂人の方に於て作らざるべからん然れども裁判所又之公證役場は何れの處にも之れあるものにあらず山間僻地に在ては多くは之れなきものなれば此場合に於ては手形所持人は證人として其隣人二名の立會を求め自から拒證書を作らざるべからん而して其立會人は成年の男子たることと要す

第七百九十一條

拒證書ハ拒者ノ營業場若シ營業場ナキトキハ其住居ノ内若クハ傍ニ於テ之ヲ作ル可シ拒者不在ナルトキ又ハ臨席ヲ肯セス若クハ來入ヲ拒ムトキト雖モ亦同シ
若シ己ムヲ得サル場合アルトキハ裁判所又ハ公證人役場ニ於テ拒證書ヲ作ルコトヲ得
註 臨席を肯せざるとは其場に臨むことを承知せざることを來入を拒むと

第九款 拒證書作成

ニ於テハ
此條例ニ
規定セル

は其者の住居に往くことを拒むなり若し已を得ざる時は執達吏若しくは公證人に於て病起其他已むを得ざる事故ありて外に出づること出来ぬ場合を云ふ

箇條ヲ遵
奉シ以テ
国立銀行
ヲ創立ス

第七百九十二條 拒者ノ營業場及ヒ住居ノ知レサル場合ニ於テ支拂地ノ官署ニ問合ヲ爲スモ尙ホ知ルコトヲ得サルトキハ拒證書ハ其官署内ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス

ルヲ得ヘ
シ面シテ
其創立證
書ニ掲載

註 官署とて市區町村役場警察署等を云ふ此官署に問合を爲す者は拒證書作成の義務ある吏員即ち執達吏又は公證人あり

スヘキ件
々ハ左ノ

第七百九十三條 法律上定メタル場所ノ外ニ於テモ拒者ノ承諾アルトキハ拒證書ヲ作ルコトヲ得
註 法律上定めたる場所とは前二條に記載したる場所と謂ふ此場所の外に於ても拒者の承諾あるときは拒證書を作ることを得るものとす但

如シ

拒者乃承諾ある場合に限るものとす

第一 銀

第七百九十四條 一般ノ休日ニハ拒證書ヲ作ルコトヲ得

行ノ名

ス然レトモ通常ノ取引時間外ニ於テ之ヲ作ルハ妨ナシ

號但シ

註 支拂と拒まれたるときは所持人は必き其次の支拂日に拒證書を作らざるへからせ然れども若し其翌日にして一般の休日に當るときは之

此名號

を作ることを得ざる通常ノ取引時間とは各地の慣例に従ひ之を定む

ハ紙幣

へさるものにして或は午前七時より午後四時迄とあるあり或は午前八時

頭ノ承

より午後六時迄とあるもありて一様からせ然るゝ履行地に於ける慣習

認許可

上ノ取引時間を以て履行に付ての一日の時間と看做その規定あるを以

ヲ得テ

て(第三百十二條)拒證書を作るに付ても慣習上の取引時間を以て一

之ヲ公

日となせ其時間を過ぎたれば一日を経過したるものとなし其時間後に

稱スベシ

作るは妨なしとせり履行地とは手形上に付て云へば支拂地及び償還義務

第二 銀

務を盡す地を云ふ

行ノ本

店及支 第七百九十五條 拒證書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ

店(若 要ス

シ之ア 第一 替爲手形ノ全文但最後ノ裏書ニ至ルマテ遺漏ナ

ヲハ) ク記載ス可シ

ヲ置ク 第二 拒者ノ臨席又ハ不在

ヘキ場 第三 引受支拂又ハ擔保ノ要求及ヒ拒絶並ニ拒絶ノ理

所 由

第三 銀 第四 右要求及ヒ拒絶ノ日並ニ場所

行資本 第五 榮譽引受又ハ榮譽支拂アルトキハ其旨

金額及 第六 年月日、場所及ヒ臨席總員ノ署名捺印

株數 第七 第七百九十三條ノ場合ニ於テハ拒者ノ承諾

第四 銀 若シ拒者カ署名捺印スルコトヲ欲セス又ハ署名捺印

行營業 スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ證書ニ明記ス可シ

第五 株 註 爲替全文とは其手形の本文は固より裏書譲渡の全文及び引受人

主ノ姓 の引受あるときは其引受に付ての全文をも包含むなり又署名捺印を

名、住 こと能はざるときとは實際無筆等にて爲すことが出来ぬを云ふ

所、屬 第七百九十六條 第七百九十一條乃至第七百九十四條ノ

族職業 規定ハ引受又ハ支拂ノ爲メニスル呈示、爲替手形數通

(若シ 要求其他本章ノ規定ニ從ヒ或人ノ方ニテ爲ス可キ行

之アラ 爲ニモ之ヲ適用ス

ハ)及 註 第七百九十一條乃至第七百九十四條の規定は第七百三十四條の引

其引受 受第七百五十五條乃支拂第七百四條の爲替手形數通の要求及ヒ第七百

タル株 七十九條擔保の要求の如き支拂人の方に於て爲すべき事に付ても適用

式ノ番 するものどと其他本章の規定に従ひ或人の方に於て爲す行爲即ち例へば

號、箇 關係者中の一方に於て爲と總ての行爲に之を適用すべきものと

第七百九十七條 第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ

第六 此

創立證 書ハ此 條例ヲ 遵奉シ 銀行ノ 事業ヲ 營ミ株 主一同 ノ利益 ヲ謀ル 爲メ取

於テハ其情況ヲ拒證書ニ明示シ且成ル可ク詳細ニ爲替手形ノ旨趣ヲ記シテ爲替手形ノ全文ニ代フ

註 第七百十條及び第七百十一條の場合とは爲替手形の現に其所有者の手に存在せざるべきを云ふ手形の現に所持人の手にあきも第七百六十六條の規定に依れば假令現存せざるも第七百九十一條第一號の規定に従ひ拒證書を作りて償還要求と爲すべし而えて此場合には其情況を拒證書に明示し即ち盗取せられ又は焼失せし等に依り所持せざることを記載し又唯其の所有者の記憶せる所に従ひ成る可く詳細に爲替手形の旨趣を記載して手形面の文詞に代ふべきなり

第七百九十八條

裁判所ノ役員又ハ公證人ハ其作りタル拒證書ノ全文ヲ日日帳簿ニ記入シ且被拒者ノ求ニ因リテ數通ニ之ヲ作ル義務アリ

註 裁判所の役員又は公證人は其作りたる拒證書の全文を日々帳簿に記入し且被拒者即ち手形所持人の求あるに於ては數通に之を作る義務ありとす

第三條 右

創立證書 ハ其株主 等各記名 調印シ之 ニ壹錢ノ 印紙ヲ貼 用シ其管 轄地方長 官ノ奥書 鈐印ヲ受

第二項は拒證書を作るものは手数料其他の費用を要するを以て此費用は拒證書の作成を要求する手形所持人即ち被拒者に於て一時立替へざるべからむ

第十款

戻爲替手形

第七百九十九條 所持人ハ償還金額ニ付キ各償還義務者ニ對シテ戻爲替手形ヲ振出スコトヲ得

註 戻爲替手形とは支拂と拒まれたる場合に於て手形所持人が自から振出人と爲り更に償還義務者に宛て、振出を一覽拂の爲替手形を云ふ而して此戻爲替手形は手形所持人が支拂と拒まれたる場合に於て拒證書を作りて償還義務者に償還金額の請求を爲すことを得ると雖も此請

第十款 戻爲替手形

ケタルモ
ノタルヘ
シ斯克從
事シタル
創立證書
ハ當人ハ
勿論其相
續人後見
人タル者
ニ於テモ
右創立證
書ノ簡條
ヲ遵守シ

求を爲すに付き償還義務者が遠方の地に在るか又は償還義務を盡す
るときは遂に訴訟を起す等の手数と時日とを費することありて商業上の
神速を尙ふべき目的を失ふことあるを以てなり而して此手形を振出す
方法は銀行等に於て相當の割引を爲し之を賣却し直ちに現金を得るも
のなり此手形を振出す者は只償還請求権を有する所持人に非ざるより
は固より之を振出すことを得ず故に手形所持人は此戻爲替手形を振出
して償還請求に代用せることを得へしと雖も爲めに償還請求を爲すに
及ばざるとする勿れ何となれば若し戻爲替手形の支拂はれざる場合には
其爲替手形の所持人は已に拒證書を作り其通知を爲すに於ては直ちに
裁判上償還請求を爲すを得ればあり是れ前も戻爲替手形を振出すこと
を得へし所持人は第七百八十一條に依り償還請求の通知及び拒證書作
成の通知を爲すことを得へし所持人に限ると云ふ所以あり

第八百條 戻爲替手形ノ費用ノ額ハ仲買人手數料、仲立

此條例成
規ノ旨趣
ヲ遵奉ス
ル者トス
ヘシ
第四條 右
創立證書
ノ簡條ヲ
更正スル
ニハ其社
中ノ格段
決議ヲ經
テ紙幣頭

人手數料、郵便税、印紙税及ヒ支拂地ヨリ償還義務者ノ
住地ニ宛テ振出シタル一覽拂爲替手形ノ相場ニ因リテ
定マル
右ノ相場ハ戻爲替手形ヲ遞次振出す場合ト雖モ本爲替
手形ノ支拂地ヨリ振出地ニ宛テタル一覽拂爲替手形ノ
相場ヲ超ユルコトヲ得ス
註 戻爲替手形の費用とは仲買人及仲立人の手を経たるときは其手数
料、郵便税、印紙税及び其戻爲替振出地より償還義務者の住所即ち支拂
地との相場の差額を爲す等費用を云ふ是れ戻爲替手形は之を賣却す
るに非ざれば振出人に依託するものなるを以てなり今調ふ所の相場と
は振出地と支拂地と其地と異にせる場合に在ては多く相場上に差額を
生ずるものにして殊に外國に關する場合は差額を生ぜべきなり
右此相場は戻爲替手形を遞次振出す場合とは數回次第を追ふて振出す

第十款 戻爲替手形

ノ承認許
可ヲ得ル
ニ於テハ
之ニ從事
スルコト
ヲ得ヘシ
但シ其事
件ハ即チ
資本金ノ
増減及本
店轉移或
ハ支店開
設等ノ如

ことあり此場合と雖も本爲替手形の支拂地より振出地に宛てたる一覽拂の爲替手形の相場と超過することを得ず此支拂地より振出人に向けたる一覽拂の爲替手形の相場を越ゆることを得ざると又其相場は實地行はる、所又超ゆることを得ざるの制限あり例へば倫敦に於て振出たる大阪拂の爲替手形を紐育に於て裏書讓渡を爲したる場合に於て大阪に在る所持人は倫敦に在る振出人に對して戻爲替手形を振出ることなく紐育に在る裏書讓渡人を以て戻爲替手形の支拂人とするに其所持人は大阪より紐育に宛て振出したる一覽拂爲替手形の相場に依る可きものなり

第八百一條 戻爲替手形ニハ拒マレタル爲替手形拒證書及ヒ償還計算書ヲ添フ可シ

註 爲替手形を振出中には其拒まれたる本手形拒證書及び償還計算書を添ふべきものと此等の書類と添ふるは支拂人は此等の書類の交付を受くるの必要あればあり若戻爲替を支拂はざる時は所持人は戻爲替に依らざ直ちに本爲替手形の償還請求を爲すことと得るなり

第八百二條 戻爲替手形ヲ支拂ヒタル者ハ其前者中ノ一人ニ宛テ更ニ戻爲替手形ヲ振出スユトヲ得

註 戻爲替手形の支拂を爲したる者は其支拂ひたる償還金の辨済を得んが爲め更に自己以前の裏書讓渡人及び振出人に對して戻爲替手形を振出せしことを得るなり而して其方法は手形所持人が自己に向け戻爲替手形を振出せしが如くにするなり

第十一款 資金

第八百三條 振出人又ハ自己ノ計算ニテ爲替手形ヲ振出サシメタル者又ハ明示シテ爲替資金ヲ供スル義務ヲ負ヒタル裏書讓渡人ハ支拂人ニ對シテ爲替資金ヲ供スル義務ヲ負フ

キ是レナ
リ而シテ
右ノ如ク
更正シタ
ル簡條ハ
最初右創
立證書中
ニ記載セ
シ簡條ト
同ク確守
スヘシ且
ノ簡條右
ハ其創立

證書ノ本
紙正寫ノ
別ナク之
ヲ綴込ミ
又ハ添附
シ置クヘ
但シ右ノ
外創立證
書中ノ簡
條ヲ更正
スルコト
ヲ得サル

註 爲替資金とは支拂人をして爲替金を手形所持人より支拂を爲せんが爲めに或は其既に支拂ふたる者を償はんが爲めに支拂に交付するの金額のものを云ふ此の爲替資金乃義務と負擔する者は通例振出人又は自己の計算にて爲替手形を振出さずめたる者の明示にて爲替資金を振出さ義務を負ひたる裏書讓渡人等に限るが如し支拂人と爲替資金義務者との間の關係如何と云ふに支拂人は其爲替資金を受取りたるときは勿論假令之を受取りざるも振出人其他の爲替資金義務者に對して手形の引受及び支拂を爲さへ義務を明示して負擔したるときは必ず其引受と支拂とをなさざるべからず

第八百四條 現金支拂ノ外爲替資金義務者カ支拂人ニ對シテ有スル債權又ハ信用ハ之ヲ爲替資金ニ充ツルコトヲ得

註 支拂人に對して有する債權とは貸金、立替金又は賣掛代金等と云ふ

ヘシ
第五條 此
條例ヲ遵
奉スル國
立銀行ハ
右創立證
書ニ必ス
銀行定款
ヲ添フヘ
シ而シテ
此定款ハ
即チ成規
第六條ニ

爲替資金に充つべき者は限金に限らずして爲替資金義務者が支拂人に對して有する債權即ち右に述べたる如きもの又は信用を以て之に充つることを得るなり信用とは例へば甲者が乙者に對して若し金買入要あるときは百圓までは何時までも貸付け又は立替を爲す可しと約するが如きは則ち信用にして之を以て乙者は甲者に對する百圓の信用を有するものなり之を以て爲替資金に充つることを得而きて爲替資金と爲すには支拂期日に於て支拂人の處分することを得るものに限るなり故に支拂日に支拂ふことの出來ぬ切手の如きは資金として送ることを得ず信用の如きも亦然り何となれば支拂はれざる切手又は信用の如きは資金として送ることの出來ぬ間は流通して支拂人の處分權内に在るものでなければなり

第八百五條 方式ニ依ラサル引受ト雖モ其引受ニ依リテ引受人カ爲替資金義務者ヨリ爲替資金ヲ受取りタリト

掲クル所
ニ離形ニ
準據シ其
簡條ヲ悉
皆(又ハ
若干)記
載シ創立
證書ト同
様株主一
同之ニ記
名調印シ
壹錢ノ印
紙ヲ貼用

ノ推定ヲ生ス但参加引受ヲ爲シタルハ此限ニ在ラス
註 方式に依らざる引受とは第七百三十七條の定めに適合せざる引受にして署名のみにて捺印のなきが如き不完全の引受と謂ふ引受を爲したる以上は假令ハ方式に依らざる引受と雖も其引受に依りて引受人が爲替資金義務者より爲替資金を受取りたりとの推定を生ずるも乃と推定とは推察えて斯くやと定むるを云ふ故に引受を爲したる支拂人に於て資金を受取りぬ旨を申立つるに於ては自から證據を擧で推定を破らざるべからせ但此推定は参加引受人に對しては受くることなま何となれば参加引受とは豫備支拂人の引受及び榮譽引受なる者なれば此等は必走他人乃爲めにせるものにして其引受を爲とは資金を受取りたるに因るものにあらずして假令ハ資金を受取りせとも支拂を爲すものなればなり

第八百六條 爲替資金義務者ト所持人トノ間ニ在テハ爲

シタルモ
ノタルハ
シ但シ此
定款ハ唯
紙幣頭ノ
承認ヲ得
紙幣察ノ
官印ヲ受
クルノミ
ニテ其管
轄地方長
官ノ與書
鈐印ヲ乞

替手形ノ引受ニ依リテ爲替資金ヲ供シタリトノ推定ヲ生セス
註 爲替資金義務者と所持人との間に在りては爲替手形の引受に依りて爲替資金を差出したりとは推定を生ぜぬは若し之が推定を受くるものとせば所持人は其反證を擧ぐるに甚だ苦しみ到底其證を擧ぐることはざるの事情あればなり故に爲替資金義務者が資金を送りたりとの推定を受くるは前條の場合に限るものにして本條は推定を生ずることなし

第八百七條 爲替手形ノ支拂ヲ爲シタル支拂人ハ爲替資金ノ請求權ヲ爲替ノ原則ニ從ヒテ主張スルコトヲ得
註 爲替の原則に従ひて主張することを得とは爲替契約は一種の契約として民法に依るものにあらず故に爲替の原則と云ふ支拂人が爲替手形の支拂と爲したるときは爲替資金の請求權を行ふ場合に當り所持人

フニ及ハ
サルヘシ
第六條 此

より受取りたる爲替手形のみを有するときは雖も訴訟等に付ては總て爲替の法律に依るものと之を爲替の原則に従ひて主張することを得と云ふなり

條例ヲ遵
奉スル國
立銀行ハ

第八百八條 支拂人ニ代ハリテ爲替手形ノ支拂ヲ爲シタル者ハ支拂人又ハ償還義務者ニ對シテ所持人ノ權利ヲ主張スルコトヲ得

社中ノ格
段決議ヲ
經テ紙幣
頭ノ承認

註 支拂人に代はりて爲替手形の支拂を爲す者は榮譽支拂人其他裏書讓渡人が其償還請求の費用を免れんが爲め自ら支拂を爲すことある場合をも云ふ此等の支拂人に代はりて支拂を爲したる者は總て手形所持人の權利を主張することを得るものと而して此權利を主張するにハ所持人の盡くすべき義務と履行すべきは當然のことなるべし

ヲ得ルニ
於テハ銀
行定款中

第八百九條 振出人及ヒ裏書讓渡人ハ爲替資金ヲ供シタルモ爲替手形ノ引受及ヒ支拂ニ付キ連帶ノ責任ヲ免カ

ニ掲ケタ
ル諸款ヲ
更正増補
シ及ヒ之
ヲ廢止ス
ルコトヲ
得ヘシ而
シテ右ノ
如ク更正
増補シタ
ル簡條ハ
最初右定
款中ニ掲

ル、コトヲ得ス然レトモ其責任ハ別段ノ契約ヲ以テ其契約者間ニ於テノミ之ヲ制限シ又ハ廢止スルコトヲ得
註 振出人及ヒ裏書讓渡人は爲替資金を渡したりとて爲替手形の引受及ヒ支拂に付き連帶の責任を免かる、ことを得ずとは假令ハ爲替資金を送りたるも支拂人に於て支拂を爲さざる時は振出人及ヒ裏書讓渡人に於ては爲替手形の引受及ヒ支拂に付ては尙ほ連帶の責任を免かる、ことを得ず然れども其連帶は民法の連帶とは異なるものあることは既に第七百十五條に於て述べたるが如くなるべし
然れども其責任は別段の契約云々との第二項の規定は契約は如何なる契約を爲すも自由なるを以て別段の契約を爲し其契約者間に於ては其義務を免かれしめんか爲め義務に制限を付し又は之を廢止することを得べし例へば振出人は爲替手形に償還義務を負担せよとの旨と掲ぐるか又は爲替金額の内幾許の金額に對しては保證をばえとの旨と掲ぐる

載セシ簡
條ト同ク

確守スヘ

シ但右ノ

簡條ハ其

定款ノ本

紙正寫ノ

別ナク之

ヲ綴込ミ

又ハ添附

シ置クヘ

シ

第七條 創

が如きを云ふ此契約に依りては其契約者間に於てのみ其義務と免かる
、ことを得へし

第八百十條 支拂人ハ爲替資金ヲ受取りタルトキハ勿論

假令之ヲ受取ラサルモ振出人其他ノ爲替資金義務者ニ
對シ爲替手形ノ引受及ヒ支拂ノ義務ヲ明示ニテ負擔シ

タルトキハ引受若クハ支拂ヲ爲サ、ルニ因リテ振出人

其他ノ爲替資金義務者ニ生セシメタル損害ニ付キ責任

ヲ負フ但損害ニ付テノ請求ハ豫メ之ヲ支拂人ニ通知ス

ルコトヲ要セス

註 支拂人は爲替資金を請取りたるときは勿論假令ひ之を受取りざる

も振出人其他の爲替資金義務者と契約を爲して他人の振出したる爲替

手形なりと雖も之を引受けたるときは又は支拂の義務を負担したる

ときは其引受を爲さざれば支拂を爲さるに於ては振出人又は其他

立證書并

ニ銀行定

款ハ本紙

壹通正寫

二通都合

三通宛チ

製シ而シ

テ創立證

書ヘ其管

轄地方長

官ノ與書

鈴印ヲ受

ケ銀行定

の爲替義務者に對て其不拂より生じたる損害に付キ責任を負ふものと
を但し此場合に於ける償還請求は手形不拂の場合に於ける償還請求の
如く豫め支拂人に通知を爲さるを要せしめて直ちに之を請求をすることを
得べきなり

第二節 約束手形

第八百十一條 約束手形ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ

要ス

第一 振出ノ年月日及ヒ場所

第二 支拂金額但文辭ヲ以テ記ス可シ

第三 受取人ノ氏名又ハ其指圖セラレタル人若クハ所

持人ニ支拂フ可キ旨

第四 満期日

第五 振出人ノ署名捺印

第二節 約束手形

款ト共ニ
之ヲ紙幣
頭へ差出
スヘシ

第八條 紙幣

幣頭ハ右
創立證書
及銀行定
款ヲ領受
シ其銀行
株主等此
條例第三
十條ニ規

註 約束手形とは一方の者より他の一方の者又は其指圖を受けたる人に一定の金額を一定の期日に支拂ふことを約束する所の手形にして爲替手形と同じく信用證券にして商業上尤も有用なるもれなり只爲替手形と異なる所は爲替手形には振出人と支拂人とは異にすれども約束手形に在ては振出人が自から支拂人と爲るに在るなり又爲替手形には此地より彼地へ金額を送るべきこととの便益方法あれども約束手形に付ては更に此の如きことなし其他は皆爲替手形の規定を適用するなり

第八百十二條

約束手形ハ振出人ノ振圖ニテ之ヲ振出ス

註 約束手形と振出とは振出人の指圖にて之を振出することを得ずとは何人とも雖も權利者と義務者と相兼ねることを得ざるは一般の原則なり振出人の指圖にて振出とは振出人を以て受取人と爲ることなれば法律の禁ざるは固よりあり故に振出人自から支拂人たるべき約束手

コトヲ得ス

定スル所

ノ割合ヲ
以テ資本
金ノ入金
ヲ爲セシ
ヤ否ヤノ
狀實ヲ檢
査シ且株
主等ノ正
不正其他
百般ノ事
務ヲ規察
シ不都合

形を自己の差圖即ち受取人として振出をことを得ざるなり

第八百十三條

約束手形ニ別段ノ支拂地ヲ掲ケサルトキ

ハ振出ノ場所ニ於テ其支拂地ヲ爲スコトヲ要ス

註 約束手形を振出するには別段の支拂地を掲ぐるものなれども若し之と掲げざるべきは其振出したる場所に於て支拂を爲すことを要す例へば大阪の商人が神戸に於て約束手形を振出し自己の住所又は支拂地を明示せぬときは即ち神戸に於て支拂はねばならぬが如し

第八百十四條

約束手形ノ振出人ハ其振出ニ因リテ満期

日ニ支拂ヲ爲ス義務ヲ負擔ス

振出人ニ對シテ爲替權利ヲ保全スルニハ引受テモ支拂ノ爲メノ呈示ヲモ拒證書ノ作成ヲモ要スルコト無シ然レトモ一覽後定期拂ノ約束手形又ハ他所拂人ヲ掲ケタル約束手形ニ在テハ其振出人ニ關シテモ第七百三十五

アルニ非
レハ之ヲ
大藏卿ヘ
稟請シ開
業免狀ヲ
下附スヘ
シ
但シ創立
證書銀行
定款共本
紙ハ記録
寮ニ納メ
正寫登通

條及第七百七十八條ノ規定ヲ適用ス

註 振出人に對して爲替權利を保全するには云々とは振出人は支拂の義務を負担するものなるを以て其振出人に對しては引受をも呈示をも拒證書をも要せざと雖も若し其裏書讓渡人ある場合於ては此者に對して引受其他爲替手形の權利を保つには必要ある手續を行はざるべからざと然れとも一覽後定期拂の約束手形又は他所拂人を掲げたるときは第七百三十五條の規定に従ひ一覽後定期拂の爲替手形に付満期日の起算方に従ふものとし第七百七十八條の他所拂人の場合に於て拒證を作るの規定を適用す

第八百十五條 右ノ外爲替手形ニ關スル規定ハ性質上抵觸セサルモノニ限り約束手形ニモ之ヲ適用ス

註 性質上抵觸せざるものとは資金に關する規定の類を云ふ約束手形の性質に於て爲替手形と相觸れざるものに限り同規定に従ふものと

と抵觸とは双方に於て相異なる所あると云ふ

第三節 小切手

第八百十六條 小切手ハ寄託其他ノ方法ニ依リ銀行ニ對シテ繼續スル信用ヲ有スル者カ其銀行ニ依頼シ之ヲシテ記名セラレタル人又ハ指圖セラレタル人若クハ所持人ニ呈示ヲ受ケ次第或ル金額ヲ支拂ハシムル證券タリ

註 小切手とは其支拂人の常に銀行なるに在り其振出人と銀行との間に繼續せる信用ありて振出人は恰も自己の金錢を所持人に支拂ふものにして銀行は只其の媒介を爲すものなり

第九條 銀
行ハ右ノ
ナ其銀行
ト共ニ之
開業免狀
印ナ鈴シ
幣寮ノ官
壹通ハ紙
寮ノ簿冊
ニ綴込ミ
業ハ紙幣
業ハ紙幣

開業免狀
ヲ得テ始
メテ一團
ノ會社ト
ナリ何々
國立銀行
ト公稱シ
此條例成
規ニ規定
シタル箇
條ヲ履行
シテ國立
銀行ノ事

繼續する信用とは平生に右の如く取引を爲し居りてより信用あるを云ふ故に支拂人は必き銀行ならざるべからざ若し銀行以外の者に對して振出したるときは小切手の効用を有せざ又其一定の期間を設くるに及ばざる必き之を一覽拂として其切手の呈示を受け次第直ちに支拂と爲す者とす

第八百十七條

小切手ニハ年月日ヲ記シ振出人署名捺

印ス可シ又小切手ハ一覽拂トスルニ非サレハ之ヲ振出

スユトヲ得ス其他銀行ト明示又ハ黙示ニテ約定シタル

振出ノ方式ハ之ヲ遵守スルユトヲ要ス

註 銀行と明示又は黙示にて約定したる振出の方式とは例へば豫て銀行より渡し置ける小切手通帳に綴込またる用紙の半片と振出人の方に

止め之に他の半片なる小切手に記載したる事項を記し置く等のことを云ふ黙示の契約とは別に書面にも口上にも示さずして一方の者に其

承諾ありたる者と推定せしむることを得るの方法あり

第八百十八條

小切手ハ裏書ヲ以テ之ヲ轉付スルユトヲ

得若シ裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ以テ裏書讓渡ヲ爲

シタルトキ又ハ無記名式ニテ振出シタルトキハ交付ニ

因リテ之ヲ轉付スルユトヲ得

註 轉付とは甲より乙に物權を引渡すと共に其權利を與ふるを云ふ小

切手を轉付するには爲替手形と同一なるものにて之を裏書と以て之を

轉付し又只裏書讓渡人の署名捺印のみを以て讓渡を爲したると又無

記名式にて振出したるときは單に交付のみと以て轉付をすることを得

るものとす

第八百十九條

小切手ハ引受ヲモ拒證書ヲ要スルユト無

シ又小切手ハ日附後三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹ル小切手ハ

同地内ニ於テハ日附後五日內又振出地ト支拂地ト同

ヲ經營ス
ルヲ得ヘ
シ
第十條 此
條例ニ從
ヒ紙幣頭
ノ記名調
印シタル
開業免狀
創立證書
銀行定款
ハ何レノ
裁判所何

レノ官廳

ニ於テモ

之ヲ正確

ナル證據

トシテ採

用セラル

、ヲ得ヘ

シ

第十一條

創立證書

銀行定款

ノ寫又ハ

版本等

カラサルトキハ十日内ニ其支拂ヲ請求スヘシ

註 小切手は呈示を受け次第直ちに支拂を受く可きものなるを以て引

受をも拒証書をも要することなし是れ振出人の資金は前以て銀行に預

けあり銀行は振出人に對するの債務若なるを以て引受を要せき又拒證

書は不拂の場合に其不拂の旨を公證するものあれば小切手の如き遠隔

に地に流通することの少きものは之を作るの必要なし小切手は時効に

罹る期限の起算は振出の日より三ヶ年の期限を起算するものとす

第八百二十條 呈示ノ上ニテ支拂ヲ受ケサルトキハ同地

内ニ於テハ日附後十日内ニ又振出地ト支拂地ト同シカ

ラサル場合ニ於テハ二十日内ニ所持人ハ裏書讓渡人若

クハ振出人ニ對シ裏書讓渡人ハ其前者若クハ振出人ニ

對シテ償還請求權ヲ有ス但右ノ期限ヲ過キタル人モ裏

書讓渡人カ請求ヲ受タル翌日ニ爲シタル償還請求ノ有

(川意分

配ノ手續

ヲ了ルノ

後 各株

主ヨリノ

要需アル

ニ於テハ

銀行ニ於

テ定ムル

處ノ代價

ヲ以テ之

ヲ附與ス

ヘシ若シ

効ナリ振出人ニ對シテハ振出人カ信用ヲ有セス又ハ信

用ヲ消盡シ又ハ依頼ヲ取消シタルトキハ右期間ノ満了

後ト雖モ償還請求權ヲ有ス振出人ハ争アル場合ニ在テ

ハ其小切手帳及ヒ通帳ヲ裁判所ニ差出ス義務アリ

註 小切手所持人に於て小切手を呈示したるも支拂を受ざるるとき其

同地内に在るときは日附後十日内又振出地ト支拂地トを異にするとき

は二十日内に所持人は裏書讓渡人若クハ振出人に對シ裏書讓渡人は

其前者若クハ振出人に對シ償還請求權を有す故に小切手は必き右日

限内に支拂人に呈示して支拂を受けざるへからる又右の期限を過ぎた

るも左の場合に於ては償還請求を爲すことを得るものとす

第一 裏書讓渡人が請求を受けたる翌日に爲したる償還の請求なると

さ

第二 振出人が振出したる當時に在ては信用を有したりと雖も後に至

銀行右附

與ノ事ヲ

怠慢スル

ニ於テハ

銀行ハ其

怠慢時間

一日ニ付

五圓ヲ除

ヘサル罰

金ヲ納ム

ヘシ

第十二條

此條例ヲ

りて消滅したるとき例へば小切手の振出後に至り銀行に預け置きたる資金を取戻したるとき

第三 依頼を取消したるとき即ち小切手を振出したる後更に銀行に對し其支拂を差止めたるるとき

第八百二十一條 振出人又ハ所持人ハ小切手ニ横線ヲ附シ其横線内ニ特ニ銀行ノミニ支拂フ可キ旨ヲ記載スル

コトヲ得

註 小切手に横線を附するは即ち横に小切手面に二條の線を引くこと

なり此線を引くは振出人又ハ所持人は其線内に特に銀行にのみ支拂ふべき旨を記載することを得るの法あり之を記載するに別に 某銀行と

指名するあり或は只銀行とのみあり銀行の名を指したるときは其

小切手に記載せる金額と其記名の銀行にのみ支拂ふべく又銀行の名を

指さぬときは何れの銀行に支拂ふも妨がしとす此横線を附するは商賈

遵奉シテ

創立スル

銀行ハ領

店其他ノ

事故アル

ニ非サレ

ハ開業免

狀ヲ受ケ

シ日ヨリ

二十ヶ年

間其營業

ヲ繼續ス

ルコトヲ

の便利紛失及び盗難等の場合を豫防するに在り何となれば身分の不明又は不正當の人には自ら支拂を爲すことなきに至るべきを以てなり

又銀行にのみ支拂ふべき小切手なるに於ては所持人は自己の取引先なる銀行に送附し而して銀行は其送附者に對して之を收入の部に算入し

て之と振出したる銀行に對して自から之と取立つるか又は他の銀行と

取引あるに於ては更之を其銀行に引渡すことを得るの利益あるなり

第八百二十二條 小切手ハ支拂金ヲ受取ル時受取證ヲ記

シテ之ヲ交付スルルコトヲ要ス

銀行に於て小切手の支拂を爲るときは所持人より小切手に受取證を記

して交付せざるへからん是れ銀行が義務を免れたること及び何れの日

に於て支拂ひたることを證するに付て必要あればなり

第八百二十三條 日附ヲ爲サス若クハ虚偽ノ日附ヲ爲シ

テ小切手ヲ振出シ裏書讓渡シ若クハ之ニ受取證ヲ記ス

得ヘシ右
 期限後ハ
 更ニ私立
 銀行ノ資
 格ヲ以テ
 大藏卿ノ
 許可ヲ受
 ケ其營業
 ナ繼續ス
 ルコトヲ
 得ヘシ然
 レトモ紙
 幣發行ノ

ル者又ハ日附ナキ小切手ヲ受取り支拂ヒ若クハ之ニ受
 取證ヲ記スル者又ハ相當ノ信用ナクシテ小切手ヲ振出
 シ若クハ正當ノ理由ナクシテ依頼ヲ取消ス者ハ小切手
 金額ノ百分ノ十ノ過料ニ處ス若シ刑法上ノ刑ニ處ス可
 キ行爲アルトキハ併セテ其刑ニ處ス
 前項ノ過料ニ付テハ第二百六十一條第一項ノ規定ヲ適
 用ス

註 小切手は紙幣と同しく廣く流通せしめ他の手形よりも一層の信用
 を有せしむべきものなり故に左に列記せる場合の所爲あるときは其有
 意と無意とを問はず之を罰するなり

- 第一 日附を爲さずして小切手を振出したる者
- 第二 日附を爲さずして小切手の裏書讓渡を爲したる者
- 第三 日附を爲さずして小切手に受取證を記載したる者

特許ヲ有
 シ國立銀
 行ノ資格
 ナ以テ營
 業ヲ繼續
 スルコト
 ナ許サス
 (十六年
 五月第十
 四號布告
 ナ以テ改
 正ス)
 第十三條

- 第四 虚偽の日附を爲して小切手を振出したる者
 - 第五 虚偽の日附を爲して小切手の裏書讓渡を爲したる者
 - 第六 虚偽の日附を爲して小切手の受取證を記載したる者
 - 第七 日附なき小切手を受取りたる者
 - 第八 日附なき小切手に對して支拂を爲したる者
 - 第九 日附なき小切手に受取證を記したる者
 - 第十 相當の信用なくして小切手を振出したる者
 - 第十一 正當の理由なくして依頼を取消したる者
- 右の處爲ありたるときは之を處罰し小切手金額の百分の十の過料に處
 す若し偽造變造等に依り刑法上の罪に當るときは併せて其刑ニ處せら
 るべきなり尙ほ一小切手にして數人が此處爲ありたるときは數人共に
 過料に處せらるへし而して此過料の處分に付ては別に口頭辨論を用ひ
 裁判所の命令を以て之を言渡せし但し其命令に對しては即時抗告を

此條例ヲ
遵奉スル
銀行ノ頭
取取締役
等ハ開業
免狀ヲ得
ルノ日ヨ
リ社印ヲ
刻シ諸役
員ノ印信
ト共ニ大
藏省ノ紙
幣察國債

爲ることを得るなり

改正日本商法手形法註釋終

察出納察
ノ三察へ
差出スへ
シ而シテ
銀行ノ諸
出願ヲ始
メ訴訟ハ
約定、保
証及報告
往復其他
一切ノ文
書ニ至ル
マテ都テ

改正日本商法破産法註釋

○商法第三編破産法

註 破産とは民法には身代限と謂ふ然れども商法にのみ用うる破産とは少しく其差異あるを見るべし即ち破産とは商人が取引上の債務に付き支拂と爲すこと能はざる場合に至りしをいふ破産には二種あり第一は通常破産にして第二は有罪破産なり而して有罪破産にも亦二種の別あり一を過怠破産とし一を詐欺破産とを尙次條に詳かに述べへし

第一章 破産宣告

第九百七十八條 商ヲ爲スニ當リ支拂ヲ停止スル者ハ自己若クハ債權者ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ依リ裁判所ノ決定ヲ以テ破産者トシテ宣告セラル但此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
前項ノ決定ハ口頭辨論ヲ要セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

其社號ヲ
用ヒ社印
ヲ鈐スヘ
シ
但シ報告
約定、保
證等ノ如
キ文書ニ
ハ頭取、
取締役及
支配人ノ
名印ヲモ
加用スヘ

註 破産宣告とは商事上に關し支拂の停止を爲せるときに於て破産者なりとの裁判所の言渡を云ふ而して此宣告を受つたるものは自己の有財産と雖も之を管理し若くは處分することを得るの權利を失ふものと破産宣告を爲すには三ヶの原由あり第一は債務者の申立第二は債權者の申立第三は裁判所の職權なりと破産の決定を爲すに付ては通常債務者と訊問をべく殊に債權者の申立に由るときは之をして支拂停止の事實を證明せしむべき者とす

商を爲すとは商取引其他商法に規定したる事項を行ふを云ふ停止とは支拂を爲さんと思ふも爲すこと能はせしめて之を停止せざるを云ふ停止は中止と同じ單に支拂を停止して之を爲さざれば則ち破産たりといふにはあらず又必せしむ資産の缺乏を爲め支拂を爲すこと能はざる場合を謂ふにあらざ故に多くの資産を有すと雖も若し之を都合よく運轉することの出來ぬ爲め一時の支拂に差支を生じたるるときも亦是れ支拂を

第十四條

此條例ヲ
遵奉スル
銀行ハ頭
取、取締
役、ヲ始
メ支配人
書記方出
納方、計
算方、簿
記方其他
適宜ノ役

停止したるものと云ふ又支拂停止とは事實上支拂停止を證明するに足るべき行爲例へば債務者が閉店し或は逃亡せるか若くは財産を藏匿せるが如き支拂停止の事實と同一視をべき狀況に至りたるものは總て之を支拂停止と見做さへべきなり

破産宣告に對して即時抗告と爲すことと得而して此場合ハは債務者のみ抗告をすることを得るが如くなれども破産申立を棄却せられたる場合には債權者より抗告を爲すこととを得るなり例へば裁判所は其申立を不當として破産者ならせとの決定を爲したるが如き場合あり

第九百七十九條

支拂停止ハ其停止ヲ爲シタル本人ヨリ
又會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役又ハ
清算人ヨリ支拂停止ノ日ヲ算入シテ五日內ニ其營業所
又ハ住所ノ裁判所ニ書面ヲ以テ又ハ口述ヲ調書ニ筆記
セシメテ之ヲ届出ツ可シ此届出ニハ支拂停止ノ事由ヲ

員ヲ撰任
シ其職制
權限並退
及頭取、
取締役交
代ノ手續
等諸般ノ
規約ヲ取
極メ之ヲ
銀行定款
中ニ掲載
スヘシ

第十五條

明示シ及ヒ貸借對照表並ニ商業帳簿ヲ添フルコトヲ要ス

貸借對照表ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

第一 總テノ動産、不動産其他債權ノ列舉及ヒ價額

第二 總テノ債務

第三 利益及ヒ損失ノ概要

第四 毎月ノ一身上ノ費用及ヒ家事費用ノ支出額

註 本條第一號の總テの動産不動産等の財産は他人の占有例へば質貸又は質入したるものと否と又は商品と自己が使用なるを問はざ債權は民事上あると商事上あるを問はざ價額は其時價即ち其市場に於て賣却して得べき價額を云ふ第二號の總テの債務は民事上あると商事上あるを問はざ第三號の利益及ヒ損失の概要とは年々收得せし利益及ヒ損失せま概算第四號は自己又は家計上の支出額を云ふ

此條例ヲ

遵奉スル

銀行ノ取

締役ハ必

ス自力ヲ

以テ成規

第五十一

條ニ規定

スル所ノ

株數ヲ所

持シザル

者ニシテ

其總員ハ

第九百八十條 破産決定書ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

第一 支拂停止ノ日時但此日時ハ後日裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二 破産主任官及ヒ一人又ハ二人以上ノ破産管財人ノ選定

第三 破産財團ノ保全ニ必要ナル處分ニ付テノ命令

第四 破産者ノ債務者又ハ財團ニ屬スル物ノ占有者ニ對スル拂渡差押ノ命令

第五 破産者ノ總債務者ニ對シ其請求權ヲ短クトモ三個月長クトモ六ヶ月ノ期間ニ破産主任官ニ届出ツ可キ旨ノ催告

第六 調査會ノ期日及ヒ債權者集會ノ期日ノ指定

第七 破産宣告ノ日時

五人以上

(内一八

ハ頭取)

タルヘシ

而シテ其

四分ノ三

ハ其銀行

創立ノ地

ニ於テ上

任前一ケ

年以上在

住シタル

者ニ限ル

破産決定書ハ之ヲ檢事ニ送致ス可シ

註 支拂停止の日時を定むるの必要は破産者其日時後又は其日時前十日の間に在りて爲したる行爲は法律上の推測に依り當然無効となり又は異議を述べることを得べき場合あるに因るものなり此日時は後日裁判所の決定を以て之を定むるものとす第三の破産財團の保全に必要なる處分とは第十條に規定する所の破産者の動産に封印を爲し又は破産者を拘留せる等といふなり破産財團とは破産者の貸方借方とを總て云ふあり第五の破産債權者に對する催告とは身代限規則に定めたる債務者に對して金穀其他の取引ある者は六十日以内に訴へ出づべしと云ふに同じ第六の調査會とは各債權者の眞偽を調査する爲めに開くべき會議と云ふ是れは破産者が債權者を造りて自己の財産を脱漏せる等の行爲あるを以て債權者の眞偽を取調べて其行爲を防ぐなり又債權者集會とは調査會より四週間以後に開くべき會議を云ふなり第七乃破産

ヘシ

第十六條

此條例ヲ
遵奉スル
銀行ノ頭
取、取締
役ハ上任
ノ節ニ其
地方長官
ノ面前ニ
於テ誓詞
ヲ爲シ其
事務ヲ施

第九百八十一條

破産者ノ營業場ニ貼附シ及ヒ其地ノ新聞紙ニ載セテ之ヲ公告スルコトヲ要ス其宣告ハ假執行ヲ爲スコトヲ得註 破産宣告を公告するは衆人の利害に關するものにして遠隔の地に住居する債權者は破産の宣告を知らぬことあるを以て此等の者に洩なく知らしむるの方法にして若し此の公告を爲さざれば破産者乃財産を分配する時は破産の宣告ありたることを知りたる債權者のみ其利益を得て之を知らざる債權者は其分配に加はること出來ぬ等の不幸あると以てあり

第九百八十二條

破産者ノ財産ヲ以テ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ラサルトキハ前條ノ手續ヲ除ク外其後ノ手續

行スルニ
忠實公平
ヲ以テ且
此條例中
ノ要旨ニ
決シテ背
戾セサル
旨ヲ認メ
其管轄地
方長官ノ
奥書鈐印
ヲ受ケ之
ヲ紙幣頭

ヲ停止ス其手續ノ停止ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス
然レトモ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ル破産者ノ財産ア
ルコトヲ證明スルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ即
時其手續ヲ再施ス
破産手續ノ停止ハ其繼續スル間ハ第千四十九條ニ掲ケ
タル効力ヲ有ス

註 破産手續の費用とは即ち公告の費用及び破産管財人の報酬の如きを云ふ其後の手續とは例へば調査會及び債權者集會を開くが如きを云ふ破産者の財産を以て破産手續の費用を償ふに足らざる時は前條の手續即ち破産宣告の公告を除く外は其後の手續は之を停止ス其手續を停止したることは之と公告せざるべからず破産手續の停止は其繼續する間は第千四十九條に掲げたる効力を有すと破産手續の繼續する間即ち其停止中は其停止に依り辨償を受けざる債權者は第千四十九條に

ヘ差出ス
ヘシ紙幣
頭ハ之ヲ
領受シテ
寮中ノ簿
冊ニ綴込
ムヘシ

第九百八十三條 破産主任官ハ總テノ破産手續ヲ指揮シ
及ヒ監督スルコトヲ要ス其命令ハ假執行ヲ爲スコトヲ
得然レトモ此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗告ヲ
爲スコトヲ得

第二章 銀

行資本金
ノ制限公
債證書銀
行紙幣交
收ノ割合

第九百八十四條 檢事ハ職權ヲ以テ破産者ノ罰セラル可
キ所爲ノ有無ヲ捜査シ且此カ爲メ取引帳簿其他ノ書類
ノ展閱ヲ求ムルコトヲ得

註 破産者の罰せらるべき所爲とは破産者に犯罪の行爲あるを云ふ此

并ニ其手
續及引換
準備金等

ノ事ヲ明
カニス

第十七條

此條例ヲ
遵奉ス
ル國立銀
行ノ資本
金額ハ拾
萬圓ヨリ
下ルヘカ

行為なきや否やを取訓ふるは公益上極めて必要なり本條の取引帳簿と
は商業帳簿のみならず非商人に属する一般の帳簿をも含むなり

第二章 破産ノ効力

第九百八十五條

破産宣告ニ依リ破産者ハ破産手續ノ繼
續中自己ノ財産ヲ占有シ管理シ及ヒ處分スル權利ヲ失
フ

破産宣告ノ日ヨリ以後ハ破産者ノ爲シタル支拂其他總
テノ權利行為及ヒ破産者ニ爲シタル支拂ハ當然無効ト
ス

破産者ノ動産、不動産ニ關スル訴及ヒ執行ハ特リ管財
人ヨリ又管財人ニ對シテ之ヲ起シ又ハ繼續スルコトヲ
得

註 破産宣告の効力とは破産宣告前に於ける効力と破産宣告後に於け

ス九五人
口拾萬以
上ノ地ニ
於テハ貳
拾萬圓未
滿ノ資本
金ヲ以テ
創立スル
ヲ許サス
但時宜ニ
依リ紙幣
頭差支ナ
シト思考

る効力との二様に大別し破産宣告を受けたるものは次條以下に規定せ
る種々の制裁を被らざるへからざるものなり先づ破産宣告のありた
るときは自己の財産と雖も自ら之を占有し又は之を管理し又は之を處
分する權利を失ひ而して此權利は破産管財人に於て之を行ふものとす
破産宣告の日より以後は破産者の爲したる支拂其他總ての權利行為及
ヒ破産者に爲したる支拂は當然無効と總ての權利行為とは賣買貸借
及ヒ贈與の如き之が爲め權利關係を生ぜしむる行為を云ふ特リ管財人よ
リ又は管財人に對して之を起さずは破産者に係り又は破産者より爲す
訴訟及び執行に於て動産不動産は總べて破産管財人に於て破産者に代
り管財人總て其權利を行ふ又は繼續することを得とは初め本人が此權
利を行ひたるも後日破産宣告を受けたる爲め本人に於て此權利を行ふ
ことと得ざるに至りて途中より破産管財人其訴訟を繼續するを云ふ然
れども此訴訟は只財産の訴訟に止まりて一身上の權利義務に關する訴

シテ大藏
卿へノ稟
議ヲ經ル
ニ於テハ
五萬圓以
上拾萬圓
未滿ノ資
本金ニテ
モ創立チ
許スコト
アルヘシ

第十八條

此條例ヲ

訟を云ふにあらざ

第九百八十六條

破産者ノ營業ノ用ニ供スル動産ニ對シテ不動産貸賃ノ爲メニスル強制執行ハ三十日間之ヲ猶豫ス但貸賃人カ其貸賃物ヲ取戻ス權利ヲ有スルトキハ此限ニ在ラス

註 營業の用に供する動産とは一身上の用に供する物品を除く外は總て營業上に用ゆる動産なり不動産貸賃の爲めに与る強制執行は三十日間之を猶豫とは例へば乙者甲者より家屋を賃借して紙の製造營業を爲したりしに乙者は損失の爲め遂に破産するに至りたり此場合に於て甲者は家屋貸賃料を請求する爲めに乙者が所有する紙の製造に供する機械其他營業上に用ひたる動産を差押へて其代價を先取することを得べし然れども俄に之を差押へるときは破産者は忽ち營業を中止せざるべし然れども其動産と賣却するに於ては時機を待て相當の代價に賣る

遵奉スル
國立銀行
ヨリ發行
スル紙幣
ハ資本金
十分ノ八
タルヘシ
然レトモ
大藏卿ハ
全國ニ發
行スヘキ
銀行紙幣
ノ總額ヲ

第九百八十七條

各箇債權者ハ優先權ノ存スルニ非サレハ破産處分中破産者ノ財産ニ對シテ強制執行ヲ爲スコトヲ得ス

註 各箇債權者とは債權者數人あるとき一人を云ふにあらざ各皆と云義あり優先權とは他の債權者に先だち債權を得るの權利ある者即ち本條の場合に在て云へば破産者の財産全体より辨償を受くべき者にあら

制限スル
コトアル
ヘシ故ニ
新タニ創
立テ願フ
者アルト
キ其資本
金額ヲ節
減シ或ハ
其創立ヲ
許可セザ
ルコトア
ルヘシ尤

モテ其財産中特別の物即ち擔保物たる財産に對して先取權を有せるものを云ふ例へば抵當物又は質權の類にして破産者の所有物たる地所を抵當に取置きたる債權者の如きを云ふなり

第九百八十八條

辨濟期限ノ未タ至ラサル破産者ノ債務

ハ破産宣告ニ依リテ辨濟期限ニ至リタルモノトス
爲替手形ノ引受人又ハ引受ナキ爲替手形ノ振出人又ハ約束手形ノ振出人カ破産宣告ヲ受ケタルトキハ其償還義務ニ付テモ前項ノ規定ヲ適用ス

註 破産宣告に依りて辨濟期限に至るものとせるは破産處分が終りて債務は盡く債權者に分配されば後日此破産者に對して辨濟を受くること能はざり今期限の至らざるが爲め破産處分を加はることを得ざるものとすれば其債權者は損失を受けざるへからざ故に破産宣告ありたるときは辨濟期限の至りたるものと爲替手形の引受人又は引受なき爲替

モ發起人
ノ請願ニ
依リテハ
特ニ其發
行紙幣ノ
割合ヲ節
減シテ其
創立ヲ許
可スルコ
トアルヘ
シ而シテ
各銀行ハ
其發行紙

第九百八十九條

財團ニ對シテハ破産宣告ノ日ヨリ利息

ヲ生スルコトヲ止ム但抵當權、質權其他ノ優先權ヲ以テ擔保セラレタル債權ハ其擔保物ノ賣拂代金ニ滿ツルマテテ限トシテ利息ヲ生スルコトヲ得

註 破産者の財團とは破産者の所有たる財産に於て總ての債權者に辨濟せる財産をいふ此財團は破産宣告の日より利息を生ぜることを止むるは此財團は一旦届出たる債權なれば其日より後に利息を生せしむるときは爲めに日々其額を異にし確定の配當案を作ることを得且つ債務は日々増加して遂に相當の割合を以て辨償とることを得ざるに由る

幣ノ高ニ
應シ四朱
以上利付
ノ公債證
書ヲ時價
(時相准
ナ掛附シ
大藏省ニ
於テ定ム
ル所ノ價
格)ヲ以
テ右紙幣
ノ抵當ト

本條の但書は抵當權質權及び其他の優先權を以て擔保せられたる債權
ノ其物に對して先取權を有せるものにして普通の債權者の如く配當案
に依りて分配と受くるものにあらざるを以てなり故に其擔保物の賣拂
代金又満つるまでと限として利息を生ずることを得るものと例へば
抵當債權の額が二千圓にして破産宣告の日迄の利息額百圓なりとし若
し其抵當物公賣の價額が二千二百圓なるときは破産宣告の利息は其殘
額百圓となるまでを以て限りとして計算せるが如し

第九百九十條 支拂停止後又ハ支拂停止前三十日内ニ破
産者カ爲シタル贈與其他ノ無償行爲又ハ之ト同視スヘ
キ有償行爲期限ニ至ラナル債務ノ支拂、期限ニ至リタ
ル債務ノ代物辨濟及ヒ從來負擔シタル債務ノ爲メ新ニ
供スル擔保ハ財團ニ對シテハ當然無効トス
註 贈與とは當事者即ち契約者一方のみが何等の利益をも給せしめて

シテ之ヲ
出納局ニ
預クヘシ
(明治十
一年三月
第五號布
告ヲ以テ
改正ス)
但公債證
書ノ時價
低下スル
トキハ其
銀行ニ命

他の一方より利益を受くるを云ひ其契約を無償と云なり無償行爲とは
例へば甲者は乙者に對して借金證書を差入る、に當り丙者は一も報酬
を受くることなくして該證書の保證人と爲るが如し無償とは報酬を受
くることなきを云ふ之と同視すべき有償行爲とは不相當の報償を以て
義務を負擔するを云ふ例へば千圓の代價の商品を五百圓にて賣拂ふべ
きことを約束するが如し期限に至らざる債務の支拂とは破産者の財團
は衆債權者と平等に分配すべきものなるに未だ期限の至らざる前に支
拂を爲るときは衆債權者の受くべき配當の割合を減するに至る故に之
を禁ざるなり期限に至りたる代物辨濟とは前に借りたる物品と異なる
物を以て辨濟するを云ふ例へば借金の支拂米穀を充てるが如きを云
ふ從來負擔したる債務の爲め供する擔保とは例へば最初は無抵當な
りしを後に更めて抵當を差入る、が如し以上の事項は皆一人の債權者
の爲めに他の衆債權者を害することあるを以て此契約は當然無効とす

シテ更ニ
他ノ公債
證書ヲ納
メシメ其
發行紙幣
ノ額ニ充
タシムヘ
シ

第十九條
右公債證
書ハ此條
例ヲ遵奉
スル銀行

るなり

第九百九十一條 前條ニ掲ケタルモノ、外債務者カ支拂
停止後破産宣告前ニ財團ノ損害ニ於テ爲シタル總テノ
支拂及ヒ權利行爲ハ相手方カ支拂停止ヲ知リタルトキ
ニ限り財團ノ計算ノ爲メ之ニ對シテ異議ヲ述フルコト
ヲ得

然レトモ手形ヲ支拂タル場合ニ於テハ爲替手形ヲ振出
シ又ハ振出サシムル際支拂停止ヲ知リタル振出人又ハ
振出委託人ヨリ又約束手形ニ在テハ裏書讓渡ノ際支拂
停止ヲ知リタル第一ノ裏書讓渡人ヨリ其支拂金額ヲ償
還スルコトヲ要ス

註 異議を述べるとは裁判所へ故障を申立判決を以て無効とするに在
り故に之を取消したるときは其判決ありてより後に於てのみ効力を有

ヨリ發行
スル紙幣
ノ抵當ナ
ルヲ以テ
出納頭ハ
其銀行永
續中ハ正
ニ之ヲ預
リ置クヘ
シ而シテ
若シ此公
債證書ノ
内國債寮

すへきものとす本條に於て異議を述べることを得るは左のニテの場合
あるときに限る

第一 債務者の爲したる總テの支拂及び權利行爲が財團の損害となり
たること○破産宣告前は前條に述べたる場合の外は破産者に於て尙ほ
破産處分權あるを以て他より故障を受タせしめて取引を爲すことを得る
なり何となれば財團に損害を加へる亦債權者にも損害と被ふらしむる
ことなればなり

第二相手方が支拂を停止したることと知りたるとき○破産者の支拂及
び權利行爲が財團を減少したる一事のみを以ては異議を述べることが
得る必キ相手方にて支拂停止を知りたることを要と是れ相手方が破産
者の支拂停止となりたるを好機會として不正の利益を得んと思ふ惡意
に出でたるものなることを知ることが出来る故なり若し其相手方に於
て支拂停止したることを知らざして取引を爲したるときは假令財團

ニ於テ施
行スル所
ノ公債支
消ノ抽籤
ニ當ル者
アレハ銀
行ハ他ノ
公債證書
ヲ納メテ
之ニ引換
フヘシ
第二十條
此條例ヲ

・に損害を加ふることあるも異議を述べることを得
然れども破産者に於て爲替手形又は約束手形と引替にて支拂を爲した
る場合に在ては其方拂と受けたる者に對して異議を申立てることを得
ず何とされば正當に手形の譲受を爲し且つ正當に之が支拂を受けたる
手形所持人に於ても其受取たる金を返還せねばならぬものとすれば其
返還をへき時に於ては最早拒證書作成の期間を過去に裏書譲渡人
に對して償還請求を爲すことを得ざるが故に損害を被ふるに至ればな
り

第九百九十二條 有効ニ取得シタル抵當權其他合式ノ登
記ニ因リテ法律上効力ヲ有ス可キ權利ハ支拂停止後ニ
在テハ其取得ノ時ヨリ十五日ヲ過キサルトキニ限り破
産宣告ノ日マテ登記ヲ爲スコトヲ得
註 有効に取得したる抵當權其他合式の登記に因りて法律上効力を

遵奉ルス
ル銀行ハ
其紙幣下
付高四分
ノ一ニ相
當スル通
貨ヲ以テ
發行紙幣
引換ノ準
備ニ充ツ
ヘシ(明
治十六年
五月第十

有とへき權利とは例へば先取權の如き或る法式に従ひて登記せざれば
假令債務者の動産を質に取りたる權利あるも他の債權者先ちて其
動産を賣拂ふたる代金より債權の全部を要求することを得ざるが如し
而して茲に謂ふ所の抵當權とは書入み因りて得たる所此權利を云ひ其
他合式の登記に因りて法律上効力を有とべき權利とは賣買讓與質
入に依りて取得する權利をいふなり
十五日を過ぎざる時に限り破産宣告の日迄登記をすることを得十五日を
過ぎたる時は最早其登記を爲すことを許さざるなり
第九百九十三條 破産宣告ノ時ニ破産者及ヒ其相手方ノ
未タ履行セス又ハ履行ヲ終ラサル雙務契約ハ孰レノ方
ヨリモ無賠償ニテ其解約ヲ申入ル、コトヲ得賃貸借契
約又ハ雇傭契約ニ在テハ解約申入ノ期間ニ付キ協議調
ハサルトキハ法律上又ハ慣習上ノ豫告期間ヲ遵守ス可

四號布告

ヲ以テ改

正ス

第二十一條

此條例第

四十條第

四十二條

ニ掲クル

所ノ手續

ヲ以テ資

本金額ヲ

増派スル

コトアル

註 双務契約とは契約者双方共に債務者となり又共に債権者たるの契約にして一方の義務を履行するは他の一方の義務履行の原因となるあり例へば買買契約の如き買主は其物品を受取ねば代價を拂の義務あり又貸借人は其貸借物品を使用するが爲めに受取るにあらざれば其物品の借貸と支拂ふの義務なきが如し破産の場合に双務契約を履行するときは甚だ不釣合の事なきにしもあらざ何となれば破産は衆債権者に平等に分配する方法なれば例へば甲より借受りたる元利金額は百圓にして乙より買取りたる物品の代價百圓なる場合に於て若し甲に配當すべき金額が十圓あるときは乙に配當すべき金額も亦十圓でなければならぬなり此場合に於て乙者は僅かに十圓の配當を受くることを知り乍ら百圓に相當する物品を引渡さねばならぬ故あり

相手方は未だ履行せざ又は履行と終らざる双務契約は云々とは一方の

ニ於テハ

前條ニ掲

クル所ノ

公債證書

并ニ銀行

紙幣引換

ノ準備金

モ亦其割

合ニ從ヒ

テ之ヲ増

減スヘシ

第二十二條

(明治十

者は未だ其義務と果さざり又は全く終らぬときは其契約を取消せしむるを得るあり例へば買買したる物品を既に引渡したる後に在ては賣主は代價不拂乃旨を以て其買買契約を取消せしむるを得るなり

貸借契約及び雇傭契約も亦双務契約なり貸借契約に於ては其貸借物品を引渡したるも未だ契約を履行したる者といふへからせ何となれば貸借人の義務は貸借物件を引渡すにあるのみならず仍は契約の期限間貸借人をして貸借物件を使用せしむるに在ればなり例へば甲者或る製造場を乙者に五ヶ年間の期限を以て賃借せんに此場合に於て甲者は乙者に其製造場を引渡したるを以て足れりとせせ尙ほ其五ヶ年間の之を貸して甲者の義務は終りたるものなり故に五ヶ年を経る間に乙者破産宣告を受けたるときは甲乙孰れよりも解約を申入るゝことを得るあり雇傭の契約に於ても亦同じ豫告期間に従ふべしとは契約を解除する前三十日又は六十日以内に其旨を豫め告げて一方の者に其用意を爲さし

六年五月
第十四號
布告ヲ以
テ削除ス

第二十三條

此條例ヲ
遵奉スル
銀行ノ頭
取支配人
ハ公債證
書ヲ出納
寮へ納メ
其受取證

ひるを云ふ

第九百九十四條

契約者ノ一方ノ義務不履行ノ爲メ他ノ

一方ニ於テ契約ヲ解除スル權利又ハ既ニ給付シタル物

ヲ取戻ス權利ハ財團ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス

註 双務契約に於て一方の者が既に其義務を盡したるも一方の者は未

だ其義務を盡さずして破産宣告を受けたる場合は契約を解除する權利

又は既に給付したる物を取戻すことと得せしむる例へば賣買契約に於て

賣主が破産者に對して既に其物品を引渡したるも未だ其代價の支拂を

受けぬ前に買主は破産するに至りたる物品は最早財團と爲りたるもの

に於て賣主は財團に對して其物品を取戻すことを得ざるが如し解除と

は契約を取消すこととして給付とは引渡すことなり

第九百九十五條

相殺ノ權利アル債權者ハ期限ニ至ラサ

ル債權又ハ金額未定ノ債權ト雖モ財團ニ對シテ其効用

書ヲ領受

シタル後

同額ノ銀

行紙幣ヲ

各種ノ種

類ニテ紙

幣寮ヨリ

受取り之

ニ頭取支

配人等ノ

名印ヲ加

用シ以テ

銀行營業

ヲ致サシムルコトヲ得債權カ支拂停止後ニ生シ又ハ取

得シタルモノナルトキハ支拂停止ヲ知リタル場合ニ限

リ相殺ヲ許サス

註 相殺とは互に債權者と爲り互に債務者と爲りて同一の期限にして

同一の金額なる場合に差引計算するを云ふ破産者に對する債權は未だ

返済期限に至らざるも破産宣告に依り當然返済期限に至りたるものと

して相殺を爲すことを得るものと例へば破産者一千圓の義務を甲者

に負ひ甲者も亦一千圓の義務を破産者に對して負ひて相殺を爲すこと

と得べきものなるも其義務は破産宣告の時未だ支拂期限に至らざとせ

んか破産者の債務は破産宣告を以て既に辨済期限に至りたるも甲者の

義務は尙ほ其期限内に在るときは甲者の義務は未だ其履行と求むるこ

とと得せしむる之が相殺を爲すに於ては期限の利益を失ふに至る然れど

も甲は破産の財團に對して相殺と爲すことを得せしむるなり例へば破

ノ資本ト
爲スヘシ

第二十四條

右公債證
書ノ請取

證書ハ紙

幣頭出納

頭ノ連署

調印シタ

ル者タル

ヘシ尤

此公債證

書ノ勘査

産者より買取りたる物品代價金百圓は既に支拂期限お至り而して破産者に貸渡したる金百圓は未だ返済期限に至らぬ場合に在て若し此相殺と行ふこと出来ぬとせば破産者に對しては己に百圓を返済して全く義務を終りたるに破産者よりは僅に一分の配當を受くるに過ぎざればなり

第九百九十六條

債務者カ債權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ爲シタル權利行爲ハ相手方カ情ヲ知りタルトキニ限り其日附ノ如何ヲ問ハス之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

註 債務者が債權者に損害を加ふる目的を以て爲したる權利行爲とは債務者が債權者を害することを知りつゝ、自己の財産を減少し又は自己の債務を増加する等の行爲をいふ然るに債務者に於て悪意ありたること雖も相手方に於て之を知りたりとの證なきときは之に對して異議

ニ付テハ

該兩寮頭

互ニ其簿

冊ヲ開キ

須ク注意

ヲ尽シ詳

明ニ之ヲ

記入シ又

互ニ之ヲ

點檢スル

ヲ得ヘシ

第二十五條

此條例第

議を申立つることと得也

第三章 別除權

第九百九十七條

債務者ノ動産又ハ不動産ニ對シテ抵當權、質權其他ノ優先權ヲ有スル債權者ハ財團ヨリ先ツ辨償ヲ受ケタルニ非サレハ其擔保物ノ賣拂代金ヨリ費用、利息及ヒ元金ノ支拂ヲ受クル爲メ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得若シ其實拂代金ノ剩餘アルトキハ買主之ヲ財團ニ拂込ムヘシ

註 別除權とは破産者の全財産中より債權者が得べき擔保物を取除き其實拂代金と以て他の債權者に先ち自己の受くべき辨償を請求するの權利を云ふ破産者の動産又は不動産に對して抵當權、質權者等の優先權を有する債權者は未だ財團中より辨償を受けざるに於ては其抵當又は質に取りたる物品を財團中より取除き其實拂代金を以て諸費用

十八條ニ
掲クル所
ノ出納頭
ニ預ケタ
ル公債證
書ハ毎年
一度(又
ハ數度)
銀行ノ役
員出納寮
ニ至リテ
之ヲ點檢
シ其銀行

利息及び元金の支拂を受くることを得るなり若し其賣拂代金に剩餘の
るときは買主に於て之を財團に拂込むものと而して債権者が要求す
ることを得るものは最初に費用次に利息又其次元金の支拂を受くべ
しと順序を定むるなり此順序は動かさざることの出来ぬものにして若し先
きに元金を請求し次に利息を請求するときは賣拂代金に満るまでを限
りとて利息を要求することを得るのみにして其不足額を要求するこ
とを得ざれば元金が百圓にして費用が十圓利息が十五圓ある場合に
於て若其擔保物の代價が百圓とあるときは殘金の二十五圓は財團に對
して之を請求せざるを得ざれば此場合に於て先づ費用及び利息を擔保物の
賣拂代金より引去るときは其不足額は元金なりとて更に財團に對し
て請求することを得ると雖も若し先に元金を引去るときは其殘金は利
息及び費用なるを以て財團より辨済を受くることを得ざるか如し

第九百九十八條 優先權及ヒ其順序ハ民法及ヒ特別ノ法

律ニ依リテ定マル

註 優先權を有する者とは如何なるものを以て優先權者と爲そか及び
ニケ以上の優先權ある場合に於ては其順序は如何に定むべきかに就て
は本條は民法及び特別の法律に依りて定むるものと異なるなり特別の法
律とは例へば租稅未納の場合に於ては政府の優先權を定むる規則の如
し

第九百九十九條 優先權ヲ有スル其者擔保物ノ賣拂代金

ヨリ完全ナル辨償ヲ受ケサルトキハ其未濟ノ債權ハ他
ノ債權者ト平等ナル割合ヲ以テ財團ニ對シテ之ヲ主張
スルコトヲ得

註 優先權を有する債権者が若し其擔保物の賣拂代金より完全なる辨
償を受らざるるときは其殘金額に付ては他の債権者と平等の割合を以て
財團に對して之を主張することを得るなり完全なる辨償とは悉皆返濟

ノ元帳ニ
照ラシテ
其種類員
額等相違
ナキニ於
テハ改人
ハ改濟ノ
旨ヲ書面
ニ認メ之
ヲ出納頭
ニ差出ス
ヘシ
但右改人

出納寮へ
出ル時ハ
其銀行頭
取ノ委任
狀ヲ持參
スヘシ

第二十六條

右公債證
書ハ銀行
ノ都合ニ
依リ四朱
以上利付
ノ他ノ公

ト受くるをいふ

第一千條 債務者カ其支拂停止後ニ遺産ヲ取得シタルトキ
ハ遺産債權者及ヒ受遺者ハ遺産トシテ仍ホ現存スル遺
産物ヨリ又ハ未タ債務者ニ支拂ハレサル遺産ニ屬スル
金錢ヨリ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

註 遺産とは死亡者の遺したる財産を云ふ遺産債權者とは債務者乃死
亡したる場合に其遺産に對して債權を有するものを云ひ受遺者とは遺
言に因りて其者の財産を其死亡の時に取得する者をいふ遺産物が其儘
現存するときは即ち之を未タ賣却せざるをいふ又未タ債務者が支拂
はれざる時は財團に組入れざる金錢を云ふ

第一千一條 破産者ノ財産ニシテ民事訴訟法ニ從ヒ強制執
行ノ爲メ差押フルコトヲ得サルモノハ之ヲ財團ニ加フ
ルコトヲ得ス但債權者ニ優先權ノ屬スルモノニ付テハ

第九百九十七條ノ規定ニ從フ

註 民事訴訟法に從ヒ強制執行の爲め差押ふることを得ざるものとは
例へば衣服寝具家具又は法律上の養料を云ふ此等のものは差押ふるこ
とを得ざるものなれば亦財團にも加ふることを得る但し此等の物件と
雖も優先權ある債權者之其物の賣拂代金より別除の辨償を求むること
を得べし此場合には第九百九十七條の規定に從ふへし

第四章 保全處分

第一千二條 裁判所ハ破産宣告ト同時ニ債務者ノ動産ノ封

印ヲ命ス

會社ニ在テハ連帶無限ノ責任ヲ負ヘル總社員ノ財産ニ
對シテ右ノ處分ヲ行フ

註 保全處分とは財産者の財産を安全に保持するを云ふ裁判所は破産
者の動産に封印を爲すは破産者が其物件を轉匿若くは藏匿を爲すを防

債證書ヲ
以テ之ニ
引換ヲ申
請シ紙幣
頭ノ考案
ニ差支ナ
シトセハ
其趣ヲ出
納頭へ通
知シ之ヲ
交換下付
スヘシ
但其引換

へタル趣
 并ニ其公
 債證書ノ
 種類金額
 等ハ紙幣
 出納兩寮
 ノ簿冊ニ
 詳記スヘ
 シ
 第二十七條
 右公債證
 書ヨリ生
 スル年々

ぐの方法なり是れ破産者は一般に悪意を生ずる者とするに因るなり
 會社に在ては連帶無限の責任を負へる總社員の財産に對して第一項の
 處分即ち財産に封印を施すものとす無限責任を負ふ社員とは合名會社
 に在ては總社員合資會社に在ては有限責任を除きたる他の社員株式會
 社に在ては取締役の無限責任あるものと云ふ

第一千三條 破産者カ逃走シ若クハ其財産ヲ隱匿スルノ虞
 アリト認ムルトキハ裁判所ハ其監守ヲ命スルコトヲ得
 會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ニ對シ
 テ右ノ處分ヲ行フ

破産者ハ裁判所ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其任地ヲ離
 ル、コトヲ得ス其裁判所ハ何時ニテモ債務者ノ引致ヲ
 命スルコトヲ得
 註 逃走とは行儀知れせになるを云ふ隱匿とは或る場所或る家の内に

ノ利息ハ
 其銀行之
 ナ受取り
 毎年銀行
 ノ利益精
 勘定ノ内
 ニ加ヘテ
 之ヲ株主
 一同へ分
 配スヘシ
 但書(明
 治十六年
 五月第十

匿くを云ふ虞とは心配するの意なり破産者が右の惡計あるも知れぬ
 と認めたるときは裁判所は其地の警察をして破産者の監守を命ぜるこ
 とを得
 破産者は裁判所の許可を受くるにあらざれば住地を離る、ことを得ざ
 るは或は財産の取調に立會或は貸借の事實に付て質問するに便あるこ
 とあるを以てかり引致とは勾引と云ふに同じ

第一千四條 管財人カ破産者ノ財産ヲ財産目録ニ載セ且之
 ナ占有シタルトキ又ハ監守ノ事由最早存セサルトキハ
 裁判所ハ其決定ヲ以テ破産者ヲ釋放ス可シ然レトモ破
 産者ヲシテ裁判所又ハ管財人ノ呼出ニ應シ何時ニテモ
 出頭ス可キ爲メノ擔保ヲ供スル義務ヲ負ハシムルコト
 ナ得
 取上ケタル擔保ハ之ヲ財團ニ歸セシム

四號布告

ヲ以テ削
除ス)

第三章 株

式ノ分割
資本金、
入金ノ割
合、株式
ノ没收株
主牒ノ記
入、株式
ノ賣買及
資本金増

註 破産者を監守若しくは拘留に處したるも管財人が破産者の財産を目錄に記載せ且つ之を占有したるとき又は監守を爲すべき事由がなさに至りたるときは破産者を釋放せしむるものとを釋放とは勾留と監守を免るるをあり本條の擔保は破産者の財團を以て充つることを得ず何となれば破産者の財産は總て破産財團に属するが故に其擔保は親戚其他の者より支出せねばなりませぬ取上げたる擔保は之を財團に歸せしむとは破産者が呼出を受けたるに故なく出頭せざるに於ては何人が擔保を供したるも直ちに之を財團に假せまむるものとす

第千五條

管財人カ債務者ノ財産ヲ財産目錄ニ載セ且之ヲ占有シタルトキハ直チニ其封印ヲ解ク可シ

第千一條ニ依リ財團ニ加フルコトヲ得サル物及ヒ財團ノ爲ニスル即時ノ換價又ハ繼續利用ヲ封印ノ爲メ妨ケラル、物ニハ封印ヲ爲サ、ルコトヲ得此等ノ物ハ直チ

減等ノ事

ヲ明カニ

ス

第二十八條

此條例ヲ遵奉スル銀行ノ資本金ハ之ヲ株式ニ分割シ百圓又ハ五拾圓又ハ貳拾五圓

ニ財産目錄ニ載セ管財人之ヲ占有スルコトヲ要ス
債務者ノ商業帳簿ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ且其帳簿ノ現狀ハ破産主任官之ヲ認證ス
時ニ高價ナル物ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ又ハ一時之ヲ裁判所ニ引取ルコトヲ得

註 第千一條に依り財團に加ふることを得ざる物とは即ち差押ふることとの出来ぬ物件なり此物件は破産者及び其家族の日用に供するのみ即時の換價とは腐敗し易き物品若しくは代價下落の恐ある物品は速に之を賣却して代價となすへし繼續利用を封印の爲めに妨げらる、物とは破産者の營業を引續きて爲すに付て必要なる物件を封印せられて使用することの出来ぬを云ふ帳簿の現狀は破産主任官之ヲ認證せしむる破産主任官帳簿を檢め見て其種類其帳簿に毀損等なきや否や及び記載の事項等と認め證印して以て後日の記入を防ぎ時即ち管財人に交付すべきも

ヲ以テ一
株ト定ム
ヘシ尤モ

第一千六條

破産者ニ對シテ債務ヲ負ヒ又ハ財團ニ屬スル

一様百圓
ニ分配シ

物ヲ占有スル者ハ其支拂又ハ交付ヲ管財人ニノミ爲ス

ナル銀行
ノ株式ハ

可キコトヲ拂渡差押ノ命令ヲ以テ催告セラレタルモノ

悉皆百圓

トス

ノ金高タ

別除權ヲ行ハント欲スル者ハ其旨ヲ管財人ニ申出ツ可

ルヘシ五

シ若シ管財人ヨリ其物ノ評價ヲ爲サンコトヲ求ムルト

拾圓貳拾

キハ之ヲ承諾スルコトヲ要ス

五圓ノ株

債務者ニ宛テタル電信書狀其他ノ送達物ハ之ヲ管財

式モ亦之

人ニ交付ス可シ其管財人ハ開封ノ權ヲ有ス然レトモ其

旨趣カ財團ニ關係ナキトキハ管財人ヨリ債務者ニ引渡

ニ準スヘ

スコトヲ要ス

但拾萬圓

破産裁判所ハ此カ爲メ郵便局、電信局、其他ノ運送取扱

以上ノ資

所ニ必要ナル命令ヲ發ス可シ

本金ヲ以

註 第一項財團に屬する物を占有する者とは財團中の物件を寄託せら

テ創立ス

れたる者或は賃借人等の如きを云ふ此等の者は其債務の支拂又は受託

ル銀行ナ

物若くは賃借物の交付は之を管理人に爲すべきことに付て拂渡差押

レハ百圓

の命令あるときは此命令は債務者受託者に其旨を催告せられたるもの

又ハ五拾

と看做すへきものと語を換へて云へば支拂し差押の命令ありたると

圓ヲ以テ

きは即ち破産者の債務者より破産者に支拂ひ又は受託者より受託物を

一株ト定

破産者に引渡すべき旨の催告を受けたると同一なりと云ふ義なり寄託

ムヘシ又

とは人に物件を預けたること受託者とは他人の物件を預りたる者なり

拾萬圓未

第二項は破産者の財團に對し別除權を行はんと欲する者は先以て其旨

を管財人に申出づへし若し管財人より其物品の評價即ち直入を求めた

満五萬圓
 マテノ資
 本金ヲ以
 テ創立ス
 ル者ナレ
 ハ五拾圓
 又ハ貳拾
 五圓ヲ以
 テ一株ト
 定ムヘシ

第二十九條
 此條例ヲ
 遵奉スル

るときは別除權ある者は之を承諾せざるべからず
 第三項は郵便電信局は其受込たる送達物は必き其本人に送達すべきは
 勿論なれども破産處分中は此送達物を管財人に配達せしめ是れ財産と
 安全に在るに在るあり

第七條 破産主任官ハ破産者及ヒ其家族ニ財團ヨリ給
 養ノ扶助料ヲ與フルコトヲ得

註 給養とは養の爲めに与ること扶助料とは養料に補とすることなり
 破産者に於て自ら營業を爲すことと得て他より扶助料を受くるこ
 と能はざる場合に於て其家族が生活すること出来ぬ場合に破産主任官
 の權内にて之を與ふることを得るものとす

第五章 財團ノ管理及ヒ換價

第八條 各裁判所管轄區ニハ職務上義務ヲ負フ可キ破
 産管財人ノ名簿ヲ備置キ破産裁判所ハ各箇ノ場合ニ於

銀行ノ株
 主タル者
 ハ各自ノ
 望ニ任セ
 幾株ニテ
 モ之ヲ所
 持スルヲ
 得ヘシ而
 シテ其株
 主ハ何レ
 ノ属族何
 レノ職務
 アルニ拘

テ其名簿中ヨリ管財人ヲ選定ス

註 破産宣告を受けて破産者が財産の權利と行ふこと得ざるに至りた
 るときは之に代はつて財産を管理する者なかるべからず是れ管財人を
 置く所以なり管財人の職分は兼債權者に平等の割合を以て分配せんが
 爲めなり左れば一物件を以て兼債權者に分配することを得べき其物
 件を金銭に換へて其分配を爲さるべからず各裁判所管轄區とは各地
 方裁判所の管轄區内を云ふなり

第九條 管財人ノ勤勞ニ對スル報酬ハ財團ヨリ第一ニ
 之ヲ支拂ヒ其額ハ破産裁判所之ヲ定ム

註 本條は管財人の報酬に關する規定にして管財人をして無報酬にて
 事務を取らしむべからず其報酬乃額は破産裁判所に於て之を定むるも
 のと其額を定むるには商法施行條例第四十三條に依り或は一破産手
 續の全休に付さ又は收入したる價額の割合に應せべく且財團の配當の

ハラス總
テ其所持
株高相當
ノ權利ヲ
有シ其銀
行營業ニ
付テノ損
害ハ株高
ニ應シテ
之ヲ負擔
スヘシ
但大藏省
ノ官員其

ある毎に其歩割を以て支拂ふものとぞ
第千十條 裁判所ハ何時ニテモ管財人ヲ易ヘ又ハ他ノ管財人ヲ加フルコトヲ得

註 管財人を易へるは管財人に於て其職務上不都合の行爲あるか又は職務に任へ難きときに其人を易へるを云ふ管財人を加ふるは事務繁雜に至りて無人にて實務上不便あることある場合あり

第千十一條 管財人ハ其行爲ニ付テハ代理人ト同一ノ責任ヲ負フ若シ管財人二人以上アルトキハ共同ニ非サレハ行爲ヲ爲スコトヲ得ス但破産主任官カ或ル行爲ニ付キ各箇ニ特別ノ委任ヲ與ヘタルトキハ此限ニ在ラス
註 代理人とは委任事務を處辨する者あり故に其委任せられたる事務に付て不都合あるか又は越權乃處置あるか怠慢等あるときは之より委任者に損害を加へたるときは賠償の責あるものなり管財人も代理人と

他ノ官員
トモ此銀
行ノ事務
ニ關係ア
ル者ハ株
主ト爲ル
ヲ許サス
第三十條
此條例ヲ
遵奉スル
銀行ノ株
主等ハ開
業免狀ヲ

同じく責任あるものとを共同に非されは行爲を爲はし得ざるとは管財人各々異見を異にせずして心と協せて行爲を爲すものとを是れ法律は常に二人以上の管財人あるときと雖も一人の管財人と看做すべきが故あり

第千十二條 管財人ハ破産宣告後即時ニ財團ヲ占有シ且其管理及ヒ換價ニ着手スルコトヲ要ス

管財人ハ其職務ノ爲メ破産者ノ補助ヲ求ムルコトヲ得破産主任官ハ此カ爲メ破産者ニ報酬ヲ與フルコトヲ得

註 即時とは猶豫なく直ちにと云ふ義なり管理とは處置し差配を處ると即ち物件が損傷等を生じたるときは之が修繕を爲す等は是れ管理なり換價は前に述べたる如く物件は悉く之を現金に代へるを云ふ

第千十三條 管財人ハ破産主任官ノ監督ヲ受ケ且其指揮ニ從フ義務アリ若シ管財人ノ行爲又ハ決斷ニ對シテ異

得其業ヲ
 始ムル前
 ニ於テ少
 ナクトモ
 資本金總
 額十分ノ
 五ハ必ス
 之ヲ銀行
 ニ入金ス
 ヘシ而シ
 テ他ノ十
 分ノ五ハ
 資本金總

議ヲ述フル者アルトキハ破産主任官命令ヲ以テ之ヲ決
 ス此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗告ヲ爲スコト
 ナ得

註 管財人は破産主任官の監督を受け且其指揮に従ふ義務ありとせる
 は破産管財人は破産裁判所の委任に依りて其職務を行ふものにして而
 して破産主任官は即ち破産裁判所を代表とせるものなるを以てなり

第千十四條 財産目録ハ裁判所職員又ハ其他警察官吏ノ
 立會ヲ以テ管財人之ヲ作り若シ必要アルトキハ破産者
 ナ立會ハシム

破産者ニ屬スル總テノ財産ハ財團ニ組入ル可カラサル
 モノト雖モ其價額ヲ明示シテ之ヲ財産目録ニ記入スル
 コトヲ要ス必要ナル場合ニ在テハ其價額ハ鑑定人ヲシ
 テ之ヲ鑑定セシム

額十分ノ
 一ヲ以テ
 月賦ト定
 メ開業免
 狀ヲ得タ
 ル月ノ翌
 月ヨリ入
 金スヘシ

財産目録及ヒ之ニ關スル調書ノ認證アル曆本ハ公衆ノ
 展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ
 檢事ハ其見込ニ因リ職權ヲ以テ財産目録ノ作成ニ立會
 フコトヲ得

註 本條は財産目録を作るの手續を規定したるものあり第一項は別に
 説明を要せず第二項の財團に組入る可からざるものとは第千一條に所
 謂強制執行の爲め差押ふることを得ざるもの及び優先權の属する擔保
 物を指すなり鑑定とは物品の目録をとることあり認證とは相違なき旨
 を證明したること

第三十一條
 右資本金
 ノ月賦入
 金毎ニ其
 銀行ノ頭

第千十五條 破産者ニ屬セサル破産ヲ財團ヨリ取戻スコ
 トニ係ル争訟ハ破産裁判所之ヲ裁判シ不動産ニ付テハ
 其所在地ヲ管轄スル裁判所之ヲ裁判ス
 註 破産者に属せざる財産とは破産所有者が所有權なきもの即ち借用

取支配人
ハ成規第
十三條ニ
準據シ資
本金集合
高届書ヲ
紙幣頭へ
差出スへ
シ
第三十二條
此條例ヲ
遵奉スル
銀行ノ株

品又は委託物等の如きものを云ふ此等の物件は債務の辨償に充て財團
と爲さへざるものにあらざ故に其所有者より取戻を受くるものなり而し
て之を取戻さんとするに付き争の生じたるときは破産裁判所之を裁判
とべく然れども其争の生じたる物件が不動産なるときは其不動産所
在地に裁判所あつて之を裁判するものとす不動産は其所在地を動かさ
こと出来ぬものなればなり

第千十六條 管財人ハ破産主任官ノ定メタル三十日以内
ノ期間ニ破産者ヨリ差出シタル届書及ヒ貸借對照表ヲ
調査シ若シ破産者ヨリ之ヲ差出サ、リシトキハ自ラ貸
借對照表ヲ作り且其報告書ニ貸借對照表ヲ添へテ破産
主任官ニ提出ス可シ
報告書及ヒ貸借對照表ノ認證アル謄本ハ公衆ノ展閱ニ
供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ

主等株金
ノ月賦入
金ヲ怠ル
トキハ頭
取取締役
等ニ於テ
其株ヲ没
入シ競賣
其他ノ手
續ヲ以テ
三十日以
内ニ之ヲ
賣拂ヒ而

報告書及ヒ貸借對照表ハ之ヲ檢事ニ送致スルコトヲ要
ス
註 管財人は財産目録を調製し其財産を管理するのみならず破産主任
官の定めたる三十日内の期間に破産者より差出したる届書及ヒ貸借對
照表を調査せざるべからざ若し破産者より之を差出さざるときは管財
人自から貸借對照表を作り且つ其報告書に貸借對照表を添へて破産主
任官に提出すべきものあり
破産主任官に於て認證せたる管財人の報告書及ヒ貸借對照表は債權者
に閱覽せしめん爲め裁判所に之を備へ置くなり
報告書并に貸借對照表は檢事に送らねばならぬものとするは破産者に
於て犯罪の所爲あるときは報告書并に貸借對照表に依りて之が處分を
なすに因るものなり

第千十七條 貸方ノ借方ニ超ユルコト判然ナルトキ又ハ

シテ其入
用ヲ差引
キ尙ホ過
金アレハ
之ヲ元株
主へ返還
スヘシ尤
モ此競賣
ニ於テ右
株式ヲ買
取りタル
株主モ亦
他ノ株主

協諧契約ノ豫期セラル、間ハ裁判所ハ破産主任官ノ申
立ニ因リ且管財人ノ意見ヲ聽キタル後管財人ヲシテ破
産者ノ營業ヲ續行セシムル決定ヲ爲スユトヲ得
管財人營業ヲ續行スル場合ニ在テ財團ニ屬スル物ヲ通
常ノ營業外ニテ賣却セントスルニ破産主任官ノ認可ヲ
受ケ且豫メ破産者ノ意見ヲ聽クユトヲ要ス
註 協諧契約とは第七章に規定せられたる債権者が破産者をして債務
の支拂と容易ならしめ且つ債権の幾分を減じ破産者として従前の如く
自ら商業を行ふことを得せしむ契約を云ふ本條の協諧契約の豫期せら
る、間とは協諧契約の見込ある間とは云ふ意なり此間は裁判所は破
産主任官の申立てに因リ且つ管財人の意見を聽きたる後ち管財人に申
含めて破産者の營業を引續きて行はしむべき決定を爲すものなり
財團に屬する物件と通常の營業外にて賣却せんとするにはとは例へば

同様ノ權
利ヲ有ス
ヘシ
第三十三條
右競賣ニ
於テ其株
ヲ買フ者
有ラサル
トキハ是
迄入金シ
タル金高
ハ銀行ニ
没入シテ

管財人が命せられたる營業は工場の人夫を使用し且其製造品を賣却そ
るに在リ然るに人夫に支拂ふべき賃錢若しくは其他の資金に差支を生じ
たるが爲め財團に屬する物品則ち製造品以外の物品を賣却せんとする
如きを云ふ如此き處分を爲すには管財人は裁判所の認可を得るを要せ
る破産主任官の認可を受けて之を爲すものとす

第千十八條 不動産ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ競

賣スルユトヲ要ス
動産ハ競賣スルヲ通例トスト雖モ破産主任官ノ認可ヲ
受クルトキハ相對ヲ以テ之ヲ賣却スルユトヲ得
競賣ノ手續ハ總テ民事訴訟法ノ規定ニ依ル
註 破産財團の不動産は破産主任官の認可を受けて之と競賣せざるべ
からる動産に付ては破産主任官の認可と受けたることに限り相對を以
て之を賣却せることを得るなり競賣の手續は總て民事訴訟法の規定に

其株ヲ消スヘシ尤此消株ニ依リ資本金額此條例第十七條ニ規定スル所ノ制限ヨリ減少スルトキハ頭取取締役ハ三十日

依る動産に付ては同法第五百七十六條以下不動産に付ては第六百五十八條以下に之を規定せり

第一千九條

管財人ハ財團ニ屬スル破産者ノ貸方ヲ取立テ及ヒ破産者ノ權利債務者其他ノ人ニ對シテ主張シ且保全スルコトヲ要ス

管財人ハ左ニ掲クル行爲ニ付テハ破産者ノ意見ヲ聽キ且破産主任官ノ認可ヲ受ク可シ

- 第一 訴訟ヲ爲スコト
- 第二 和解契約又ハ仲裁契約ヲ取結フコト
- 第三 質物ヲ受戻スコト
- 第四 債權ヲ轉付スルコト
- 第五 相續又ハ遺贈ヲ拒絶スルコト
- 第六 消費借ヲ爲スコト

第七 不動産ヲ買入ルコト

第八 權利ヲ拋棄スルコト

第九 總テ財團ニ新ナル義務ヲ負ハシムルコト

註 管財人は財團に屬する破産者の貸金を取立又破産者の權利は債務者其他の人に對して主張して之を保全せざるべからざる其他の人とは例へば財團に屬する物件を奪はんとする者の如きを云ふ和解契約とは管財人が第三者に對して相對にて和解を爲すを謂ひ即ち双方より損失と見込みて示談することあり仲裁契約とは民事訴訟法に定むる所の特別の仲裁人をして仲裁を爲さしむる契約を謂ふなり財團に新なる義務を負はしむるとは例へば財團中の物品保存の爲め幾許の費用を以て之を修繕する等の類をいふ

第一千二十條 財團ニ收入スル金錢ハ破産主任官ノ定ム可キ常用支出額ノ外遅延ナク之ヲ供託所ニ寄託スルコト

間ニ之ヲ補ヒ定限ノ高ニ滿シ若シ頭取取締役等之ヲ怠ルトキハ紙幣頭ハ其銀行ニ鎮店ヲ申渡シ更ニ跡引受人

ヲ命スヘシ

第三十四條

此條例ヲ

遵奉スル

銀行ハ株

主牒ヲ製

シ左ノ要

件ヲ記註

スヘシ

第一各

株主ノ

姓名、

ヲ要ス其金錢ハ破産主任官ノ支拂命令ニ依ルニ非サレハ支出スルユトヲ得ス

註 財團に收入する金錢を處分せる方法は其の收入の金錢中より破産主任官の定むべき常用支出額の外則ち管財人が管理上に必要なる費用を除き去りて餘分の金錢を管財人の手裡に置かざ速かに之を供託所に寄託して其金錢は破産主任官の支拂命令がなければ支出することを得ず是れ危険と損失を防ぐの方法あり

第千二十一條 管財人ハ其管財中破産者ニ罰セラル可キ

行爲アルヲ知リタルトキハ之ヲ破産主任官ニ届出ツル義務アリ破産主任官其届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ檢事ニ通知ス

註 破産管財人は管財中破産者の行爲に罰せらるべきことあるを知りたるときは破産主任官に届出づるの義務あり若し之を届出でせして爲

住所、

家族、

職業

(若シ

之アラ

ハ)

第二各

株主ノ

所持セ

ル株式

ノ番號

簡數

第三入

めに損害の生じたるときは管財人の責に歸するものと破産主任官は管財人の届出を受けたるときは之を檢事に通知して相當の處分を爲さしむるものとす

第千二十二條 破産主任官ハ破産ノ原由、事情、貸方借方

並ニ其對照表、其他管理及ヒ破産手續ニ關スル事項ニ付キ破産者、其商業使用人、雇人其他ノ人ヲ何時ニテモ訊問スルユトヲ得

註 破産主任官は破産の原因即ち破産は何より生ぜしや及び其事情即ち損失より生ぜしものなれば如何なる方針に依りて失敗せしものなるや事情已むを得ざるに出でたるや等又は貸方借方並に其對照表其他管理及び破産手續に關する事項に付キ破産者其商業使用人雇人即ち下男下女其他破産者に關係ある者を何時にても呼出して訊問することを得るなり

社ノ年

月日

第四 退

社ノ年

月日

第三十五條

此條例ヲ

遵奉スル

銀行ノ創

立證書ニ

記名スル

者ハ即チ

其銀行ノ

第六章 債權者

第一節 債權ノ届出及ヒ確定

第千二十三條 破産者ノ總債權者ハ破産決定ノ公告ニ因

リ債權届出ノ期間ニ其債權ヲ破産主任官ニ届出ツ可キ

旨ノ催告ヲ受ケタルモノトス其届出ニハ各債權ノ合法

原因及ヒ請求金額若シ優先權アルモノハ其權利ヲ明記

シ且證據書類又ハ其謄本ヲ添フ可シ

他所ニ住スル債權者ハ裁判所所在地ニ代人ヲ置ク可シ

債權及ヒ代人任置ノ届出ハ書面ヲ以テ又ハ調書ニ筆記

セシメテ之ヲ爲スユトヲ得書面ヲ以テスル場合ニ在テ

ハ二通ヲ差出スコトヲ要ス

所在ノ知レタル債權者ハ右ノ外特ニ裁判所ヨリ書面ヲ

以テ其債權届出ノ催告ヲ受ク然レトモ其書面カ債權者

ニ達セサルモ此カ爲メ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

ス

註 債權届出ノ期間とは破産宣告と共に破産裁判所に於て決定する所

の期間に従ひ短くとも三月月長くも六月月間に其債權を破産主任官に

届出づへし其届出には債權に付ての契約の原因及び請求金額若し優先

權あるものは其權利を明に記載し且證據書類又は其謄本を添ふべき

ものとす

他所に住する債權者みえて裁判所所在地に代人を定め且つ其旨を届出

づへし若し之を届出ざるときは書類の送達なき場合又は呼出に付る程

程の猶豫を興へぬ場合と雖も之に對して異議を述べることを得ず

所在の知れたる債權者は破産決定の公告を以て債權届出を催告するの

みならず特に裁判所より書面を以て其届出を催告するあり然れども其

書面が債權者に達せざるが爲め債權者は其辨濟を受けざるも損害賠償

株主タル

カ故ニ前

條ニ規定

セル株主

牒ニ各其

姓名ヲ登

記スヘシ

且其他何

人ニテモ

(外國人

ヲ除クノ

外) 爾後

其銀行ノ

株主タラ
ソコトヲ
同意シ隨
テ其姓名
ヲ株主牒
ニ登記シ
タルモノ
ハ又同ク
其銀行ノ
株主タル
ノ權利ア
ルヘシ

第三十六條

右株主牒
ハ銀行其
開業免狀
ヲ領受ス
ルノ即日
ヨリ之ヲ
其本店ニ
備置クヘ
シ而シテ
此株主牒
ハ營業時
間ナレハ
何時ニテ

を要求することを得ざるあり

第千二十四條 届出ハ之ヲ受取りタルキ直チニ順次番號
ヲ付シテ二箇ノ表ニ記載ス可シ其一ニハ優先權アル債
權ヲ掲ケ他ノ一ニハ通常ノ債權ヲ掲ク此債權表ハ公衆
ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ
管財人ハ其使用ノ爲メ届出書及ヒ債權表ノ謄本ヲ受領
ス

註 破産主任官が債權の届出を受取りたるときは其届出の順序に依り
て番號を付して之を二ケの債權表に記載せし其一の債權表には優先
權ある債權を掲げ他の一の表には通常の債權を掲ぐるなり此債權表は
公衆の展閱に供する爲め裁判所に之を備ふるものとて是れ各債權者を
して其債權の記入せられたるや否やを知らしめんが爲めなり

第千二十五條

調査會ハ管財人及ヒ成ル可ク破産者ノ面

前ニ於テ破産主任官之ヲ開キ且其調書ヲ作ル可シ債權
者ハ自身又ハ代理人ヲ以テ此會ニ参加スルコトヲ得
破産主任官ハ債權者ニ取引帳簿若クハ其拔書ノ提出ヲ
命スルコトヲ得調査ノ結果ハ債權表及ヒ提出シタル債務
證書ニ附記シ且各債權者又ハ其代理人ニ告知スルコト
ヲ要ス
調査會ハ届出期間ノ滿了後十日乃至十五日間ニ之ヲ開
クヲ通例トス
届出期間ノ滿了後ニ届出テタル債權ハ調査會ニ於テ之
ヲ調査スルコトヲ得然レトモ其調査ヲ爲スコトニ付キ
異議ノ申立アリタルトキ又ハ調査會ノ終リタル後債權
ヲ届出テタルトキハ其債權者ノ費用ヲ以テ新ナル調査
會ヲ開ク

モ株主等
 之ヲ檢閱
 スルヲ得
 ヘシ若シ
 銀行其檢
 閱ヲ拒ミ
 タルトキ
 ハ株主ハ
 其趣ヲ書
 面ニ認メ
 之ヲ其管
 轄地方官
 廳へ差出

註 調査會とは破産主任官に於て破産の調査を爲す爲めに開くものなり本會は成る可く管財人は破産者の面前に於てせざるべからず是れ調査上に私なく殊に債權の實況を詳にせんが爲めなり又破産主任官は調査會を開きたる情況と記載せる調書を作らざるべからず債權者は他の債權者の數に依り其割前に差等を生ずるを以て債權者も亦自ら調査會に参加することを得べく又自身に参加すること能はざるときは代理人を以ても参加することを得べき又破産主任官は債權者に取引帳簿若くは其抜書を差出を命ぜらざることを得べく

調査會は債權届出の期間即ち三月月長くとも六ヶ月の期間の終りたる後十日乃至十五日間に之と開くと通例とを而して債權届出の期間に後れて届出を爲すも辨済を受くることの出來ぬにあらざれば期間後に届出を爲すも亦皆之を受理して調査を行ふべし然れども其調査を爲すことには付き異議の申立ありたるるとき又は調査會の終りたる後債權を届出

シ紙幣頭
 へノ照會
 ナ乞フヘ
 シ其照會
 ナ得ルニ
 於テハ紙
 幣頭ハ直
 チニ官吏
 ナ派遣シ
 其本店ヲ
 檢査セシ
 ムルコト
 アルヘシ

たるときは其後れて届出たる債權者の費用を負担するにあらざれば新なる調査會を開くことを得ず

第一千二十六條 債權ノ確定ハ承認又ハ裁判所ノ判決ヲ以

テ之ヲ爲ス調査會ニ於テ管財人ヨリモ又債權ノ確定シ若クハ貸借對照表ニ掲ケタル債權者ヨリモ異議ヲ申立

テサルトキハ債權ハ承認ヲ得タルモノトス

管財人ノ債權ニ係ル承認又ハ異議ハ破産主任官其管財

人ニ代ハリテ之ヲ爲ス

註 債權の確定とは調査會に於て債權の實否を調査し債權者及び管財

人に於て其債權あることを承諾し確實のものと定まりたるをいふ此確

定したる債權は破産者の財團より辨済を受くることの出來ざるものと

を債權の確定は裁判所の判決を以て之を爲すとは例へば甲者は破産者

に對して千圓の債權を有するに此場合に於て甲者の債權の確定するは

但シ銀行
ハ新聞紙
又ハ其他
ノ手續ヲ
以テ其旨
ヲ報知ス
ルニ於テ
ハ一ケ年
中日數三
十日ニ過
キサレハ
何時ニテ
モ右檢閱

他の債權者又は管財人に於て其債權あることを承諾したるときも在り
然るに甲者は破産者に對し千圓の債權ありと主張し破産者は其義務な
しと云ひ其孰れが信なるを知ることの出來ぬときは裁判所の判決を以
て其債權あることを確定せざるを云ふ
管財人が其調査會に於て爲したる調査に對し異議を申立ぬときは即ち
其債權は承認せられたるものなり承諾とは承諾して其確かなるを認め
たるものなり破産主任官は裁判官の地位に在る者なれば債權の承認又
は之に對して異議を申立てることを得ざ故に只管財人に代はりて爲す
ことを得べきなり

第千二十七條 異議ヲ受ケタル各債權ハ若シ其債權者之
ヲ取消サ、ルトキハ破産裁判所公廷ニ於テ破産主任官
ノ演述ヲ聽キ成ル可ク合併シテ其判決ヲ爲ス可シ其辨
論及ヒ判決ハ原告、被告ノ出頭セサルトキト雖モ之ヲ

ヲ停止ス
ルコトヲ
得ヘシ

爲ス但此判決ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三十七條

右株主牒
ニ何人カ
故ナク姓
名ヲ記入
セラレ又
ハ妄リニ
除名セラ
レ又或ハ
退社セシ

註 前條に依り異議を受ケたる各債權者即ち債權者よあらざとか又は
金額に相違する所あるとかは異議を受けたる債權者なり此異議を申立
てたる者として原告とし異議の申立と受けたる債權者として被告とあ
し金額に拘はらざ總て之を破産裁判所の決定に委ねべきものと而し
て此判決は破産主任官の演述する所を以て判決の材料とし必しも双
方の陳述論辨するに及ばず且つ双方の出頭せざる場合に於て言渡えた
る裁判は故障を爲すと許さず破産主任官の演述ありたる上は其事實を
知るを得べしとざるに由るなり成る可く合併して其判決を爲すとは債
務者たる破産者は既に訴訟の能力を失ひ管財人も自己の訴訟に於ける
が如く十分なる自由を有するに非ざれば原被告双方の陳述を以て要用と
せざれば只破産主任官の演述を聽きて判決を爲すと云ふあり

第千二十八條 判決ハ成ル可ク債權者集會前ニ之ヲ爲ス

所以ノ記
載チ故ナ
ク逡延セ
ラレタル
等ノ事ア
リテ其人
之カ爲メ
妨碍ヲ受
ケルニ於テ
ハ其事由
ヲ書面ニ
認メ之ヲ
其管轄地

ユトヲ要ス若シ之ヲ爲スユト能ハス又ハ判決ニ對シテ
控訴ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ異議ヲ受ケタルトキハ
債權者ノ右集會ニ加ハルコトヲ許ス可キヤ否ヤ又幾許ノ
金額ニ付キ加ハルコトヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス
債權者ノ優先權ノミカ異議ヲ受ケタルトキハ其債權者
ハ通常ノ債權者トシテ右集會ニ加ハルコトヲ得
註 判決は成る可く債權者集會前に於て之を爲すことを要する所以は
異議を受けたる債權者をして債權者集會に加はらしめんが爲めなり且
つ債權者の集會に列らなる債權者の有する債權は成る可く確定したる
ものならざるべからざる所以なり然れども若し集會前に其判決を爲す
ことを得ず又は集會前其判決を爲すも其判決に對して控訴を爲した
るが爲め確定に至らぬ場合には裁判所は異議と受けたる債權者が債權
者集會に加はるべきを許すべきや否や及び幾許の金額に付き加はるこ

方官廳へ
差出シ紙
幣頭へノ
照會ヲ乞
フヘシ其
照會ヲ得
ルニ於テ
ハ紙幣頭
ハ直チニ
銀行ニ命
ジテ之ヲ
修正セシ
ムヘシ

とを許す可きや否やと決定すべきものとせり是れ債權者の議決する權
利は債權額を標準とするが故に豫め之を判定せねばならぬなり又優先
權を有する債權者にして只其優先權のみに對し他の債權者より異議を
受けたるときは其債權者は通常の債權者と爲りて右集會に参加するこ
とを得べきものとす
第一千二十九條 債權ヲ正當時期ニ届出テス又ハ債權ノ確
定セサル債權者ハ以後ノ確定ニ因リテ爲ス可キ財團ノ
配當ニノミ加ハルコトヲ得然レトモ異議ヲ受ケテ訴
訟中ニ在ル債權及ヒ届出竝ニ調査ノ爲メ別段ノ期間ヲ
定メラレタル在外國債權者ノ債權ニ付テハ以前ノ配當
ニ於テ其債權ニ歸スル割前ヲ留存ス
註 債權者は破産決定の公告ありたるときは債權届出の期間其債權
と届出ざるべからざる若し此正當の時期内届出と爲さねば調査會以後

第三十八條

此條例ヲ
遵奉スル
銀行ノ株
式ハ成規
第二十七
條第三十
條ニ規定
スル所ノ
手續ヲ以
テ之ヲ賣
買譲與ス
ルコトヲ

の確定に因りて爲すべき財團の配當にあらざれば加はることを得ざる
して此債權者は破産者より差出したる貸借對照表に記入せられたるも
のにして破産者に在ては既に債權たることを認めたる場合と雖も別段
に届出を爲さざるが故に之を承諾せられぬ者と同一に視らるゝなり
正當時期に届出を爲したる債權にても異議を受けず訴訟中に在るか又
届出并に調査の爲め未だ確定せぬ債權は其確定以後にのみ加はるこ
とを得べきものとして他の債權に付ては直ちに配當の處分を行ふべき
ものとそ外國の遠隔の地に在る債權者の爲めに届出并に調査を爲すに
別段の期限を定むるに非ざれば平當分配を爲すこと能はざる場合には
之が爲め裁判所に於て其受く可き配當額即ち最初の配當に於て其債權
に對して受くべき割前を留存するものとそ留存せんとは差引置て他日届
出ありたる時に於て之を配當すべきなり

第二節 特種ノ債權者

第三十條

得ヘシ
但シ銀行
ハ新聞紙
又ハ其他
ノ手續ヲ
以テ其旨
ヲ報知ス
ルニ於テ
ハ一ケ年
中日數三
十日ニ過
キサレハ
何時ニテ

主タル債權者ノ破産ニ於テ届出テタル債權

ハ協諸契約ノ場合ト雖モ保證人其他ノ共同義務者ニ對
シテ其全額ニ付キ之ヲ主張スルコトヲ得又保證人又ハ
共同義務者ハ主タル債務者ノ破産ニ於テ其償還請求ヲ
届出ツルコトヲ得然レトモ主タル債務者ノ爲メニスル
協諸契約ノ効果ニ從フ

註 主たる債務者とは共同債務者中にて破産したる債務者を云ふ協諸
契約の場合と雖も云々とは協諸契約の場合と雖も債權者は保證人及び
共同義務者に對して要求することを得るものとす例へば債權額千圓に
して協諸契約に依り債權者は其半額即ち五百圓を受くるとせんよ主た
る債務者に對して債權額半額を得て殘餘の半額は保證人其他の共同義
務者に對して請求する權利あるものとす是れ協諸契約の爲めに保證人
等其義務を免かるゝものとせば保證人及び共同義務者は最初より之無

第二節 特種ノ債權者

モ其株式
ノ賣買讓
與ヲ停止
スルコト
ヲ得ヘシ

第三十九條
此條例ヲ
遵奉スル
銀行ノ株
主死去ス
ルノ際名
代人ヲ以
テ株式ヲ

きも同様なるべければなり又保証人又は共同義務者は主たる債務者の
云々とは自己の負擔に非らざる者をして負擔せしめられたるときは之
が償還請求を爲すへきは當然なり故に此請求權は保証人其他共同義
務者が債權者に代はりて債權者に辨濟したるときも非ざれば生ずるこ
となし若又債權者は一部分の辨償を爲したるときは其請求權は只其辨
償したる一部分に限りて請求を爲すことを得るなり
然れども主たる債務者の爲めにする協諧契約の效果に従ふとは例へば
債權者は協諧契約に依り債權の五割即ち千圓に付き五百圓の返還を受
けんに此場合於て保証人は他の半額五百圓は請求をすることを得ず此
五百圓は協諧契約に依り消滅したるものあれば之を請求を許すに
於ては二重の請求二重の返還を爲すと同一理にして協諧契約の趣旨に
違ひ協諧契約の效果を失ふに至ればなり

第一千三十一條 二人以上ノ共同義務者カ破産シタルトキ

賣却讓與
スル等ノ
事アルト
キハ假令
ヒ此名代
人ハ其銀
行ノ株主
ヲ非ラス
ト雖モ記
名調印等
ノ事ニ至
リテハ猶
ホ株主同

ハ其各義務者ノ破産ニ於テ債權ノ全額ヲ届出ツルコト
ヲ得

各自ノ破産財團ノ間ニ於ケル償還請求權ハ之ヲ主張ス
ルコトヲ得ス然レトモ債權者カ受取ル割前ノ額カ主タ
ルモノ及ヒ從タルモノヲ合セタル債權ノ總額ヲ超過ス
ルトキハ其ノ超過額ハ共同義務者中他ノ共同義務者ニ
對シテ償還請求權ヲ有スル者ノ財團ニ歸ス

註 二人以上の共同義務者の破産したるときは其義務者に於て各々債
務の金額を届出で請求することを得べしとは債權全額に於て相當の割
合を立て各義務者の破産に對し其割合に應じて配當を受くることと得
べし例へば甲乙二名にて負擔する債務額五百圓あるとき二名共に破産
したるときは債權者は甲乙孰れの財團に對しても各五百圓の請求を爲
すことが出来るや否やに付ては此債權全額に於て相當の割合を以て各

債ノ權利
ヲ有スヘ

シ

第四十條

此條例ヲ
遵奉スル
銀行ハ社
中ノ格段
決議ヲ經
テ紙幣頭
ノ承認ヲ
得ルニ於
テハ其資

財團に對して配當を求むることを得べし然れども甲の破産財團より乙の破産財團に對しては償還請求權を主張するを得る何となれば各破産財團は其現在額の割合に應じて債務を返却するものにして若し甲の破産財團より乙の破産財團に對して償還請求を爲すことの出来るに於ては乙は現在額の割合に超ゆる支拂を爲し亦幾回も同一の請求を爲して幾回も辨濟を爲さしむるが如き不正なる結果を生じ爲めに平等分配の原則を破るに至るを以てなり何とあれば債權者は甲債務者に對して一千圓の請求を爲したるを以て破産管財人は其届出の如く配當案を作り甲の財團より其半額即ち五百圓を支拂ふべき配當額となりたるに若し乙保證人は右債權者に對して殘半額の辨濟を爲したりとて甲の財團に對して更に五百圓の請求を爲すことを得るものとせば甲に在ては一千圓の債務に對して一千五百圓の請求を受くることとなり一千圓に付ては全く二重の請求を爲したるものあり

本金額ヲ
増加スル
コトヲ得
ヘシ而シ
テ右増加
スヘキ資
本金額ノ
制限ハ大
藏卿ヘノ
稟議ヲ經
テ紙幣頭
之ヲ定ム
ヘシ故ニ

債務者が受取るべき財團の割合の額が主たるもの(元金)及び従たるもの(利子)を合せたる債權の總額を超過するときは債權者は不當の利得と受くるに至るべきを以て此場合に於ては其餘分に辨濟したる額を財團中に組入るゝものとす

第一千三十二條 左ニ掲クル債權ハ届出及ヒ確定ニ關スル

規程ニ從フヲ要セス

第一 裁判費用管理其他破産手續上ノ費用

第二 公ノ手数料及ヒ諸稅

第三 管財人カ財團ノ爲メニ負擔シタル義務ヨリ生スル債權

右債權ハ破産主任官ノ指圖ニ從ヒ通常ノ方法ヲ以テ財

團ノ現額ヨリ之ヲ支拂フ

註 裁判費用管理費用其他破産手續上の費用とは管財人の報酬財産目

其資本金
額ヲ増加
スルニハ
紙幣頭ニ
申請シ其
承認ヲ得
テ之ニ從
事スヘシ
尤モ全ク
入金濟ノ
上ハ成規
第十四條
ニ準據シ

録調製の助力に對して與ふべき手當金及び營業繼續費其他裁判宣告等の公告料等なり公の手數料とは例へば郵便税、電信料、地稅、關稅等をり管財人が財團の爲めに負擔したる義務より生ずる債權とは此等の債權は破産上の債權に屬するものにして現に財團の爲めに負擔したるものなれば届出及び確定に關する規則に従ふを要せず
右三ヶの債權は届出と確定との規定に従ふを要せずと雖も調査は必き管財人に於て爲さるべからざる故に管財人は之を調査し破産主任官の差圖に従ひ通常の方法即ち破産上の手續に従はざる財團の現在額より之を支拂ふべきものと爲るなり

第一千三十三條 破産手續ニ加ハリタルニ因リテ債權者ニ生シタル費用ハ財團ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ得ス
註 債權者が破産手續に加はりたるに付ての費用とは即ち調査會又參加する爲め又は路程遠隔の爲め費したる旅費訴訟入費等の類を云ふ此

テ其増加
證書ヲ差
出スヘシ

第一千三十四條 削除

等の費用は破産の始まる前より生じたるものにあらざして破産決定に因り生じたるものなるを以て財團に對して之を請求することを得ず

第四十一條

第三節 債權者集會

此條例ヲ
遵奉スル

第一千三十五條

債權者集會ハ破産主任官之ヲ招集シ及ヒ之ヲ指揮ス其招集ハ會議ノ事項ヲ明示スル公告ヲ以テ之ヲ爲ス

銀行前條
ニ掲ケル

如ク資本
金ヲ増加
セシニ依
リ公債證
書ヲ納メ

其集會ハ管財人、債權ノ確定シタル債權者及ヒ第一千二十八條ニ依リテ參加スルコトヲ得ヘキ債權者ヨリ成立ス然レトモ優先權ノ確定シタル債權者ハ其優先權ヲ拋棄シタル限度又ハ優先權ヲ行フニ當リ不足アル可シト推定セラル、限度ニ於テノミ參加ス

債權者ハ代理人ヲ差出スコトヲ得

第三節 債權者集會

銀行紙幣
ヲ受取ル
ノ手續ハ
現ニ其株
主タル者
ヨリ増加
ノ總額ヲ
至ク入金
シタル後
ニ非サレ
ハ之ヲ施
行スルヲ
許サス

破産者ハ之ヲ集會ニ呼出スコトヲ得
 註 債権者集會には二回あり第一は破産決定と共に豫め期日を定め其會議すべき事項は第三十七條の規定に依り兼て協諾契約の議決を目的とするものなり第二は終給計算を爲し及び破産手續の終結を決定する爲め最終に開くべきものなりと其議決の方法は第三十三十六條に規定を而して其集會は管財人をして管理の事實を述べしむる爲め又債権者をえて債権の申立及び辨解を爲さしむる爲めに之を招集し又第三十八條に依り異議を受けたる債権者と雖も集會に参加することを許されたる者は亦其集會に列席せしむ優先權の確定したる債権者は其優先權を拋棄したるか又は之に對し異議を受けたるときは第三十八條第二項に従ひ債権者は通常の債権として集會に参加することを得るなり又優先權を執行したるも金額の辨償を受けざる時は其不足額に付てのみ参加することを得べし

第四十二條
此條例ヲ
遵奉スル
銀行若シ
其資本金
額ヲ減少
セントス
ルトキハ
社中ノ格
段決議ヲ
經テ紙幣
頭ノ承認
ヲ得ルニ

第三十六條 決議ハ出席シタル債権者ノ過半数ヲ以テ爲スヲ例通トス其過半数ハ出席員ノ有スル債権額ノ半ヨリ多キ額ニ當ルコトヲ要ス
 註 債権者の過半数とは現在出席員の債権總額の半より以上の額に當る債権ならざるへからざる故に假令其出席員の過半数の同意者あるも其過半数の債権總額が出席總員の債権總額の半より少なきときは議決を爲すことを得ざるなり

第三十七條 集會ニ於テハ破産主任官ハ破産手續ノ從來ノ成行ニ付テノ報告ヲ爲シ管財人ハ財産ノ處理其結果及ヒ財團ノ現況ニ付テノ報告ヲ爲ス
 集會ハ右ノ報告ニ付テ決議ヲ爲シ若シ破産主任官又ハ管財人ノ意見アリタルトキハ其意見及ヒ債権者ノ爲シタル申立又ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ破産者ノ爲シ